

海金銀の回文に因りて考ふる通のよう

一九三五年五月三十一日

昭和十九年七月二十一日

軍需大臣

文房 啓函 宛 裁 各 宛

中央物資活用協会会長

ダイヤモンド賣上実施に關スル件、

前記ノ件ニ關シテハ今般別紙要綱ニ依リコトダイヤモンドノ賣上ヲ実施スルコトニ相成タルニ付關係方面ト協力ノ上之ヲ實施ニ付甚遺憾ナキヲ期セラレ度遺憾ス
而本件ニ關シテハ別紙ノ如ク各地方長官宛通牒致シ置キタルニ付為念

一九三五年三月三十一日

昭和十一年三月三十一日

重 査 次 官

ダイヤモンド製上実地ニ関スル件

現下ノ時局ニ於テ「ダイヤモンド工具」ヲ航空機砲兵兵器ノ生産上不可欠ナル
要材タルニ鑑ミ制約措置ニ依リ「ダイヤモンド」ノ買上ヲ要地スルコトニ相成ル
ルニ付關係者並ト馬力ノ上可然措置相成慮運謀ス
尙希右段上等物ニ對スル買上發售ニ付テハ別途本件指導事務處設特トシテ交易
管理ヨリ及出セシムルニ付爲念

ダイヤモンド製上実地製鋼

一九三五年

重 査 官

一 概 説

「ダイヤモンド工具」ヲ航空機 砲兵兵器ノ生産上不可欠ノ要材タルニ鑑
ミ現時「ダイヤモンド」ノ制約ヲ行ヒ之ヲ重要ナル戦力化ヲ圖ラントス

二 要 件

「ダイヤモンド」及「ダイヤモンド」ヲ包含スル製鋼品

三 製 上 方 法

一 製上ノ要地ニ在リテ生産スルモノトシテ重要出ノ形ニ依ル

四 買 上 期 間

昭和十七年八月十五日ヨリ尙フ三ヶ月間

五 買 上 格 格

「ダイヤモンド」ニ付テハ平均一カラットニ付テ五〇〇円ヲ基準トシタル所

可価格ニ依リ、附屬被服品ニ付テハ適法價格ニ依ル

六 賈上賣差区域

内地一円トス

七 賈上賣差

(一) 交易管國本隊後支用

(二) 代行店

(三) 中央物産活用協会

(四) 代行店ヲ設置スルニ係リ縣ヲ除キタル内一円ヲ担当スルモノトシ巡

回費トシテ賣差ス

(四) 代行店

東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県、七都府縣

ニ於テハ交易管國一以下管區ト称ス一ノ指定セル百貨店ヲ代行店トシ兼

時價トシテ賣差スルモノトス

代行店ニ就テ賣差及賈上賣差ノ賣差ノ下ニ關シ特派員ノ研力ヲ得テ賈上ノ賣差ニ付
スルモノトス

代行店ニ對シテハ、賣田ヨリ賈上賣差ヲ交付スルモノトス

代行店ニ對シテハ、賣田ヨリ賈上賣差ヲ交付スルモノトス、中在在賣差及賣田ノ賣差ヲ受ク

モノトス

五

(一) 賈上賣差

七都府縣ニ於テハ、代行店タル百貨店トシテ其ノ他ノ賣差ニ於テハ中央物産

活用協会ノ賣差及賣田ヨリ賈上賣差トス

(二) 賣差及代金支給

賣差及代金支給ヲ得ヌモノトス

六 代行店、賣差及賣田

法人団体、隣組組織等ニ依ル勸業並ニ賣付賣差人ニ依ル個別勸業ニ依ルノ外

ラジオ、新聞、其ノ他絶エルガニ依リ各官位ヲ行ヒ家切ヲ期スルモノト
ス

二 代行職制ニ関スル書明并職

(一) 職上手数料

當國ハ代行店ニ對シ一定ノ職上、責任額ニ據テ其ノ責任額ノ職上ニ對
シテハ職上額格、百分ノ二ヲ若シ責任額過半ニ付テハ百分ノ五以内ノ手数料
ヲ支払フモノトス

(二) 危険負担引当金

當國、中央貯蓄活用協会及ヒ代行店ニ對シ職上品ノ鑑定額並ニ當國納入
額、若シ是等負担引当金トシテ職上額格ノ百分ノ一ヲ支払フモノトス

(三) 職上品引取検査

代行職店職上品ヲ當國ニ納入ノ際ハ當國若シ指定品與重疊鑑定人ニ依リ再鑑
定ヨククレモノトス

二 職上品ノ処分

(一) タイマモ

(二) 引取分方法

職上品ノ処分ニ依リ

口外分售

職上品ノ処分ニ依リ口外分售ノ手續受付後職上品引取金ヲ預貯シタルモノトス

口外分售

職上品ノ処分ニ依リ口外分售ノ手續受付後職上品引取金ヲ預貯シタルモノトス

口外分售

以 上

(五)

一 支那管理は一八一三―五法理才ニ大勢支那管理法により設立せられた。

(六) 支那管理

(目的)

一 支那管理は 臨時に設けられた支那管理の機構を固め、支那の統制運営を為すと共に重要物資の増産を確保及び増進し並びに重要物資の利用を有効にすべしとすることを目的とする。(支那管理法第一條)

(業務)

一 支那管理

- (1) 物資の輸出入及び輸入に付、重要物資の輸入及び輸出入
- (2) 重要物資の保存、輸入及び輸送
- (3) 支那の支那に附帯する業務を行つて政府の認可を受けて前記業務の外

支那の目的達成に必要なる業務を目的とし、行はれる。

一 支那管理法第二十一條

支那管理の重要物資の管理は

支那管理の重要物資の管理は

支那管理の重要物資の管理は

支那管理の重要物資の管理は

支那管理の重要物資の管理は

支那管理の重要物資の管理は

支那管理の重要物資の管理は

支那管理の重要物資の管理は

支那管理の重要物資の管理は

支那管理の重要物資の管理は

支那管理の重要物資の管理は

中土務官署 通工大臣

（一）

總務部 法制部 警備部 陸軍部 海軍部 陸軍省 海軍省 大臣官舎 文部省 農林省 大藏省 逓信省 高等師範学校 高等女学校 高等商業学校 高等農林学校 高等工業学校 高等師範学校 高等女学校 高等商業学校 高等農林学校 高等工業学校 高等師範学校 高等女学校 高等商業学校 高等農林学校 高等工業学校

（二）

（三）

（四）

（五）

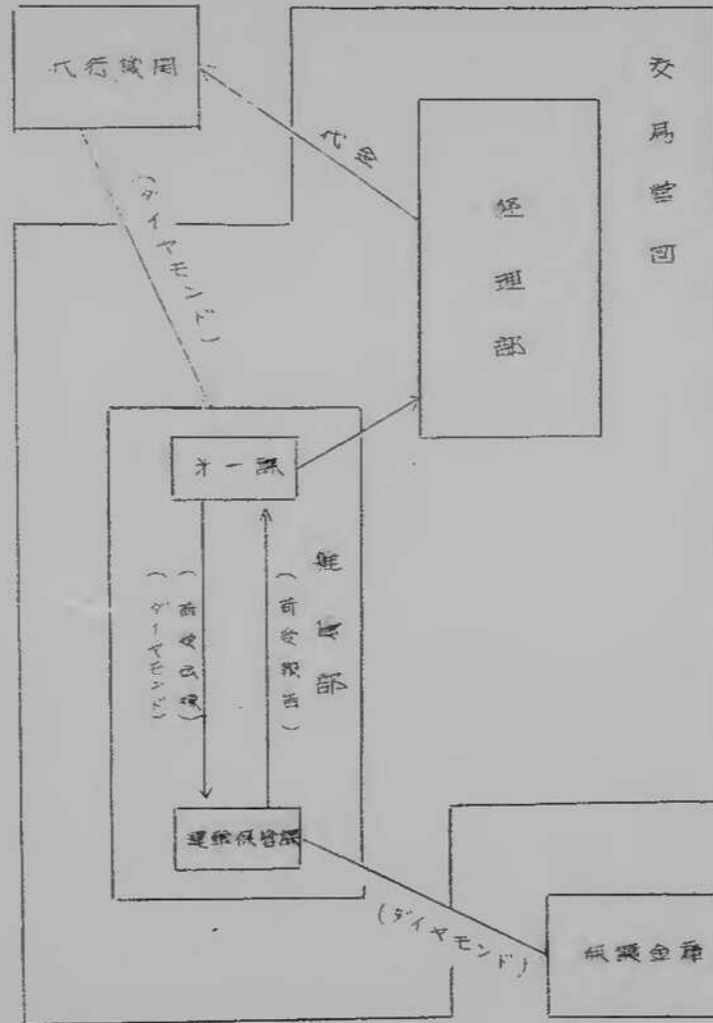
（六）

（七）

（八）

（九）

交易管理業務部ダイヤモンと入金支払経路図示例



老工部局第二十二号ノ凡書

昭和二十一年三月一日

工 大 臣

大馬場四番街警察署

運送書四冊三 枚

低賃時統制令ヲニ条オ一項但書ニ依ル

許可ニ可スル件

昭和二十一年二月九日付タイヤミント工具ニ関スル價格統制令ヲニ条オ一項但書

ニ依リ許可申請ノ件許可ス

但シ別記ノ通り得ヘシ

一 製造数量 製造条件ハ申請書ニ記載シタル所ニ依ルベシ
 取立価格ハ申請書ニ記載シテ定率差額ヲ算出ルコトヲ得ズ
 右許可条件ニ違反シテノ地下発售ノ所為アリタルトモ又ハ物価調整上必要アリト認ムルトキハ本許可ヲ取消ス可トアルベシ
 本許可ノ有効期間ハ許可ノ日ヨリ起テ三箇トス

昭和二十一年二月一日

東京府建設区平成七ノ一七五
 支那通商局長
 榎野 謙 印 兼 三

新工業部 建設省 課長 取

價格統制令ノニモ一項目目ニ依ル許可申請書

指定工場及運搬業者等ノダイヤモト工具販売或受取価格統制令ノニ条ノ一
 項目目ノ許可申請書同令施行規則ノ一ノ条ノ一項ノ規定ニ依リ此段及申請候也

記

- | | |
|----------|---------------------|
| 一 販売マシノ名 | ダイヤモンド工具 |
| 二 品名 | トレッサー・タイス・バイト・硬質計在子 |
| 三 数量 | 七五〇個 |
| 四 販売先 | 軍需省(当時)指定工場及運搬車 |

田中 隆興 漢名 田中 隆興 漢名 田中 隆興

田中 隆興 漢名 田中 隆興

田中 隆興 漢名 田中 隆興

昭和十七年四月二十一日... 田中 隆興 漢名 田中 隆興... 昭和十七年四月二十一日... 田中 隆興 漢名 田中 隆興... 昭和十七年四月二十一日... 田中 隆興 漢名 田中 隆興...

昭和十七年四月二十一日... 田中 隆興 漢名 田中 隆興... 昭和十七年四月二十一日... 田中 隆興 漢名 田中 隆興... 昭和十七年四月二十一日... 田中 隆興 漢名 田中 隆興...

地下賜品ダイヤモンド原料原価計算

二 概スル説明

一 原石原価

原石ノ価格ハオ一西工組格付ニ依リ決定シタルモノニシテ原石ノ個々ニ於テアル等級ハ原上価格ヲ異ルモ格付・総金額ハ原上総金額ト全一ナリ。

二 加工費

加工費ハ幾千不属材料費ヨ含ミ加工費ニ於テ認め許可セル工費ナリ。

三 原石破損

加工中ニ於ケル原石ノ破損計算ノ上ハ改定原価計算要領ニ基キ原石破損量ハ工費ノ種類ニ依リ異リ率ヲ定メアリ。

四 加工原石

クラシシンノ使用量ハオ三者ニ依リ原料ニ基キ計上シキヤラットノ単価一八一、〇〇ナリ。

五 製造原価

製造原価ハ原石原価・加工費・原石破損・加工原石ノ原価ヨ成リテ算出スルモノナリ。

六 経費

一〇年七月一月一日より一〇年六月三十日までノ金利ヨ含ム総経費ニシテ算上総金額ニ照シテ算出スルモノナリ。

七 税金

税金ハオ五種消費税率代ヲ控除差引タルモノナリ。

八 諸回子数毎

一〇年六月三十日現在ノ諸回子数毎ノ原価計算ノ結果ハ原上価格・加工費・原石破損・加工原石ノ原価・加工費・原石破損・加工原石ノ原価ヨ成リテ算出スルモノナリ。

九 計算一覽表

計算一覽表ハ別紙ニシテ添付スルモノナリ。

以上

一九四四年十月五日

昭和十九年十月五日

重商省機械局長

文 易 監 西 総 裁 各 宛

日本ダイヤモンド工業工業統制組合理事長

陛下貴品ダイヤモンド運手ニ附スル件通牒

今般長キヨリヨリ陛下貴品ダイヤモンドノ運手方法別添付額ニ依リ実施ス

レコトニ決定セラルルヲ以テ右ノ上貴運手ナキヨ明セラレ般長命比般通牒ス

陛下貴品ダイヤモンド運手ニ附分要領
重商省
一九四四年

運手費ハ陛下貴品ダイヤモンド 白金ニ分解スルコト

運手費セシクダイヤモンド中不純ノモノ五割ハ直チニ使用セズ宮内又宮ニ預託ス

レコト

三 運手ニ工具ニ加工スルモノハ之ヲ又馬場田ニ付マ

四 一般運手ダイヤモンド中純度運手段ノ卸下運手組合シタル日本ダイヤモンド工業工業統制組合ヨリ運手ニハイ、ドレ、ナー、ダイヌ等用途ニ要

別シム

五 用途未定後直チニ日本ダイヤモンド工業工業統制組合タル工具製造業者ニ

引渡シ天々町産ノ工具ニ加工セシム

石工製造業者ハ優良業者ヲ選定スルコト

六 加工完了セル工具ハ交易場田ニ引取ラシメ重商省ノ指定スル指定工場ニ配給

スルモノトス。右指定工場ハ時ニ最選ノコト

七 右配給ニ當リテハ工業従業者ヲシテ右製品才卸下渡ノダイヤモンドラ台ムニ

ノナルコトヲ知ラシメ要旨ヲ体シ 普通ニ務ムル者運手段ヲ付コト

八 右工業ノ配給ニ當リテハ右配給ノ一般運手ダイヤモンドノ純度額並ニ加工費

ヲ合計シタル価額ヲ全工業ニ割付ケタルモノヲ以テ本配給品ノ価格トスル

尤 右記給工具ニハ特定ノ種類ヲ付マルモノトス

以 上

一九三九年九月四日

昭和十九年九月四日

章 第 次 目

社団法人中央労働協同組合会長 殿

白金ノ緊急確保ニ関スル件

前記ノ件ニ関シ八月二十五日附第一ノ通函議決定相成タルニ付テハ別紙ニノ要
項ニ基キ白金ノ緊急確保ヲ図ルト共ニ別紙三ノ回收実施要綱ニ依リ民間保有白金
取品等ノ急遽買上ヲ実施スルコトニ決定相成タルニ付關係方面ト連絡ノ上白金ノ
急速且總体確保ヲ期シ速刻実行ニ着手セラレ候
依命謹啓ス

白金ノ緊急確保ニ関スル件

(附一覽 八、二五)

当ロビル緊急準備之遂ノ爲必要トナル白金ノ絶対確保ヲ爾シ急進且強力ニ在リテ
要ヲ請フ

一 準備金ヲ充ズル白金使用ノ制限及再販買ヲ実施ス

二 民間保有白金ニ付テハ緊急ノ非常回収ヲ実行ス之ヲ爲時ニ大口保有ヲ確定セラ
ルル向ニ付シテハ其ノ保有ヲ確認スベキ強力ナル措置ヲ考慮ス

三 回収ノ実施ヲ確保スル爲メ一定期間ニ於テ強制借上又ハ買上ニ移行ス

三本措置ノ実施並確保ノ既旨ニ附シテハ準備金之ヲ繰返ス

但シ各省所管ノ学校研究機關病院等諸般ノ保有ニ係ルモノハ強力ニ夫々當該

處ニ於テ回収シ難難省ニ付録クモノトス

備考 (一) 回収ハ速ニ実施ニ入り且当一十五百担ヲ目標トス

(二) 本措置ニ関スル運送ノ難點ハ強力備養ナルモノトス

以 上

海外留洋券ノ形式

昭和十九年八月四日

一 留洋券ノ發行 又 保 文 書

江田法人中央労働会連合会

小 原 直 毅

銀ノ回収方策ニ関スル件

銀ノ需要激增ニ付処ス。爲別款「銀ノ回収方策」ノ件。ニ關シ決定相成候ニ付テ
ハ之ヲ民間所存銀ノ政府買上機關トシテ委員会ヲ指定致シ候ニ付テハ本件ハ時局柄
最速期同内ニ準備ヲ完了シ可及的速ニ実施ノ要有之候条至急御守記相成候
石及通候候也

銀、回収を実施ノ件

一 方針

銀ノ需要感増ニ対応シ左記要領ニ依リ民間所在銀ノ政策面より行フモノトス

二 要領

(一) 本件ハ大蔵省ニ於テ行フモノトシ内務省 都 道 府 県 署ノ協力ヲ要請ス

(二) 回収物件
銀類ノ室内装飾品 化粧品 遊身具 食器 喫煙具 文具具等其ノ他ノ銀製品 銀地金 古銀貨 外国銀貨等トス但シ銀品ヲ除ク

(三) 回収方針
① 時計類ノ如キ銀用品ニシテ代用品ナキモノニ付テハ回収ニ当リ着意ヲ加フルモノトス

② 商店タル銀製品ノ回収ニ付テハ社団法人金銀運送会ヨシテ仕入価格ヲ以テ買上ヲ行ハシムル方針ノ下ニ別途措置ス

(三) 回収方法

(1) 回収機関

中央貯蓄活用協会(以下中央協会ト略ス)ヲシテ政務廳上ニ当ラシム之ヲ為実務顧問中心受ニ定メ茲ニ道 府 県 庁 内ノ中央協会の地方支店ヲ臨時ニ強化スル等所定ノ措置ヲ講ズ

(2) 実施時期

準備完了次第直チニ実施ニ着手シ年内完了ヲ予定ス

(3) 実施区域

回収実施区域ハ縣下及沖繩ヲ除ク内地全域トシ地方行政協議会単位ニ依ルニ地区等ニ順次実施ス

註一 時計、沖繩及外地ニ付テハ別途考慮ス

(4) 買上価格

銀類上何若ハ銀製品ニ付テハ含有純銀量一匁ニ付三五割トス但シ銀地金又ハ之ニ準スルモノニ付テハ十七割五厘五毛トス

(5) 同上代金ノ支払

電話ト引替ニ現金ヲ以テ即時支払ヲ爲ス

(6) 同上手続

中央協会の場上班ハ市町村長選舉法ニ依リテ分町ニ依ラザル方法ノ採
取並ニ之ガ代金ノ算出ヲ爲シ、所定額ニ対シ(5)ノ代金を以テ同時ニ中央協
会各機關ノ場上班ニ依テ交付ス

(7) 同上場所

場上班行単位ハ概ネ縣市ニ於テハ連合町会、町会ニ於テハ町村単位ニヨル
モノトシ中央協会の場上班ハ市町村行単位内ノ適當ナル場上班(町会事務所
及場、学校、信用組合、事務所等)ニ出張ノ上一定日割別(一職上班用ニ
付一日乃至三日間)ヲ予定スルニ依リ場上班ヲ行フ

四 宣式方法

紙刀指渡上領ノ必要ナル点ヲ強調スルゴトトシ必要ニ依リシラジテ、新聞、

報章ニ依リテ該項事務ヲ詳述ストシ、必要ニ依リテ於テ本件實施前、關係官庁
間ニ協議會ヲ設キテ、事務ノ一環一環ニ對シテ、必要ノ手續ニ依リテ、詳細
ノ説明ヲ爲ス

五 注意

色紙ノ用紙ニ本件實施前、中央協会の場上班ノ場上班ノ場上班ノ場上班
ノトス

(2) 全額以テノ物産、回収ト本件トハソノ實施ニ當リ、地区時期等ヲ出未得

紙ノ用紙ニ本件實施前、中央協会の場上班ノ場上班ノ場上班ノ場上班

上場に属するものにして在に該当するときは其の物を所有する者は大蔵大臣の許可を受け之を売却せざることを特例し本条第二項に該当する物に不買取条件附を以て売却することを経したる場合に於て同項の限に在りず

上場用 出稼用又は研究用として必要田むを得ざるものなること並

又 実質的 實業的又は工業的価値大なるもの其の代償するべきを適當とせざるものなること並

第四條 前条の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書と売却命令を受けたる田より又逋面以内の大蔵大臣に提出すべし

一 申請者の住所 電話番号、弘業及び姓名又は商号

二 許可を受けんとする物の種類、態様、面積又は枚数、金額及び推定価額並

別に購入年貢田及購入借額

三 許可を受けんとする野田詳細

四 売却命令書の番号及び別紙目録

第五

五 其の他特例となるべき事項

大蔵大臣は必要ありと認めるときは同項の許可申請書に提出したる物に対し別出の売却命令することあるべし

第五條 前条の許可申請書に於ける野田は大蔵大臣會議に諮問して之を決定す

第六條 第四條の許可申請書に提出したる申請に於ては第一條の規定に依り補正したる売却申請書に拘りなく前条の許可の共有権通知を受けたる田並又は不許可の決定通知を受けたる田よりノ逋面内其の物の売却を禁ぜず

第七條 在に属するもの以外の大蔵大臣の指定する金取田の課税、購入其の他の処分を為さんとする者は大蔵大臣の許可を受けべし

一 政府又は大蔵大臣の指定する者

二 金取田の課税、購入其の他の処分を受けざるものにして大蔵大臣の許可を受けたる者

第八條 前条の場外に於ては同項の場外に於て大蔵大臣の指定する金取

一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...
 十一、...
 十二、...
 十三、...
 十四、...
 十五、...
 十六、...
 十七、...
 十八、...
 十九、...
 二十、...

秘

接收貴金屬等の処理に関する法律案

二九 一 一四

(目的)

第一条 この法律は、連合軍占領軍に接收され、その後連合軍占領軍から政府に引き渡された貴金屬等並びに連合軍占領軍が接收した貴金屬等の一部を処分したものの代償として、連合軍占領軍から政府に引き渡された金の地金及び現金について、公平適正且つ迅速に返還その他の処理をすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「貴金屬等」とは、左の各号に掲げるものをいう。

- 一 金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金及びその加工品
 - 二 ダイヤモンド、その他の貴石、半貴石及び真珠
 - 三 前各号に掲げるものの附屬品
- 2 この法律で「接收」とは、連合軍占領軍に屬する権限ある軍人又は官廳が、貴金屬等を占有している者から、無償で、これを連合軍占領軍の管理に移した行為をいう。
- 3 この法律で「保管貴金屬等」とは、左の各号に掲げるもので、連合軍占領軍から政府に引き渡され、現に政府が保管しているものをいう。
- 一 接收された貴金屬等（以下「接收貴金屬等」という。）
 - 二 接收貴金屬等のうち連合軍占領軍が処分したものの代償として、政府に引き渡された金の地金及び^{新貨}

③ 連合軍占領軍の管理下から解除された貴金屬に代るべき貴金屬の地金の連合軍占領軍に対する引渡に関する法律（昭和二十三年法律第百十九号。以下「代替貴金屬に関する法律」という。）

交響管田(政府機密)

① 日本国

② 日本国に在る者

③ 日本法人

金銀運送令（未
未精製品を接收）
日本金庫

債権令 立法

「する法律」という。第一條の規定により、大蔵大臣が連合國占領軍に引き渡した
及び銀の地金

(返還等の処理機関)

第三條 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、保管命令等について返還その他
の処理をするものとし、これらの処理が完了するまで適正にこれを管理しななければなら
ぬ。

(返還の請求)

第四条 その占有にかかるとる貴金屬等を接収された者(以下「被接収者」という。)又はその相統人(被接収者が法人である場合は、その清算人又は合併によりその法人の権利義務を承継した法人を含む。)以下同じ。)で接収貴金屬等の返還を受けていない者は、この法律施行の日から百五十日以内に、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて大蔵大臣に対し、その接収貴金屬等の返還を請求することができる。但し、連合国占領軍又は連合国占領軍の指令に基づいて、政府がその所有者に返還した貴金屬等については、この限りでない。

前項の場合において、被接収者又はその相統人が接収貴金屬等の接収時の所有者(当該接収貴金屬等にかかる権利の移転があつたとき、その権利を承継した者に限る。)以下同じ)と異なるときは、政令の定めるところにより、所有者の同意を得なければならぬ。但し、同意を得られないときは、その事由を附して返還の請求をすることができる。代償貴金屬に関する法律第二条第一項の受益者(同法第三条の規定により受益者とみなされたものを含む。)以下同じ。)は、この法律施行の日から百五十日以内に、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて大蔵大臣に対し、同法第四条及び第五条の規定

により受益者から連合国占領軍に引き渡したものとみなされた金及び銀の地金の返還を請求することができる。但し、受益者が被接収者又はその相統人以外の者であるときは、この限りでない。

4 第一項及び前項の規定により返還の請求ができる者は、第一項及び前項の期間内に返還の請求をしないときは、接収貴金屬等の返還を請求する権利を失う。

5 接収貴金屬等の所有者は、この法律施行の日から二百十日以内に、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて大蔵大臣に対しその接収貴金屬等の返還を請求することができる。但し、第一項の規定により被接収者が請求したときは、この限りでない。

6 接収貴金屬等の所有者は、前項の期間内に、返還の請求をしないときは、その接収貴金屬等の返還を請求する権利を失う。

7 被接収者又は所有者が国であるときは、接収時において接収貴金屬等を管理していた官署又はその官署から当該接収貴金屬等を引き継いだ官署の長が、第一項又は第五項の返還の請求をするものとする。

(請求の確認及び通知)

第五條 大蔵大臣は、前條第一項、第三項及び第五項の規定により返還の請求があつたときは、その請求を審査し、政令の定めるところにより、その内●の正否について確認をしなければならぬ。

2 大蔵大臣は、前條の確認をする場合において、請求の全部について正の確認をしたときはその結果を、その全部又は一部について否の確認をしたときは、理由を附してその旨を、政令の定めるところにより、遅滞なくその返還の請求をした者（以下「返還請求者」という。）に通知しなければならない。

(確認に対する不服の申立)

第六條 前條第二項の確認に対して不服のある者は、同項の通知のあつた日から三十日以内に、政令の定めるところにより、大蔵大臣に不服の申立をすることが出来る。

2 大蔵大臣は、前項の申立があつたときは、当該審査について決定をし、政令の定めるところにより、遅滞なくその旨を申立をした者に通知しなければならない。

(訴訟)

第七條 前條第二項の決定に不服のある者が裁判所に出訴しようとするときは、同項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならぬ。但し、正当な事由に因りこの期間内に訴を提起することができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

(決定するものと認められる場合の返還)

第八條 大蔵大臣は、第五條第一項の差額

(前六条第二項の決定がなつたときは、その決定とする。以下同じ。)

にかかると認められるものが伊弉貴金庫等のうちにあるときは、遅滞なくこれをその返還請求者に返還しなければならない。

(ないことが明らかなる場合の措置)

第九條 確認にかかる接収資金証券が、保管資金証券のうちでないことが明らかなきときは、当該接収資金証券にかかる第四條の返還請求権は消滅する。但し、大蔵大臣が、当該接収資金証券が、連合国占領軍によつて処分されてその代償として金の地金及び^{非債}政府府に引き渡され又は連合国占領軍の管理中に溶解された可能性があると認めるときは、この限りでない。

2 大蔵大臣は、前項により返還請求権が消滅したときは、政令の定めるところにより、遅滞なくその返還請求者^にその旨を通知しなければならない。

(返還請求権の変更等)

第十條 確認にかかる接収資金証券が前二條の規定に該当しないときは、各返還請求者の確認にかかる接収資金証券の返還請求権は、左の各号にかかせる保管資金証券又はその売却代金の返還請求権に変更されたものとする。

一 各返還請求者の確認にかかる接収資金証券の種類、形状、重量及び品位の等しい保管資金証券を、各返還請求者の確認にかかる接収資金証券の数量の割合により、各返還請求者に分割したもの、但し、各返還請求者の確認にかかる接収資金証券の数量を超えるものを除く。

二 前号により各返還請求者に分割された保管資金証券の数量が各返還請求者の確認にかかる接収資金証券の数量に満たないときは、各返還請求者の確認にかかる接収資金証券の種類及び形状の等しい保管資金証券で前号に該当しないものの全部又は一部を^却し、その代金を、前号により各返還請求者に分割された保管資金証券の数量と各返還請求者の確認にかかる接収資金証券の数量の差の割合により各返還請求者に分割したものを、但し、前号により各返還請求者に分割された保管資金証券を評価した価額と合して各返還請求者の確認にかかる接収資金証券を評価した価額を超えるものを除く。

かる 接收資金等が白金の純金又は製品であるときは、連合国占領軍の管理中に処分された白金の純金及び製品の代償として連合国占領軍から政府に引き渡された金の純金及び製品を、^{オーストリア}オーストリア及び^{ドイツ}ドイツにより各返還請求者に分割された保管資金等の純分費を評価した価額と第二号により各返還請求者に分割された代金の価額の合計と各返還請求者の確認にかかる接收資金等の純分費を評価した価額の差の割合により、各返還請求者に分割したものの^{オーストリア}但し、^{ドイツ}号により各返還請求者に分割された保管資金等の純分費を評価した価額と第二号により各返還請求者に分割された代金の価額の合計と合して、各返還請求者の確認にかかる接收資金等の純分費を評価した価額を超過するものを除く。

六 第一号^{オーストリア}第四号により各返還請求者に分割された保管資金等の純分費を評価した価額と第二号により各返還請求者に分割された代金の価額の合計が各返還請求者の確認にかかる接收資金等の純分費を評価した価額に満たないで且つ、各返還請求者の確認にかかる接收資金等が金の純金若しくは製品又は銀の純金若しくは製品であるときは、連合国占領軍の管理中に処分された金の純金及び製品並びに銀の純金及び製品の代償として連合国占領軍から政府に引き渡された非貨を、^{オーストリア}第一号、^{ドイツ}第四号に

- 1 各返還請求者に分割された保管資金等の純分費を評価した価額と第二号により各返還請求者に分割された代金の価額の合計と各返還請求者の確認にかかる接收資金等の純分費を評価した価額の差の割合により各返還請求者に分割したものの、^{オーストリア}但し、^{ドイツ}第一号、^{ドイツ}第四号により各返還請求者に分割された保管資金等の純分費を評価した価額と第二号により各返還請求者に分割された代金の価額の合計と合して各返還請求者の確認にかかる接收資金等の純分費を評価した価額を超過するものを除く。
- 2 大蔵大臣は、前条の定めるところにより、第一項第二号乃至第五号の評価及び第一項第三号乃至第五号の分割を行ふなければならない。
- 3 保管資金等の分割により生じた減耗による損失は、各返還請求者が負担する。
- 4 大蔵大臣は、第一項の規定による分割の際生じた現金の出納及び保管の事務を部下の職員に就けしめることができる。
- 5 大蔵大臣は、第一項各号の保管資金等及び代金を各返還請求者に返還しなければならぬ。但し、非貨は本邦通貨に換えて引き渡すことができる。
- 6 第一項各号に該当しない保管資金等は国庫に帰属する。

(返還の通知等)

第十一條 大蔵大臣は、第八條又は前條第二項の規定により保管費金庫等を返還しようとするときは、あらかじめ、政令の定めるところにより、その返還請求者にその旨を通知しなければならない。

2 保管費金庫等の返還手続の細目は、大蔵省令で定める。

(返還に対する不服の申立)

第十二條 前條の通知を受けた者がその返還について不服があるときは、その不服の申立について、第六條及び第七條の規定を準用する。

2 前項の不服の申立は、第六條第一項の雑論に対する不服を以てその理由とすることができなす。

(決定の効力)

第十三条 前条の規定による不服の申立に対する決定は、当該決定があつた時既に返還されてゐる保管費金庫等に影響を及ぼさない。但し、当該決定にかゝる返還請求者が、大臣に損害賠償の請求をすることを妨げない。

(接收費金庫等に関する権利)

第十四条 接收時において、接收費金庫等の上記存した権利又はその権利の上記存した権利は、当該接收費金庫等にかゝる返還請求に際して、この法律により返還された保管費金庫等の上記返還の時から存するものとみなす。

2 前項の権利に基づく請求は、接收時において被請求者又は所有者と第三者との間に成立してゐた契約上の定に拘らず、その返還された保管費金庫等の過剰及び価額を超えてすることばできない。

3 第一項の場合において、従前の権利に残存期間の定めがあるときは、当該権利の残存期間は、従前の権利の残存期間とする。

4 第一項のむ合において、時効は、接收された日から返還された日まで、進行を停止したものとみなす。

(交易管団等に対する措置)

第十五条 交易管団、日本金銀株式会社、社団法人中央貯蓄活利協会及び社団法人金銀連
管会（以下「交易管団等」という。）が、第四条の規定により返還を請求しようとする
ときは、左の各号に掲げる区分に従い、請求しなければならない。

- 一 交易管団等が、戦時中政府が決定した金、銀、白金及びダイヤモンドの緊急確保又
は回収について、政府の委しよにより、その実施機関として買入れた貴金屬等
- 二 前号の貴金屬等のうち、日本金銀株式会社が、政府の指示により、配給のため買
入れた貴金屬等

三 社団法人金銀連管会が、戦時中政府が決定した軍票の価値維持等のための金製品の
輸出について、政府の委託により、その実施機関として買入れた貴金屬等

- 四 前各号以外の貴金屬等
- 2 大蔵大臣は、交易管団等の返還請求については、前項の区分に従い、
確認しなければならない。
- 3 大蔵大臣が前項の確認をしたときは、第一項第一号乃至第三号に掲げる貴金屬等にか
かる返還請求は、**国庫**に帰属する。

前項の返還請求にかゝる貴金屬等、買入代金

4 大蔵大臣は、交易管団等に対し、政令の定めるところにより、**買入**又は加工のための
手数料及び買入代金に對して、昭和二十四年一月一日から支払の日の属する月の末日ま
での期間について、年三分九厘の割合で計算した金額を交付しなければならない。

(移取の金庫等処理審査会)

第十六条 移取の金庫等の処理に關し、左の各号に掲げる事項を審査するため、大蔵省の附屬機関として接收貴金屬等処理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 一 第五条の規定による確認
- 二 第六条及び第十三条の規定による決定
- 三 第八条及び第十条の規定による返還
- 四 第九条第一項但書の認定
- 五 第十五条の規定により交易管団等に対して交付する金額の算定
- 六 第十条第六項及び第十五条の規定による國庫に帰還したダイヤモンドの売却の方法及び評価

七 その他の重要事項

- 2 審査会は、左の各号に掲げる委員十三人以内で組織する。
 - 一 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 一人
 - 二 参議院議員のうちから参議院の指名した者 一人
 - 三 法制局長官

四 証券事務次官

五 大蔵事務次官

六 通商産業事務次官

七 日本銀行總裁

八 学識経験者

六人以内

3 前項第八号に掲げる委員については、大蔵大臣が任命する。

4 審査会の会長は、委員のうちからその互選によつて、これを決定する。

5 会長は、会務を総理し、会長に専断があるときは、あらかじめその指名する委員が、

その職務を代理する。

6 審査会を審査のため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。

7 専門の事項を審査させるために、審査会に専門委員を置くことができる。

8 臨時委員は、關係行政機關の職員のうちから、専門委員は貴金屬等について学識経験のある者の中から、大蔵大臣が任命する。

9 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

10 審査会は、審査にあたり必要ときは、参考人の出頭を求めることができる。

11 前項の規定により出頭を求められた参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

12 本条に定めるものを除く外、審査会の議事及び運営その他審査会に關して必要な事項は、政令で定める。

(審査事項の処理)

第十七条 大蔵大臣は、審査会の審査の結果の報告に基き、前条第一項各号に掲げる事項を処理しなければならない。

(事務の委託)

第十八条 大蔵大臣は、大蔵省令の定めるところにより、接収資金庫等の処理に関する事務の一部を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、その経費は、日本銀行の負担とする。

(時効)

第十九条 返還請求者が第十一条第一項の通知を受けた日から五年以内にこの法律により返還される保管資金庫等を受け取らないときは、その返還請求権は時効により消滅し、その保管資金庫等は国庫に帰属する。

2 前項の場合において、返還される保管資金庫等について訴訟が提起しているときは、その時効は当該訴訟にかかる裁判が確定するまで中断される。

(罰則規定)

第二十条 第四条の返還の請求に際して、虚偽の請求をした者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第二十一条 法人の代表者、法人又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第四条の返還の請求に際し虚偽の請求をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

第二十二條 大蔵大臣は、この法律の規定により国庫に帰属した保管貴金屬等を管理し、又は処分しなければならない。

第二十三條 前條の貴金屬等のうち、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金及びその加工品は、貴金屬特別会計に帰属するものとする。

第二十四條 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一号を加える。

十二 接收貴金屬等の処理に關すること。

第十七條第一項の表中

連合國財産補償審査會	連合國財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）第十八條の規定に基く再審査の請求を審査すること。
------------	---

連合國財産補償審査會	連合國財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）第十八條の規定に基く再審査の請求を審査すること。
接收貴金屬等の処理審査會	接收貴金屬等の処理に關する法律（昭和二十六年法律第 号）第十六條の規定に基く審査を行うこと。

第二十五條 連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金^{と改める。}の連合國占領軍に對する引渡しに關する法律（昭和二十三年法律第百十九号）及び接收貴金屬等の報告等の報告に關する法律（昭和二十七年法律第二百九十八号）は、これを廃止する。

第二十六條 この法律は、公布の日から施行する。

法第五条に基づいて大蔵大臣が行う確認方法（案）

第一 確認は、返還請求にかかる貴金属等の種類、形状、数量、品位及び接収の事実について行わなければならないこと。

第二 確認は、返還請求書に添付された証拠書類に基づいて行わなければならない。この場合において、大蔵大臣が別に保管している文書も証拠とすることができること。

第三 前項の規定による証拠がない場合において、保管貴金属等のうちに返還請求にかかると認められるものがあるときは、その事実に基づいて、確認をすることができると。

第四 種類、形状、数量、重量及び品位について第二項の証拠又は前項の事実がないときは、左表の区分に従い、確認をすることができると。

区分	証提又は事実がなく明らかでない事項	備考
金、銀、白金 白金族の地金 又はそれらの ものの合金類 品等	1. 証提又は事実がなく明らかでない事項 含有貴金属（合金製品）の種類 2. 定形、棒、線、糸、粉末及びスクラップ 等の区別 3. 数量	保管中の種類及び形状の 異なるものうちの最小と する。 保管中の種類及び形状の 同じものうちの品位の ものとする。

金及び銀の貨 幣	証提又は事実がなく明らかでない事項	備考
1. 金貨又は銀貨の区別 2. 外国貨幣、本邦貨幣、又は本邦古貨幣の 区別 3. 外国貨幣の場合 発行国 本邦古貨幣の場合 大判、小判 その他の別 4. 数量 5. 金種の区別 6. 製造年次	4. 重量 5. 品位 6. 重量又は品位が不明で、且つ、保管貴金 属等のうちに種類、形状又は重量の同じも のがなく4又は5によることができない場 合	保管中の種類及び形状の 異なるものうちの最小と する。 保管中の種類及び形状の 同じものうちの品位の ものとする。

ダイヤモンド	1. 装飾用又は工業用の区別 2. 数量 3. 重量 4. 品位 5. 重量又は品位が不明で、且つ、保管中のダイヤモンドのうち形状又は重量の同じものがなく、又は4によることができな い場合	否 否 保管中のダイヤモンドで形状の同じものうちの最小のものとす。保管中のダイヤモンドで形状及び重量の同じものうちの最低のものとする。
	6. 金種の区別又は製造年次が不明で、且つ、保管用金種等のうち種類、形状又は金種の同じものがなく、6又は7によることができな い場合	否

二五 交易管庫及び社団法人中央貯蓄活用協会の返還請求にかかるダイヤモンドのうち前各項によつては確認をすることができないものがあるときは、確認にかかるダイヤモンドを法第八条又は法第九条の参定により返還した後、残余の保管のダイヤモンドについ

て、交易管庫及び社団法人中央貯蓄活用協会が接収時において保有していたと認められる数量（既に確認されたものを除く。）の比率で接分した数量を、各接収されたものとして、確認をすること。

(この法律の趣旨)

第一條 接收解除アイヤモントの返還をその他の整理に資ししは、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二條 この法律で「接收解除アイヤモント」とは、接收されたアイヤモントで、連合領軍が政府に引き渡さるるもの、この法律施行の整理に政府に保管されておるものをいう。

第三條 この法律で「接收」とは、連合領軍に属する取戻せるモノ又は財産がアイヤモントに占有して居る者から、無償で、これを連合領軍の管理に移した行為をいう。

(返還手続の整理)

第四條 大蔵大臣は、この法律の施行に関し、必要な事項をアイヤモントの整理に

返還その他の整理をするものとし、これらの整理を完了するまで返還に必要を管理しなければならぬ。

(返還の請求)

第五條 その旨を條約アイヤモントを接收した者(以下「接收者」という。)又はその相続人(法人については、その清算人又は合併に因りその法人の権利義務を承継した法人)若しくはその清算人(以下「請求人」といふ。)は、法令の定めるところにより、大蔵大臣に対し、その接收されたアイヤモントの返還を請求することができる。但し、連合領軍又は連合軍と領軍の指令に基づいて政府がその所有者に返還したアイヤモントについては、この限りでない。

第六條 前項の規定による返還の請求は、この法律施行の日から五年を経過した日以後にすることはできない。

第七條 接收されたアイヤモントの接收の時、所有者又はその相続人を承継した者(以下「返還者」といふ。)は、被接收者又はその相続人が第一項の規定による

以上の請求されたガイヤモンドの返還を請ふしない場合には、有様に規定する
期限後二月以内を限り、法令の定めるところにより、大蔵大臣に請ひ、その訂前に係
る当該ガイヤモンドの返還を請ふすることができる。

4 国庫に一項又は前項の規定による返還の請求をする場合には、法令で定むる官署の
長がするものとする。

(買上ガイヤモンド年に対する特例)

第五条 大正洋戦中政府が交易官用、社団法人中興物産信用協会その他買上政策に
買上げさせたガイヤモンドのうち、そのうち三割に達するもの、又は官
が所有するガイヤモンドのうち、官の所有に係るものが、採取されたものに
ついては、前
条の規定を適用しない。

(請求の審査、処分等)

第六条 大蔵大臣は、第四條第一項又は第三項の規定による返還の請求がなされたときは、
なるべくすみやかに、その請求を審査し、その請求につき、付託する公認銀行の長に

きめを付するものとする。

2 大蔵大臣は、前項の場合において、その請求を審査する請求の取次と認められる請求者
資料その他十分を証拠に憑いて、なされたものとする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により請求の全部又は一部を認許しないときは、理由と
附してその旨を遅滞なく当該返還の請求をした者（以下「返還請求者」といふ。）に文
書をもつて通知するものとし、公告しなすはならない。

(再発した場合の返還)

第七条 大蔵大臣は、前条第一項の規定による認許に係るガイヤモンドが海没解除ガイ
ヤモンドのうちにあることが判明し、特定したときは、遅滞なくこれをその返還請求
者に返還しなすはならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により海没解除ガイヤモンドを返還しようとするときは、
その返還請求者の同意を得るものとし、公告しなすはならない。
ハ、手続の遅延を防止し、必要に応じて、海没解除

第八條 前條第一項の規定による通知の後、イモメントが解散解除がイモメントの
つちがた、ことが判明し、又は消滅しなかつたときは、当該イモメントに係る物
業は、一環又は二環の返還請求は、消滅する。

第九條 前條の規定による返還請求が有効なときは、返還請求人その返還請求
書面に又書面を添付して、公署に提出するものとする。

（本段の申立）

第十條 第九條第一項の規定による通知をしたこと、第九條第一項の規定による返還
請求は、第九條第一項の規定による返還請求書の提出を以て不成立とする。第九條第一項
の規定による通知は、第九條第一項の規定による通知の提出を以て不成立とする。第九條
の規定による通知は、第九條第一項の規定による通知の提出を以て不成立とする。第九條
の規定による通知は、第九條第一項の規定による通知の提出を以て不成立とする。

第十一條 前項の申立は、第九條第一項の規定による通知の提出を以て不成立とする。

ともに、公告しなればならない。

（訴訟）

第十二條 前条第一項の規定に不服のある者が訴訟を提起し、そのときは、前項の規
定によるその通知を受けた日から同項の規定によるその公告のあった日から一月以内
にしなければならない。但し、正当な事由に因りこの期間内に訴訟を提起すること
ができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

（返還の場所）

第十三條 解散解除がイモメントの返還の場所は、解散の事実のあった場所を所轄する
財務局長しくは財務部長しくは大蔵大臣が指定する日本銀行の本店若しくは支店とする。

（返還請求書の時期）

第十四條 返還請求書が、第九條第一項の規定による通知を受けた日から五年以内、
この法律の規定により返還される解散解除がイモメントを受け取らなるときは、その
返還請求は、時期により消滅し、その所有権は、国庫に帰属する。

2 訂請の命令において、送還される株式解除ガイヤモンドについてその訴訟が係属し
ているときは、その訴訟も、事務訴訟に係る訴訟が確定するまで中断される。

(株式の送還の停止)

第十四条 株式送還のガイヤモンドにおいて株式の所有が存した状態の時効は、こ
の法律の規定により送還された日から算出され、株式送還された日からその送還された
日まで進行しなかつたものとみなす。

(送還と所有権との関係)

第十五条 この法律の規定により送還された株式解除ガイヤモンドの送還を受けたこ
のとき、当該ガイヤモンドも新たに所有権を与えられたものであると解釈してはな
らない。

(送還財産とするガイヤモンド)

第十六条 株式解除ガイヤモンドのうち、その条第一款の規定により送還すべきガイヤ
モンドのうちが所有するものを除く。以外ガイヤモンドもその条第一款の規定に
ならない。

より前条に準拠してガイヤモンドのうち、前条第一款の規定により送還すべきガイヤ
モンドのうち、その条第一款の規定により送還すべきガイヤモンドのうち、その条第一款の規定に
ならない。

(国有ガイヤモンドの売却)

第十七条 大戦後、国有ガイヤモンドのうち、経産省が所有し、存するときは、
みずから、送還の停止を命ずるものとする。

(国有ガイヤモンドの売却代金の取扱い)

第十八条 前条の規定により国有ガイヤモンドを売却した場合における売却代金に相
当する金額は、戦時特種債、戦時特種債、戦時特種債の留付戻金の増徴に要
する経費の取扱いをなすものとする。

(審査会の設置及び取扱い)

第十九条 株式解除ガイヤモンドの処理に因する重要事項及び国有ガイヤモンドの売却
代金の使途に關する事項を調査審議させるため、総務府に株式解除ガイヤモンド処理

審査会（以下「審査会」といふ。）を置く

一 審査会は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

二 審査会は一級の特許官を主任とし、又、特許官を委員とする。

三 審査会は一級の特許官を主任とし、又、特許官を委員とする。

四 国府及び市町村の長は、審査会を設けることとし、審査会の特許官を主任とし、又、特許官を委員とする。

五 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

六 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

七 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

八 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

九 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

十 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

十一 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

十二 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

十三 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

十四 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

十五 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

十六 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

十七 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

十八 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

十九 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

二十 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

二十一 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

二十二 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

二十三 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

二十四 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

二十五 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

二十六 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

二十七 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

二十八 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

二十九 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

三十 審査会の特許官は、前条第一項の審査を受けることとし、審査会に諮問しなればならぬ。

一、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 二、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 三、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 四、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 五、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 六、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 七、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 八、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 九、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 十、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額

前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額

一、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 二、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 三、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 四、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 五、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 六、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 七、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 八、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 九、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
 十、前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額

（前号の証券）

- 1 前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額
- 2 前号の証券に係るイヤモンドを前号の証券に換する金額

第二十二條 本條は、
（政令の委任）

（政令の委任）
（政令の委任）

(四) 附則

（附則）
（附則）

（附則）
（附則）

（附則）
（附則）

<p>組織振興対策 審議会</p>	<p>組織振興対策（昭和二十八年法律第七十二号）の規定に りその制限に属せしめられた事業を行ふこと。</p>
<p>離島振興対策 審議会</p>	<p>離島振興対策（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によ りその制限に属せしめられた事業を行ふこと。</p>

（附則）
（附則）

裏面白紙

母收解除ダイヤ
モント処理者查

母收解除ダイヤモンは、処理者に属するに伴（前社）
半信信が、（モ）の現及へより、母收解除ダイヤモンが
、管理手人察し、大蔵大臣省、は更生人互の諸部にか
く調査を取し、又は入敷入るに、本館主入法を先
立ること。

一、母收解除ダイヤモンは、昭和二十四年（昭和十四号）の一節を改め、
オ十一条に次の一号を附入る。

一、母收解除ダイヤモンは、その設置を、他の処理者とする。

接收貴金屬等の処理に関する法律案参考法令

接收貴金屬等の処理に関する法律案参考法令目次

頁

- 一 接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律(昭和二十七年法律ヲ二百九十八号)……………(一)
- 二 接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律の施行に関する省令(昭和二十七年大蔵省令ヲ九十九号)……………(五)
- 三 連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の現金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律(昭和二十三年法律ヲ百十九号)……………(一五)
- 四 連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の現金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律による貴石(昭和二十五年大蔵省告示ヲ八百二十五号)……………(二一)
- 五 民法(明治二十九年法律ヲ八十九号)抄……………(二二)
- 六 肉類検閲令(昭和二十三年勅令ヲ七十四号)抄……………(三七)
- 七 交易管国法(昭和十八年法律ヲ二十八号)……………(三五)
- 八 行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律ヲ八十一号)抄……………(五三)

- 九. 貴金屬特別会計法（昭和二十四年法律第三十四号）抄……………（五九）
- 十. 臨時貴金屬数量報告令（昭和二十一年勅令第二百七十五号）……………（五八）
- 十一. Release of Controls of Japanese-Owned Wartime Precious Metal and Diamond Stockpiles (Proposed Act), 5. April, 1952)……………（六〇）

接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律（昭和二十二年法律第二百九十八号）
（目的）

第一條 この法律は、連合国占領軍に接收され、その後連合国占領軍から政府に引き渡されたる貴金屬等に関して、接收の事実、数量等を確定し、戻還その他の措置を講ずることに資するたの、報告を徴することを目的とする（定義）

第二條 この法律で「貴金屬等」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロシウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びインリドスミンの地金及び加工品並にダイヤモンド及びその加工品をいう。

三 この法律で「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州その他大蔵省令で定める附屬島をいふ。

四 この法律で「接收」とは、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍医が、貴金屬等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に預けた

行為をいう。

(報告)

第三條 本邦内においてその占有に係る貴金屬等を接收せられた者(以下「被接收者」という。)又はその相続人(法人については、その清算人又は合併に因りその権利義務を承継した法人若しくはその清算人)は、昭和二十七年八月三十日までに、大蔵省令で定めるところにより、当該貴金屬等の種類、品位、形状及び数量その收受該貴金屬等の接收の事実を承す事項を大蔵大臣に報告しなければならぬ。

二 国がその占有に係る貴金屬等を接收せられた場合には、接收の所において当該貴金屬等を管理していた官署又はその官署から当該貴金屬等を引き出した官署の長は、前項の規定に準じ、大蔵大臣に報告しなければならぬ。

三 前二項の規定による報告には、連合国占領軍に属する制限ある軍人又は軍属の差給した当該貴金屬等の受領書の写しその他接收の事実を証明するに足る書類の送附を要するものとする。

四

接收に係る貴金屬等の種類、品位、形状及び数量その他の当該貴金屬等を識別するたりに必要の事項を証明するに足る書類並に当該貴金屬等その占有の占有に属していたものであることを証明するに足る書類を送附しなければならぬ。

四 被接收者若しくはその相続人が第一項の報告をしないうに死亡した場合において、その相続人がないとき、又は被接收者である法人若しくは合併に因りその権利義務を承継した法人が解散した場合において、同項の報告がされる前にその清算が終了したときは、当該貴金屬等の所有者は、第一項の規定に準じ、大蔵大臣に報告しなければならぬ。

五 第三項の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、第三項中「その者の占有に属していた」とあるのは、「その者が所有している」と読み替えるものとする。

(罰則)

(三)

②大蔵省令第百九十九号

接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律第二條第一項及び第三條第一項の規定に基づき、接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律の施行に関する省令を次のように定める。

昭和二十七年八月五日

接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律の施行に関する省令

(定義)

第一條 この省令は「貴金屬等」とは「接收」とは、接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律(昭和二十七年法律第百九十八号。以下「法」という。)第二條第一項に規定する貴金屬等及び同條第三項に規定する接收をいう。

(附屬島以外の範囲)

第二條 法第二條第二項に規定する附屬島とは、本州、北海道、四国及び九州に附屬する島以外のうち左に掲げる島以外の島をいう。
ノ 千島列島(瑠璃島等を含む。)

(五)

第四條 前條第一項又は第四項の規定による報告に關して虚偽の報告をした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
エ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、当該行為者を罰するも、その法人又は人に對して前項の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するたりの当該業務に對し相當の注意及び監督を怠つたこと、の証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(四)

別紙書式

接收貴金屬等数量報告書

(用紙B5 横364ミリメートル
縦257ミリメートル)

提出年月日 昭和 年 月 日

大臣大臣

殿

住 所

職業又は業種

氏名又は商号

報告事務担当者氏名

電話番号

接收貴金屬等の数量等の取手に関する法律(昭和
27年法律第29号)第3条の規定により、次の
とおり報告します。

- 1 接收の時期
- 2 接收の場所
- 3 連合国占領軍の接收担当官の所属機関、身分及

ひ氏名

(七)

2 小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、油島、
南島島及び中島島

3 竹島

4 北緯30度以南の南西諸島

(報告)

第三条 本条の規定により接收された貴金屬等の
数量等を報告しようとする者は、同条に規定する期
限までに、別紙書式による「接收貴金屬等数量報告
書」をその者の住所(但し国が第三条第二項の規
定により報告しようとするときは、その官署の所在
地。以下同様)を管轄する取務局長(当該所在地
の存する在所が区域が政務部の区域内であるこ
とは政務部長)に提出しなければならない。

別 則

この命令は、公布の日から施行する。

(六)

のいたときは、その接收行爲のあつたことによつて
分けて作成すること。

2 この報告書は、2通を作成して、報告者の住所
地を管轄する政務局長又は政務部長に提出すること。

なお、支店、出張所等の接收貴金屬等については、本店又は本社で一括し、本店又は本社の所在地を管轄する政務局長又は政務部に報告すること。

3 報告者が法第3条第2項に規定する官署の長であるときは、「住所」、「取業又は業種」及び「氏名又は商号」欄には、それぞれ官署の所在地、官取及び氏名を記載すること。

4 第4欄には、接收担当官の承継した負債の有無、立会人の有無（立会人があるときは、その身分及び氏名）等接收の経緯を詳細に記載すること。

5 第5欄には、附表の合計収数のみを記載すること。

6 第6欄には、所有者が2人以上あるときは、所有者別に所要事項を列記し、所有者^名の前に、それぞれの所有に係る分を記載した附表の業取を記載すること。

(九)

4 同様

5 接收貴金屬等の明細、附表、接收貴金屬取数等
等明細表（表）参照

6 臨時貴金屬調整報告令（昭和21年勅令第275号）による報告の提出の有無（報告した場合には、報告書の提出年月日及び報告担当者の取業、氏名又は商号）

7 その他接收の事実の相違に関し多量となる事項

8 報告者の接收貴金屬等の全部又は一部について所有権を有する場合においては、所有者の住所、取業、氏名又は商号及び報告者の関係

9 報告者が接收者の相続人（法人については、その清算人又は合併に因りその権利義務を承継した法人若しくはその清算人であるときは、その者

10 報告者が板接收者以外の者であるときは、その旨及びその者がこの報告書を提出する事由

11 添附書類の種類及び枚数

（記載上の注意）

1 この報告書は、接收が2回以上にわたつて行

(八)

(7) 外国銀貨									
(8) 白金の地金									
(9) 白金族(白金を除く。)の地金									
(10) 貴金属の合金の地金									
(11) ダイヤモンド(工業用)									
(12) ダイヤモンド(装飾用)									
(13) 貴金属及びダイヤモンドの加工品									

(記載上の注意)

- この表は、接收された当時の所有者別に作成するものとし、所有者が2人以上あるときは、同一番式による総括表を附し、通し番号を附すること。
- 「貴金属等の区分」欄には、同欄の区分に従って該当するもののみを同欄の番号とともに記載すること。

内
4

1 番号欄から第1の欄までは、該当する事項がないときは、「該当なし」と記載すること。
2 第1の欄の添附書類とは、法第3条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)に規定する添附書類とする。

(附表) 接收貴金属等数量等明細表

総括表(又は何某所有分)等 葉

貴金属等の区分	細分	貴金属等の個数	含有貴金属等の内訳			その他当該貴金属等の減別と参考となる事項	備考
			純量	品位	花量		
(1) 金の地金			瓦		瓦		
(2) 本邦金貨							
(3) 新金貨							
(4) 旧金貨							
(5) 本邦金貨							
(6) 外国金貨							
(7) 銀の地金							
(8) 本邦銀貨							

(10)

(白金を除く。)の地金については、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの区分に従つて細分したものを記載すること。

6 「貴金属等の個数」欄には、たとえば、地金については何匁又は何本、貨幣については何枚、ダイヤモンドについては何個等と記載すること。

7 「含有貴金属等の内訳」欄には、できるだけ正確に記載することとし、ダイヤモンドについては、純量の欄にカラット数と記載すること。

8 「その他当該貴金属等の識別と考案と有る事項」欄には、その貴金属等その他の同種の物から識別するのに役立つ事項(たとえば、特殊の刻印、番号、きず又はダイヤモンドの形状等)を記載すること。

9 「細分」欄以下の各欄には、該当する事項か

(三三)

3 本邦貨幣は、下記の区分により新貨幣と旧貨幣とに分けて記載し、新貨幣及び旧貨幣以外の本邦貨幣は、本邦古貨幣として整理すること。

(1) 「新貨幣」とは、明治30年以降の年号を有する額面の模様のない20円、10円及び5円の各貨幣とする。

(2) 「旧貨幣」とは、明治3年から明治30年までの年号及び額面の模様のある20円、10円、5円、2円及び1円の各貨幣とする。

4 本邦銀貨中に古銀貨(1両銀、2両銀、1分銀、2分銀、1円銀貨等)を含むものとする。

5 「細分」欄には、「貴金属等の区分」欄に記載された区分の細分類(たとえば、地金については、形態別(塊、線、管、棒、板等の区分)に、合金の地金については、含有貴金属等の種類別を、貨幣については、額面別、発行年別、外国貨幣の発行、国別を、加工品については、その種類別に記載する等)とできるだけ詳細に記載し、白金属

八一三

なり。さくは不明あるときは、それぞれ「該当なし」又は「不明」と記載すること。

(一四)

お5

○連合国占領地の管理下から解放された被爆地等に代るべき
貴金屬の地金の連合国占領地に許す引渡に関する法律

(昭和二十三年七月十日
法律第百十九号)

（貴金屬の地金の引渡）

第一条 大蔵大臣は、連合国占領地の管理に属する貴金屬へ金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンをいう。以下同じ。の地金、合金若しくは製金又は大蔵大臣の指定する貴石（以下貴金屬等という。）が、その管理下から解放された場合において、連合国最高司令官の指示に基き、政府が、これに代るべき貴金屬の地金を連合国占領地に引渡さなければならぬときは、貴金屬特別会計に属する貴金屬の地金を連合国占領地に引渡すことかできる。

（受益者の交付義務）

(一五)

第三條 前條の規定により、大蔵大臣が貴金屬の地金を、連合國占領軍に引渡し
たときは、同條に規定する貴金屬等の解除を受けた者へ以下受益者という。
は、大蔵大臣の引渡しした貴金屬の地金に相当する金額を、國庫に納付しなけ
ればならない。

又 前項の規定による納付金の面額にありける経理に關しは、貴金屬特別令に
屬する貴金屬の地金が売却された場合の例による。

三 大蔵大臣は、前條の規定による貴金屬の地金を引渡ししたときは、その引渡し
た貴金屬の地金の種類、数量その他必要事項を受益者に通知しなけらる
ない。

四 第一項の規定により受益者が國庫に納付する場合には、納期限は、大蔵
大臣が前項の通知を發した日から三十日とする。但し、当期限内に納付するこ
とを困難とする特別の事由があるときは、大蔵大臣は、受益者から申請により、
その納付を困難とする金額について、前項の通知を發した日から六箇月の期間

内にありて、その納期限を定めることができる。

五 第一項の規定による納付金は、賦課徴収外金である。この場合、納付するこ
とができる。この場合において、賦課徴収の義務は、國庫に納付しなける。
ハ納付金の算出方法

第三條 前條第一項の規定による納付金の金額は、第一項に規定する貴金屬の地金の引渡し
の規定により大蔵大臣が引渡しした貴金屬の地金の当該解除の日における強制
価格により計算した金額とする。但し、当該金額に、そのことを不慮と認めら
るるときは、大蔵大臣は、当該日における解除された貴金屬等の強制価格により計
算した金額とする。この場合、

ハ受益者との關係の整理

第四條 受益者が、第一條第一項ハ受益者の國庫納付の規定による納付金の全
部又は一部を國庫に納付したときは、大蔵大臣が第一條の規定により連合國占
領軍に引き渡した貴金屬の地金の全部又は一部は、その納付した金額の割合に

(一八)

亦して、これを貴金屬特別会計から当該受益者に充てられ、当該受益者から連
合國占領軍に引き渡したものとみなす。
(受益者の承継人に対する措置)

第五條 第一條(貴金屬の地金の引渡)の規定により大蔵大臣が貴金屬の地金を
連合國占領軍に引き渡すに、受益者からその、又は解散により消滅した場
合においては、前条の規定の適用については、当該受益者の権利義務を承継
したものを受益者とみなす。

二 前項の場合において、権利義務を承継する者が二以上あるときは、その承継
する者は、連帯して第三條第一項(受益者の國庫解付)の規定による納付の責
に任ずるものとする。

附則

第六條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第七條 昭和二十一年勅令第五百四十二号(ソビエト連邦の受託に伴い発する命令に

四六

関する件)に基づく連合國占領軍に対しその管理下から解散された貴金屬等に代
るべき貴金屬の地金の引渡を旨とする件、昭和二十三年大蔵省令第二十一
号、以下旧令という。は、これを廢止する。

二 この法律施行前において、大蔵大臣が旧令第一号の規定に基づいて充てた貴金
屬の地金の連合國占領軍に対する引渡は、これを第一條の規定に基づいて充てた
ものとみなす。

三 第五條の規定は、大蔵大臣が旧令第一号の規定に基づいて、貴金屬の地金を連
合國占領軍に引き渡しを場合において、受益者からその引渡があつた後この法律
施行までの間において充てられ、又は解散により消滅したとき、これを準用す
る。

四 第二條から第五條まで及び前條の規定は、この法律施行の前において、大蔵
大臣が、旧令第一号の規定に基づいて、金、銀又は白金等の取引手段に関する
勅令(昭和二十一年勅令第五百七十七号)による大蔵大臣の使用の許可があつた
(一九)

(二〇)
ときにおりて、黄金属の地金を連合国占領軍に引き渡した場合には、これを単用
する。但し、この場合において、第二条中「黄金属等の解除を受けたる者」とあ
るのは「黄金属の地金又は合金の使用の許可を受けた者」と、第三条中「当該
解除の日にかりる統制価格」とあるのは「当該許可の日における統制価格」と
読み替えるものとする。

連合国占領軍の管理下から解除された黄金属等に代るべき黄金属の
地金の連合国占領軍に対する引渡に関する 法律による責
任（昭和二十五年大蔵省告示第八百二十五号）

連合国占領軍の管理下から解除された黄金属等に代るべき黄金属の地金の連合
国占領軍に対する引渡に関する法律（昭和二十三年法律第百十九号）第一條の規
定による責任と、次のように指定する。
カイヤモンド

民法 (明治二十九年法律第八十九号) 抄

(二二)

第七十二条 解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行爲ヲ以テ指定シタル人ニ帰属ス

定款又ハ寄附行爲ヲ以テ歸屬権利者ヲ指定セヌ又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メザリシトキハ理事ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ爲メニ其財産ヲ処分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ該会ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス前二項ノ規定ニ依リテ処分セラレタル財産ハ同率ニ歸屬ス

第七十八条 清算人ノ取捨取ノ如シ

- 一 現務ノ終了
- 二 債権ノ取立及ヒ債務ノ辨別
- 三 残余財産ノ引渡

清算人ハ前項ノ取捨取ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第八十二条 法人解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス

四ク

裁判所ハ何時ニテモ取捨取ヲ以テ前項ノ監督ニ以專ナル検査ヲ爲スコトヲ得

第八十三条 清算ノ終了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス

第一百四十七条 時效ハ左ノ事由ニ因リテ中断ス

- 一 請求
- 二 差押 仮差押又ハ仮処分
- 三 承認

第一百五十七条 中断シタル時效ハ其中断ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム

裁判上ノ請求ニ因リテ中断シタル時效ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其進行ヲ始ム

第二百四十四条 附合シタル動産ニ付主權ノ區別ヲ爲スコト能ハザルトキハ各動産ノ所有者ハ其附合ノ當時ニ於ケル價格ノ割合ニ依シテ合成物ヲ共有ス

(二三)

第二百四十五條 前二條ノ規定ハ各別ノ所有者ニ屬スル物カ混合シテ識別スルコト能ハサルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百五十一條 各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ共有物ニ変更ヲ加フルコトヲ得ス

第二百五十二條 共有物ノ管理ニ関スル事項ハ前條ノ場合ヲ除ク外共有者ノ拵分ノ價格ニ從ヒ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス但保存行為ハ各共有者之ヲ決スコトヲ得

第二百五十三條 各共有者ハ其拵分ニ應ジ管理ノ費用ヲ私ヒ其他共有物ノ負擔ニ任ス共有者カ一年外ニ前項ノ義務ヲ履行セサルトキハ他ノ共有者ハ相當ノ價金ヲ私ヒテ其者ノ拵分ヲ取得スルコトヲ得

第二百五十四條 共有者ノ一人カ共有物ニ付キ他ノ共有者ニ對シテ有スル債權ハ其特定債權人ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得

第二百五十六條 各共有者ハ何時ニテモ共有物ノ分割ヲ請求スルコトヲ得但五年ヲ超エタル期間内分割ヲ為ササル契約ヲ為スコトヲ妨ゲス

(三四)

ノ契約ハ之ヲ更新スルコトヲ得但更新ノ時ヨリ五年ヲ起ユルコトヲ得

第二百五十八條 分割ハ共有者ノ協議ハサルトキハ之ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ權利ヲ以テ分割ヲ為スコト能ハサルトキ又ハ分割ニ因リテ若シク其價格ヲ擔スルモノアルトキハ裁判所ハ其擔當ヲ命スルコトヲ得

第二百六十條 共有物ニ付キ權利ヲ有スル者及ヒ各共有者ノ債權者ハ自己ノ費用ヲ以テ分割ニ參加スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ參加ノ請求アリタルニ拘ハラズ其參加ヲ得タスシテ分割ヲ為シタルトキハ其分割ハ之ヲ以テ參加ヲ請求シタル者ニ對抗スルコトヲ得ス

第二百六十二條 分割ヲ結了シタルトキハ各分割者ハ其受ケタル物ニ關スル證書ヲ保存スルコトヲ得

共有者一同又ハ其中ノ數人ニ分割シタル物ニ關スル證書ハ其物ノ最大部分ヲ受

(三五)

ケタル者之ヲ保存スルコトヲ要ス

(二六)

前項ノ場合ニ於テ最大部分ヲ受ケタル者ナキトキハ分割者ノ協議ヲ以テ證書ノ保存者ヲ定ム若シ協議調ハサルトキハ裁判所之ヲ指定ス

證書ノ保存者ハ他ノ分割者ノ請求ニ応シテ其證書ヲ使用セシムルコトヲ要ス

第六百九十七條 義務ナクシテ他人ノ為メニ事務ノ管理ヲ始メタル者ハ其事務ノ

性質ニ従ヒ最も本人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ其管理ヲ為スコトヲ要ス

管理者カ本人ノ意思ヲ知りタルトキ又ハ之ヲ推知スルコトヲ得ヘキトキハ其意

思ニ従ヒテ管理ヲ為スコトヲ要ス

四〇

肉類検閲令(昭和二十二年勅令第七十四号)

(肉類検閲の指定)

第一條 この勅令において肉類検閲とは、その本邦内における業務を停止し、その本邦内に在る財産の清算をなすべきもつてして大蔵大臣及びその業務に係る行政の所管大臣(以下所管大臣という。)の指定する法人その他の団体をいう。
二 前項の指定は、告示により、これを行う。

(業務の範囲)

第三條 肉類検閲は、第一條の規定による指定があつた日(以下指定日という。)以後は、大蔵大臣及び所管大臣の特に指定する業務(以下指定業務という。)を限る。その業務を行ふことかできない。

四 指定業務は、大蔵大臣及び所管大臣の監督に属する。

五 指定業務の指定及びその解除は、告示により、これを行う。

(新規定に違反を生ずべき行為の禁止)

(二七)

第四條 何人も、指定以後は、閉鎖株式の財産上の権利義務に変更を生ずべき行為をすることかできない。但し、第十条第一項に規定する特殊清算人の取分の執行に係る行為については、この限りでない。

二 前項の規定に違反してなした行為は、これを無効とする。

（解散・清算）

第八條 外国法人でない閉鎖株式（指定日以前に解散したものを除く。）は、

一 条の規定による指定に因り、指定日において解散する。

二 外国法人でない閉鎖株式は、解散の後も、指定義務及び清算の目的の範囲内並びに本邦内に在る財産以外の財産に対する関係においては、なお存続するものとみなす。

三 外国法人である閉鎖株式に対して他の法令の規定によりなされた営業の又は営業に依る認可許可又は免許その他の処分は、指定日において、その効力を失う。

（特殊清算）

第十八條の二 閉鎖株式の清算（以下特殊清算という。）は、この命令の定めるところにより、これを行う。

一 特殊清算は、大蔵大臣の監督に属す。

（特殊清算人）

第九條 特殊清算は、大蔵大臣の選定する特殊清算人かこれを行う。

二 大蔵大臣は、特別の事情があると認めるときは、特殊清算人の解任することかできる。

三 大蔵大臣は、第一項の規定により特殊清算人を選任し又は前項の規定によりその解任をしたときは、その旨を公告する。

（特殊清算人の取分権限）

第十條 特殊清算人の取分は、左の通りとする。

一 理務の急速を期す

- 二 財産の管理及び処分
- 三 債権の取立及び債権の弁済
- 四 残余財産の処分
- 五 指定業務の執行

之 特殊清算人は、前項の職務を行うに於て、一切の裁判上又は裁判外行為を専行する权限を存する。

（特殊清算人の代表権）

第十九条之二 特殊清算人は、同級裁判を代表する。

之 特殊清算人については、民法（昭和二十九年法律第八十九号）第四百八条（自）に契約又は双方代理の禁止）の規定は、これを適用しない。

（指定業務、特殊清算に関する指示、承認）

第十九条之三 特殊清算人は、何時でも、大蔵大臣に対して指定業務又は特殊清算に関する必要事項につき、指示又は承認を求めらるることとなる。

四

之 特殊清算人は、前項の指示又は承認を受けたるしを行為については、その責に任じない。但し特殊清算人による行為のうちの場合には、この限りでない。

三 大蔵大臣は、指定業務に關して、之を指示又は承認するさうとするときは、所管大臣と協議し得るものとする。

（債務弁済に関する指示）

第十九条 特別破産の債務の弁済その他債務を消滅せざる行為については、第十九条之二の規定に該当する場合を除く外、他の法令にかかわらず、その方法、金額、時期及び順位については、大蔵大臣の指示に従わなければならない。

之 大蔵大臣は、前項の指示をなすについては、一般社会の経済秩序の保持を旨とし、特に予金若小額債権者の利益を考慮し、且つ、債権者間の公平を害しないように留意しなければならない。

（残余財産の処分方法）

第十九条之三 特別破産の残余財産の処分については、特殊清算人は、払い込ん

だ株金額又は出費の価格の割合に依りて、これを株主又は社員その他の構成員に分配しなればならぬ。

又 大蔵大臣は、前項の規定にかかわらず、閉鎖株式の残余財産の処分につき、別段の定をなすこととできる。

(特殊清算事務終了の承認)

第十九条の三 特殊清算事務が終つたときは、特殊清算人は、遅滞なく決算報告書並びに在外活動閉鎖株式及び第十九条第二項又は第三項の規定による財産の留保をした閉鎖株式にあつてはその附屬書を作り、これを大蔵大臣に提出して、その承認を求めなければならぬ。

又 前項の場合においては、特殊清算人は、遅滞なく特殊清算事務が終つた旨及び利害関係人が特殊清算事務に異議があるときは、一ヶ月以内の事由を具して大蔵大臣に申し出るべき旨を公告して、且つ、決算報告書とその附屬書、閉鎖株式の帳簿並びに營業若しくは事業及び特殊清算に関する重要書類を、その

外

第十 中

特殊清算事務が終つたときは、特殊清算人は、遅滞なく特殊清算事務が終つた旨及び利害関係人が特殊清算事務に異議があるときは、一ヶ月以内の事由を具して大蔵大臣に申し出るべき旨を公告して、且つ、決算報告書とその附屬書、閉鎖株式の帳簿並びに營業若しくは事業及び特殊清算に関する重要書類を、その

特殊清算事務が終つたときは、特殊清算人は、遅滞なく特殊清算事務が終つた旨及び利害関係人が特殊清算事務に異議があるときは、一ヶ月以内の事由を具して大蔵大臣に申し出るべき旨を公告して、且つ、決算報告書とその附屬書、閉鎖株式の帳簿並びに營業若しくは事業及び特殊清算に関する重要書類を、その

特殊清算事務が終つたときは、特殊清算人は、遅滞なく特殊清算事務が終つた旨及び利害関係人が特殊清算事務に異議があるときは、一ヶ月以内の事由を具して大蔵大臣に申し出るべき旨を公告して、且つ、決算報告書とその附屬書、閉鎖株式の帳簿並びに營業若しくは事業及び特殊清算に関する重要書類を、その

特殊清算事務が終つたときは、特殊清算人は、遅滞なく特殊清算事務が終つた旨及び利害関係人が特殊清算事務に異議があるときは、一ヶ月以内の事由を具して大蔵大臣に申し出るべき旨を公告して、且つ、決算報告書とその附屬書、閉鎖株式の帳簿並びに營業若しくは事業及び特殊清算に関する重要書類を、その

特殊清算事務が終つたときは、特殊清算人は、遅滞なく特殊清算事務が終つた旨及び利害関係人が特殊清算事務に異議があるときは、一ヶ月以内の事由を具して大蔵大臣に申し出るべき旨を公告して、且つ、決算報告書とその附屬書、閉鎖株式の帳簿並びに營業若しくは事業及び特殊清算に関する重要書類を、その

特殊清算事務が終つたときは、特殊清算人は、遅滞なく特殊清算事務が終つた旨及び利害関係人が特殊清算事務に異議があるときは、一ヶ月以内の事由を具して大蔵大臣に申し出るべき旨を公告して、且つ、決算報告書とその附屬書、閉鎖株式の帳簿並びに營業若しくは事業及び特殊清算に関する重要書類を、その

特殊清算事務が終つたときは、特殊清算人は、遅滞なく特殊清算事務が終つた旨及び利害関係人が特殊清算事務に異議があるときは、一ヶ月以内の事由を具して大蔵大臣に申し出るべき旨を公告して、且つ、決算報告書とその附屬書、閉鎖株式の帳簿並びに營業若しくは事業及び特殊清算に関する重要書類を、その

(三三)

告書」と読み替えるものとする。

（特殊清算終了の公告及び登記）

第十九条の四 特殊清算が終了したときは、特殊清算人は、前条第一項の承認があつた後、遅滞なくその旨を公告し、本店又は主たる事務所の所在地においては二週間、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内、特殊清算終了の登記をしなければならない。

(三四)

交易信託法（昭和十八年法律第二十六号）

第一章 総則

第一条 交易信託に就く時、債権者総力の増強を図ル為、交易ノ統制運営ヲ爲スト共ニ重要物資ノ貯蔵ヲ確保及増強シ並ニ貯蔵重要物資ノ利用ヲ有效且適切ナラシムルコトヲ目的トス

交易信託ハ法人トス

本法ノ重要物資ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 交易信託ハ主クル事務所ヲ東京市ニ置ク

交易信託ハ政府ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ従タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三条 交易信託ノ資本金ハ三億円トシ之ヲ三百万円ニ分ケ一口ノ出資金額ヲ百

円トス但シ資本金ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第四条 交易信託ハ出資ニ対シ出資證券ヲ発行ス

前項ノ出資証券ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(三五)

第五條 政府ハ二億五千萬円ヲ交易管団ニ出資スベシ

前項ノ出資ハ國債証券ヲ交付シテ之ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債証券ノ交付価格ハ時價ヲ參酌シテ大臣大臣之ヲ定ム

政府ノ引受ケタル出資ノ出資金額ハ其ノ他ノ出資ノ出資金額ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第六條 交易管団ハ定款ヲ以テ出資者ノ資格ヲ制限スルコトヲ得

第七條 交易管団ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ交易管団ニ出資ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ冲抗スルコトヲ得ス

第八條 出資者ハ交易管団ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ譲渡スルコトヲ得

第九條 出資者ハ出資者ニ對シテ交易管団カ一月以上ノ相当ノ期間ヲ定メ其出資ノ請求ヲ屬シタルニ拘ラス出資者カ出資ヲ爲サザルトキハ交易管団ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持分ヲ処分スルコトヲ得

附

交易管団ハ持分ノ処分ニ依リテ得クル金額ヨリ準備金額及定款ヲ以テ定ムル違約金ノ額ヲ控除シタル金額ヲ従前ノ出資者ニ払戻スコトヲ得

持分ノ処分ニ依リテ得クル金額ノ額ニ相当ナル場合ニ於テハ交易管団ハ従前ノ出資者ニ對シテ不足額ノ補償ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ交易管団カ損害賠償及定款ヲ以テ定ムル違約金ノ請求ヲ為スコトヲ得

出資者カ第一項ノ期間内ニ出資ヲ爲サザルトキハ交易管団ハ其ノ出資者ニ對シテ一箇月以内ニ出資証券ヲ交易管団ニ提出スヘキ旨ヲ通知スルコトヲ得又此ノ場合ニ於テ出資者ハ其ノ出資証券ハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ交易管団ハ遅滞ナク定款シタル出資証券ノ番号並ニ其ノ出資ノ氏名及住所ヲ公告スルコトヲ得

第十條 交易管団ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的

二 名称

三 事務所ノ所在地

四 資本金額、出資及資産ニ關スル事項

五 換買ニ關スル事項

六 業務及執行ニ關スル事項

七 會計ニ關スル事項

八 公告ノ方法

定款ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ変更スルコトヲ得

第十一條 交易管團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲナスコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得

第十二條 交易管團ニハ營業稅ヲ課セス

第十三條 交易管團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ処置ニ

附シテ八別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 交易管團ニ非ザル者ハ交易管團又ハ之ニ類似スル名称ヲ用フルコトヲ

解ス

第十五條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件手

続法第三十五條第一項ノ規定ハ交易管團ニ之ヲ準用ス

第二章 職員

第十六條 交易管團ニ役員トシテ總裁一人、副總裁二人、理事五人以上監事三人

以上及評議員若干人ヲ置ク

總裁ハ交易管團代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁ノ定ムル所ニ依リ交易管團ヲ代表シ總裁ヲ輔佐シテ交易管團ノ業

務ヲ掌理シ總裁專斷アルトスハ其ノ職務ヲ代理シ總裁職員ノトキハ其ノ職務ヲ

行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ交易管團ヲ代表シ總裁及副總裁ヲ輔佐シテ交易管

團ノ業務ヲ掌理シ總裁及副總裁共ニ事故了ルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁副總裁
總裁又ニ職員了ルトキハ其ノ職務ヲ行フ
監事ハ交易信用ノ業務ヲ監督ス

評議員ハ交易信用ノ業務ニ関スル重要事項ニ付總裁ノ諮詢ニ応ジヌハ總裁ニ對
シ意見を述べタルコトヲ得

第十七條 總裁、副總裁、理事、監事及評議員ハ政府之ヲ命テ
總裁、副總裁及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

第十八條 總裁、副總裁、及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ関
シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス权限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ
得

第十九條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ス但シ政府ノ認可
ヲ要セタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 交易信用ノ役員其ノ他ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト
シ

四

附則

第三章 業務

第二十一條 交易信用ハ此ノ業務ヲ行フ

一 物産ノ輸出及輸入並ニ之ニ伴フ当該物産ノ買入及売渡

ニ 重要物産ノ保貨、買入及売渡

三 前二号ノ業務ニ附帯セル業務

交易信用ハ政府ノ認可ヲ受ケ前條ノ業務ノ外交易信用ノ目的達成上必要ナル業
務ヲ行フコトヲ得

第一號第一号ノ條ニ依リ輸入ノ業務ノ範圍ニ関シ必要ナル事項ハ法令ヲ以テ之ヲ
定ム

交易信用ハ第一號第一号及第二号ノ業務ニ付テハ政府ノ定ムル計畫ニ依リ之
ヲ行フベシ

第二十條 交易信用ハ法令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ契約ニ依リ法人
(四)

其ノ他ノ団体ヲシテ前條第一項ノ業務ノ一部ヲ取扱ハシムルコトヲ得 (四三)

前條第四項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ法人其ノ他ノ団体ノ同條第一項ノ業務ヲ取扱フ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依リ同項ノ法人其ノ他ノ団体ノ同項ノ業務ヲ行フ場合ニ於テハ同項ノ法人其ノ他ノ団体ノ役員又ハ使用人ニシテ同項ノ業務ニ從事スルモノハ之ヲ交易管理ノ当該業務ニ従事スル職員ト看做ス

第二十三條 交易管理ハ命令ノ是ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ物資ノ生産、輸出、輸入、貯蔵又ハ保管ヲ業トスル者ヲシテ交易管理ノ所有スル重要物資ノ保管ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ保管ニ要シクル費用ハ交易管理ノ負担トス
第二十四條 交易団体必要アリト認めルトキハ輸出若ハ輸入ヲ業トスル者又ハ業務ニ関シ重要物資ヲ所有若ハ保管スル者ニ於テ其ノ輸出若ハ輸入ノ状況又ハ所有若ハ保管ノ状況ニ関シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

交易団体必要アリト認めルトキハ政府ノ認可ヲ受ケ職員ヲシテ前項ニ掲ケル者ノ業務ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

交易管理前項ノ規定ニ依リ職員ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ同項ノ規定ニ依リ認可アリタルコトヲ證スル書面及其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムヘシ

第四章 会計

第二十五條 交易管理ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十六條 交易管理ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産日録、貸借対照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置フコトヲ要ス

第五章 監督及補助

第二十七條 交易管理ハ政府之ヲ監督ス

第二十八條 交易管理ハ業務開始ノ際事務ノ方法ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

第二十九條 交易管理借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第三十條 交易協団利餘金ノ処分ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ (44)

第三十一條 交易協団ハ命令ノ是ムル所ニ依リ利餘金中ヨリ準備金ノ積立ヲ爲スベシ

第三十二條 交易協団ノ毎事業年度ニ於テハ配当シ得ヘキ利餘金額ハ政府以外ノ出資者ノ払込出資金額ニ對シテ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトニハ政府ハ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ政府以外ノ出資者ノ払込出資金額ニ對シテ年百分ノ四ノ割合ニ相当スル額ヲ第一條第一項第一号ノ業務ノ爲借入シタル借入金ノ利息ニシテ業務事業年度ニ於テ支払ヒタル額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ス

毎事業年度ニ於ケル配当シ得ベキ利餘金額ハ政府以外ノ出資者ノ払込出資金額ニ對シテ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトモハ且ノ超過額ハ先ノ二ノ同様ノ規定ニ依リ補給金ノ償還ニ充ツヘシ

前條ノ準備金中損失ノ繰越又ハ配当準備ノ積立ニ付タル金額ハ毎事業年度ニ於テ

四八

ル第一項ノ規定ニ依リ補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配当シ得ベキ利餘金ト看做ス

第三十三條 交易協団ハ毎事業年度ニ於ケル配当シ得ベキ利餘金額ハ前條第一項ノ規定ニ依リ償還ニ充ソヘキ金額アルトモハ之ヲ控除シタル後額トス以下目ジハ政府以外ノ出資者ノ払込出資金額ニ對シテ年百分ノ四ノ割合ヲ超過セザルトモハ政府ノ出資ニ對シ利餘金ノ配当ヲ爲スコトヲ要ス

交易協団ハ毎事業年度ニ於ケル配当シ得ベキ利餘金額ハ払込出資金額ニ對シテ年百分ノ四ノ割合ニ達セザル場合ニ於テ政府以外ノ出資者ノ払込出資金額ニ對シテ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトモハ其ノ超過金額ヲ政府ニ配当スヘシ

第三十四條 交易協団ハ第三十二條第一項ノ規定ニ依リ受クル補給金ハ法人税法ニ依リ所得及臨時利得税法ニ依リ利益ノ計算上之ヲ益金ニ算入セズ

第三十五條 政府ハ交易協団ニ對シテ第一條第一項第一号ノ輸出及輸入ニ伴フ価格差額ヲ補償スル爲価格差額補償金ヲ交付スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基テ交付スベキ価格差額補償金ノ總額ハ帝國議會ノ協賛ヲ經

(四五)

タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ價格差額ヲ決定スル基準ハ政府之ヲ定ム

第三十六條 政府ハ交易信託ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ関シ報告ヲ爲サシメ検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 政府ハ交易信託ノ役員ノ行爲が法令、定款又ハ政府ノ命令ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他交易信託ノ業務運営上役員ヲ不適当ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第八章 罰則

第三十八條 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

- 一 正当ノ事由ナクシテ第二十三條第一項ノ規定ニ依ル保管ヲ爲サザル者
 - 二 第二十四條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
 - 三 第二十四條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者
- 第三十九條 人又ハ法人ノ代理人、店主、取締役、役員、雇入者ノ他ノ従業員が

其ノ人又ハ法人ノ業務ニ関シ前條第一号又ハ第二号ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ人又ハ法人ハ自己ノ指揮ニ出テタルノ政ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十條 第三十八條第一号及第二号ノ罰則ハ其ノ者ヲ法人ナルトキハ理事、取締役、代理人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ関ノ政等若ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十一條 左ノ場合ニ於テハ交易信託ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ十月以下ノ期間ニ限リ

- 一 本法ニ依リ政府ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
- 二 本法ニ規定セザル業務ヲ営ミタルトキ
- 三 第二十一條第四項ノ規定ニ違反シ政府ノ定ムル許限ニ依ラスシテ業務ヲ行ヒタルトキ

四 政府ノ監督上ノ命令又ハ処分ニ違反シタルトキ

第四十二條 第二十二條第一項ノ規定ニ依リ交易管理ノ業務ノ一部ヲ取扱フ其人其ノ他ノ団体同條第三項ノ規定ニ違反シ政府ノ定ムル計画ニ依ラズシテ業務ヲ取扱ヒタルトキハ当該法人其ノ他ノ団体ノ役員ヲ千円以下ノ過料ニ処ス

第四十三條 左ノ場合ニ於テハ交易管理ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ五百円以下ノ過料ニ処ス

一 第九條第六項ノ規定ニ違反シ公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

ニ 本條又ハ本法ニ基キテ発スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

三 第二十六條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置ガナルトキ又ハ其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セス若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

第四十四條 第十四條ノ規定ニ違反シ文書留付又ハ之ニ類似スル名称ヲ用ヒタル

罰則

百八十五百円以下ノ過料ニ処ス

附則

第四十五條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十八年四月勅令第三百七十七号ヲ以テ第四十六條ノ規定ヲ廢シノ本同十八年四月十二日ヨリ施行昭和十八年六月勅令第五百十六号ヲ以テ第四十六條ノ規定ハ同十八年六月二十日ヨリ施行)

第四十六條 重要物資管理管団法ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前從前ノ罰則ヲ適用スルカリン行爲ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第四十七條 政府ハ設立委員ヲ命シ交易管理ノ設立ニ關スル事務ヲ処理セシム

第四十八條 設立委員ハ是等ノ限ニ於テ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第四十九條 前條ノ認可ヲリタルトキハ設立委員ハ總額十ノ二億三千万円ノ出資ノ引受ヲ政府ニ稟請シ且總出資ヨリ重要物資管理管団ノ出資ニ引當ツベキ出資及政府ニ對当ノヘキ出資ヲ控除シタル後余ノ出資ニ付出資者ヲ募集スベシ

第五十條 設立委員ハ前條ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申込書ヲ政府ニ提出シ設
立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遅滞ナク重要物資管理団ノ出資ニ引
当ツベキ出資以外ノ出資ニ付第一回ノ払込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第五十一條 前條第二項ノ払込完了シタルトキハ設立委員ハ遅滞ナク其ノ事務ヲ
交易管理団總裁ニ引継ケベシ

總裁前項ノ事務ノ引継ヲ受ケタルトキハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ハ設
立ノ登記ヲ爲スベシ

交易管理団ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第五十二條 交易管理団ノ成立ニ依リ重要物資管理団ハ之ニ吸収セラルルモノト
シ重要物資管理団ノ権利義務ハ交易管理団ニ於テ之ヲ承継ス

第五十三條 本法ニ規定スルモノノ外交易管理団ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令
ヲ以テ之ヲ定ム

第五十四條 登録税法中左ノ通改正ス

第十九條第七号中「重要物資管理団」ヲ「交易管理団」ニ、
「重要物資管理団」
団法」ヲ「交易管理団法」ニ改ム

第五十五條 印紙税法中左ノ通改正ス

第五條、第六條ノ六ヲ左ノ如ク改ム

六ノ六 交易管理団ノ發スル出資証券

行政手続法新法（昭和三十三年法律第八十一号）

第一條 行政手続法の規定を処分取消又は変更の事由とする新法その他の法令上の権利関係に關する訴訟については、この法律によるものとする。但し新法の定めるところによる。

第二條 行政庁の違法な処分取消又は変更を請求する新法その他の法令に對し法令の規定により新法、舊法の適用を争ひ申立その他の行政手続に對する不服申立て（以下單に新法という。）のときは、この法律に對する裁決決定その他の処分（以下單に裁決という。）を経た後では、これを廢止することができない。但し、新法の規定が、あつた日から三箇月を経過したときは、新法の裁決を経ることに因り、舊法の規定を主とする虞のあるときは、その他正当な事由があるときは、新法の裁決を経ることで、新法を提起することができる。

第三條 第二條の新法、処分あつたことを起つた日から六箇月以内に、これを提起しなければならぬ。

前項の期間は、この法律の公布の日から起算して、六月を超えない範囲内において政令で定めることとする。

(五四)

五、正當な理由があるときは、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとする。

第一項及び前項の規定は、地方公共団体の長が、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとする。

第一項及び第二項の規定は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとする。

第三條 第二條の附則の規定は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとする。

第二條の附則の規定は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとする。このとき存し、附則の規定は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとする。申立に因り又は附則の規定は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとする。但し、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとする。

附則

三及び内閣総理大臣は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとする。

前項但書の規定は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとする。

第二項の規定は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとする。但し、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとする。

第二項の規定は、この法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることとする。

裁判所は、何時でも、第二項の規定を取り消すことができる。

行政庁の処分については、假処分に関する民事訴訟法の規定は、これを適用しない。

(五五)

貴金屬特別会計法（昭和二十四年法律第三十四号）抄

(五六)

（設置及び定員）

第一條 政府の行う貴金屬の買入、売出又は管理に關する經理を明確にするための特別会計を設置し、一該会計を二分して経理する。

二 この法律に於いて「貴金屬」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム、タングステンを含む。

第三條 この会計は、大藏大臣が、法令の定めるところに従つて管理する。一貴金屬の買入、保管及び売出事務は、

第十三條 政府は、貴金屬の買入、保管及び売出に關する事務を日本銀行に預り扱わせることかできる。

二 前項の場合において、政府は、貴金屬を買入に必要な資金を日本銀行に交付

するこゝかできる。

三 会計法（昭和二十二年法律第二十五号）第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支に關して適用する。

附 則

二 貴金屬特別会計法（昭和二十二年法律第六十一号）は、廃止する。但し、貴金屬特別会計の昭和二十三年度分の収入支出並びに昭和二十二年度、同二十三年年度及び同二十四年度の決算に關しては、なお、その効力を有する。

五 貴金屬特別会計法廃止の際、貴金屬に属する資産（現金を除く。）及び負債（同法附則第二項の規定により繰り入れた借入金）の價額を含む。）は、この会計に帰属させる。

六 当分の間、この会計において、附則第五項の規定によりこの会計に帰属した貴金屬所屬の有価証券、外貨預金及び貸付金その他の資産に係る經理を行うことができない。

(五七)

臨時貴金屬数量報告令（昭和二十一年勅令第二百七十五号）

（三六）

第一條 昭和二十一年五月一日午前零時（以下調査時期という）において本邦内に
に正に掲げる貴金屬を所有しつゝた者（大蔵大臣の定める場合にはこれを保管
又は所持してつた者）は、大蔵大臣の定めるところにより、同月十五日まで
に、その数量その他の事項を大蔵大臣に報告しなければならぬ。

一 金、銀又は白金の地金又は合金

二 金貨幣又は銀貨幣（外國の金貨幣及び銀貨幣を含み日本政府発行の銀貨五
十錢以下の銀貨幣を除く。）

調査時期において本國陸軍部が管理してつた貴金屬については、前條の規
定はこれを必要としない。

第二條 大蔵大臣の指定する者が、調査時期後において、前條第一條に掲げる貴
金屬（白金の地金及び合金を除く、以下同じ。）又は白金等（白金、ルチニウ

ム、
17

ム、ロジウム、パラジウム、オスmium、イリジウム及びイタドスミンの地金
又は合金をいふ以下同じ。）を取得したとき又はこれを保管若しくは所持する
ことになつたときは、大蔵大臣の定めるところにより、その数量その他の事項
について、各月分を整理し、翌月十日までに大蔵大臣に報告しなくてはならぬ。

第三條 昭和二十一年十月一日午前零時において本邦内に白金等（前二條の規定
に基づき同日前條に報告されたものを除く。）を所有してつた者（大蔵大臣の定
める場合にはこれを保管又は所持してつた者）は、大蔵大臣の定めるところに
より、同月十一日二十日までに、その数量その他の事項を大蔵大臣に報告しな
ければならぬ。

第一條第二條の規定は、前條の場合についてこれを準用する。

第四條 第二條又は第三條の場合において、報告の懈怠又は虚偽の報告があつた
ときは、その違反行為に係る貴金屬又は白金等は、これを没収することとでき

（三五）

(K9)

GENERAL HEADQUARTERS

SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

APD 500

AG 418.2 (2) June 51) GS 5 April 1952

MEMORANDUM FOR: Ministry of Finance, Japanese

Government, Tokyo, Japan

SUBJECT: Release of contents of Japanese-Owned
Wartime Precious Metal and Diamond
Stockpiles

Reference is made to memorandum for the
Japanese Government, file AG 418.2 (2) June
51) CPC/USV, SCAPIN 7443-A, 21 June
. 751, subject, "Transfer of Physical Custody

of Japanese-Owned Wartime Precious
Metal and Diamond Stockpiles," from
General Headquarters, Supreme Commander
for the Allied Powers.

2 Inasmuch as all property coming within
the meaning of reference 1 above will
be released from all control imposed by
the Supreme Commander for the Allied
Powers on the coming into force of the
Peace Treaty, you are authorized to make
plans to investigate and identify
indicated Private interests and/or return
specific items which are found to be

(K1)

Private Personal Property to the true owners after the coming into force of the Peace Treaty.
3. You are further authorized to make any other provisions necessary to handle any related matters which may arise as the result of the coming into force of the Peace Treaty.

Frank Riggo
FRANK RIZZO

Chief, Government Section

AG 4110.2 (21 June 51) 98
連合国軍司令部 APO 500

1952年4月5日附

宛名 大蔵省
件名 日本所有に係る戦時中蓄積した資金属及カウパモントの
管理解除について

1 昭和26年6月27日附SCAP IN 7443-1A 日本政府宛連合国軍司令部
電達「日本所有に係る戦時中蓄積した資金属及カウパモントの現物保管の移
渡に関する件」参照。

2 上記一の参照電達に規定するすべての財産について、平和條約発効の日に従
合国軍司令部の指示に基づいての管理を解除するにつき、平和條約の発効後に
かいく個人の利益を認められぬものを調査して補償し、又は私有の財産を識別



(次頁)

これら特定の物を真実の所有者に返還する処理案をたてることを認める

ミ なお 平和協約発効の結果これに因取して起る可能性のある諸事項を処理するに必要なる規定を設けることを認める。

フランソワ リンパー
氏 政 務 長

企業再建整備法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の理由

企業再建整備法による仮勘定の処理については、資産処分等の事実行為が進捗しないこと及び法令上の点から、仮勘定の確定が殆んどおし得ない状態にあるので、資産処分及び仮勘定に関する規定を整備して、企業再建整備の最終的処理を促進しようとするものである。

第二 改正の主要点

一 旧債権者代表である特別管理人の復活

仮勘定を有している非特別経理株式会社については、旧債権者代表として就任していた元特別管理人をあらためて特別管理人に就任せしめ、仮勘定の処理に関する資産処分等につき、会社を監督させることとする。

二 資産処分等の促進

(一) 仮勘定を有する会社（以下特別経理会社という。）

が処分を要する資産又は回収を要する債権を有しているときは、昭和31年3月末日までにその処分又は回収を終了しなければならないものとする。但し、

已むを得ない事情があるときは、旧債権者代表である特別管理人（以下旧債権特別管理人という。）の同意を得て、主務大臣に期限の延長を申請することができるものとする。

(二) 特別経理会社は、処分予定資産のうち未処分のものについては、処分前に旧債権者特別管理人の同意を得て処分予定価額等の変更を行わなければならないものとし、この場合には決定整備計画の変更申請を要しないこととする。

(三) 旧債権者特別管理人は、特別経理会社が資産処分等を怠つていると認めるときは、旧債権の五割以上を占める旧債権者の同意を得て、当該会社に対し一定期間内にその処分等をなすべき旨を申出たのち、これに感じない場合は、処分等について強制手続を講ずることができるものとする。

(四) 資産の処分等に関する報告について、所定の規定をもうける。

三 仮勘定利益の分配

(一) 特別経理会社は、昭和31年3月31日現在において、仮勘定の計算を行い、仮勘定に利益（但し、

解散会社については、現実に分配し得べき利益額をいう。)があるときは、当該利益額から主務大臣の指定する金額等を控除した残額(以下反動定の残額という。)を決定整備計画に定むる方法により旧債権者及び旧株主に一定期日までに分配しなければならないものとする。

この場合において、旧債権者又は旧株主のうちに金融機関等がある場合には、分配すべき金額を相互に通知しあつた後分配額の修正を行い、主務大臣の認可を得て分配しなければならないものとする。

- (二) 特別整理会社は、昭和31年3月末日以前においても、旧債権者に対し、その特別損失負担額を限度として、主務大臣の認可を得て反動定の残額を分配することができるものとする。

四 反動定の確定

(一) みなす確定

反動定の残額が旧債権者及び旧株主の特別損失負担限度額に達したときは、反動定は確定したものとみなし、当該会社は主務大臣の認可を得て旧債権者及び旧株主に分配しなければならないものとする。但し、(三)

に該当する場合には、その定めるところによるものとする。

(二) 解散会社の反動定確定のための特別措置

資産処分等を完了した解散会社が、調整勘定又は反動定からの分配期待権を有するため、反動定の確定をなし得ない場合には、旧債権者特別管理人の同意を得て当該期待権を譲渡することができるものとする。

(三) 在外負債を有する解散会社の場合における反動定確定の条件

解散会社が在外負債を有する場合には、反動定の利益を限度として主務大臣の指定する在外負債の引当金額(整備計画において別に引当てた在外負債に対する金額を言ふ。)を主務大臣の指定する者に寄託しなければ、反動定は確定しないものとする。

五 変更申請とみなす場合

特別整理会社が、三及び四に規定する主務大臣に対する認可の申請があつた場合には、決定整備計画の変更申請があつたものとみなして従前の条(決定整備計画の変更申請)を適用するものとする。

六 解散会社の返却定款確定

解散会社の返却定款が確定せず且つ損失が生じている
場合においてその後の経費によつて損失が更に増大す
るおそれがあると認められるときは、旧債権者特別管
理人は、旧債権の五割以上を占める旧債権者の同意を
得て、当該会社に対して返却定款の確定を提議すること
ができるものとし、当該会社は返却定款を確定しなければ
ならないものとする。

この場合においては、旧債権者は現に弁済を受けう
る債権を占める部分の旧債権については、その権利を放
棄したものとみなすものとする。

七 その他

特別管理人及び清算人の責任に関する規定等を適用
するものとする。

昭和29年4月

第19回国会

接收貴金屬等の処理に関する法律案想定問答

大蔵省管財局

目 次

一 般 事 項	頁
問1 連合軍占領軍による「接收」の法律的地位如何。.....	1
問2 接收の意図は何処にあつたか。.....	1
問3 接收の経緯如何。政府は接收に同意してゐたのではないか。.....	2
問4 接收によつて受けた損害について國は補償の義務を負はないか。.....	4
問5 接收中の管理状況はどうであつたか。.....	5
問6 占領軍から政府に対し貴金屬等を引き渡した状況はどうか。.....	7
問7 接收された報告の数量と政府に引き渡された数量との間に差があるか。その差は何なる理由によるか又政府はこれに対して如何なる措置をしたか。.....	11
問8 占領軍の貴金屬等に対する接收中の管理状況はどうであつたか。.....	12
問9 占領軍から政府に対し貴金屬等を引き渡した時期はいつか。.....	13

- 問10 日本政府による貴金属等の管理状況如何 15
- 問11 これら貴金属等の大半は戦時中国民から強制的に供出させたものであるから元の供出者に返還するのが妥当ではないか。 17
- 問12 接収された者は平常工業等で戦時中安い価格で購入したものが多く、購入を接収された者も欲ばりして、多く持っていたのであるから今更返還する要はないと考えられようか如何。 18
- 問13 この法律で口利物のあるものは全部返りぬがらないものは少く返るようになっていゝがこれを「公平適正」な処理といえるか。 19
- 問14 同じ供出で日本銀行に売却したものは返還され、その他は返還されないというのは不公平ではないか。 20
- 問15 返還によつて莫大の利益を受ける者もあると考えるが、これに対して特別の措置を講ずる考えはないか。 22
- 問16 政府は国庫に帰属した貴金属等を如何に処理するつもりか、その価額はと如何か。 25

- 問17 この法律施行に伴う手続措置はどうか
ているか。 25
- 問18 この法律で金、銀、白金等が大量に市場に放出されることとなり市場に混乱を生ずる虞はないか。 26
- 問19 逓合回を誤解してこの法律が執行の年を経過しているが、この間処理を放置した理由如何。 27
- 問20 「接収貴金属等の報告に関する法律」により同法による報告提出期限までに接収報告をしなかつた者はこの法律で返還請求ができるのか。 28
- 問21 東京海軍事件の経緯如何。 28
- 問22 大阪（福新トッフ）の銀塊事件の経緯如何。 31

逐條関係

第1条関係

- 問1 「返還その他の処理」をすることは、どんな処理をするのか、また「迅速に」という

意味は。..... 34

第2条関係

問1 オイ項の「他者のために管理している」とは
どのような状態か..... 35

問2 オイ項の「他者のために管理している」とは
指すか..... 35

問3 オイ項の「他者のために管理している」とは
指すか..... 35

問4 オイ項の「他者のために管理している」とは
指すか..... 36

問5 オイ項の「他者のために管理している」とは
指すか..... 36

問6 オイ項の「他者のために管理している」とは
指すか..... 37

問7 「連合軍占領軍の管理下から解除された
貴金属に代るべき貴金属の地金の連合軍占

百
二

領軍に対する引渡に関する法律」(昭和2
3年法律第119号)制定の理由如何..... 37

問8 オイ項の「他者のために管理している」とは
指すか..... 38

第3条関係

問1 本条の趣旨如何..... 39

問2 本条の趣旨如何..... 39

第4条関係

問1 本条は民法上の請求権を解除して
るのか、又解除して差し支えないか?..... 40

第5条関係

問1 占領者にオ一義的に返還請求権を与えた
のは如何なる理由によるか?..... 41

問2 オイ項を被接収者が返還請求できること
となつてゐるが、終戦後旧盟賦産である貴

金属等を模倣等により占有していた者が返還請求することがあると思うがこういう者にも返還するのか。……………41

問3 オ5条、オ6条又ハオ7条において「種類」「形状」とは何か。……………42

問4 代替金貨に於ける法律の受託者には納付金を返して貰う権利はないか。？……………44

問5 解除された黄金貨等の取替を受けた者である受託者はどう扱うか。？……………44

問6 オ3項の「所有権」は、提款時の所有権か、現在の所有権か 提款時の所有権の移転を認めるか。……………45

第6条関係

問1 オ8項という証拠とは何か？ 証拠不充分のときの措置は。？……………46

問2 オ3項オ8号にいう政令で定めるものは何か。？……………46

問3 オ3項オ8号で種類、形状又は個数を認定することができないものは棄却されるが

ス
ス

品位重量の認定できないものはどうなるのか。……………47

問4 オ3項オ8号を「ない」と認めらるることは具体的にどういふ場合があるか。……………47

問5 代替金貨を引戻したところ上記の者は、逃走罪をしなくとも返金は求められないか。……………48

第7条関係

問1 行政処分に対する不服の申立ては、期間を経過するときにないのが通常であるが但書を以ての理由は何か。？……………49

問2 オ3項も不服申立ができるか。？……………49

第8条関係

問1 「逃走する」とはどういうことか。……………49

問2 逃走するか否かは現物がそのまゝ、還るか否かを決定する重大な事であるが、逃走するとは誰が判断するのか、権利者も立会い調査せしめるのか。……………49

第9条関係

問1 本条の趣旨如何?50

問2 本条は特定しないものたる前掲の三項
は「請求」を返還するところなり民法
の成立、消滅の如何にかかわらず、請求
を以て返還を義務を返還し得るは如何
なる趣旨如何。特に、債権とある場合とが債
権とが同一の請求を返還するの必要はな
いのか。 52

問3 オ7条とオ9条とを比較、利息を最優の当
位又は最劣の利息のものとみなすことにし
ているが、平均のものとみなすことの合理
性ではあるか。 53

問4 オ7条によつて返還するときは義金属等
の種類毎に返還の割合が不均等を生ずる虞
がないか。その不公平をなくするために全
部同じ割合で返還すべきでないか。 53

第11条関係

問1 本条で国産帰属になるのはどういう場合
で、またと地位とする見込か。 54

第12条関係

問1 返還しようとするものを変更する決定が
あつた場合に既に他の請求者に対する返還
の決定はどうか。 55

第14条関係

問1 この期間と開始か? 55
問2 取扱費用が返還金を受け取りに必要
な場合は所収者を受けとれるか? 56

第15条関係

問1 第1項の趣旨如何? 56
問2 「接收資金属等の上に存した権利」とは
何か。 57

問3 オ1項は物権のみを保護する規定だとす
れば質権のような債権の保護を規定しな

かつた理由如何。? 57

問4 ヤ9条によつて返還される差額代金につ
て規定がないかどうなるか。 57

問5 ヤ9条の趣旨と租税特権である。 被追徴
徴収が滞誤して、これにどうなるか。 58

問6 ヤ9条の趣旨如何。 58

問7 ヤ9条によつて法律を以てして納付すること
し、本条で納付料金を徴せよとつてゐるが
何故か。 60

ヤ10条関係

問1 本条の趣旨如何。 61

問2 戦時中日本金属以外にも貴金属等の加工
品貯蔵所がありこれらが接収された回収費
金属等を何故国庫帰属せしめないのか。 62

問3 本条で国庫に帰属する貴金属等はどれ位
あるのか。 62

問4 本条で国庫帰属となつた貴金属等につ
てその処分、処分代金の使途についてこの
法律はふれていないか如何。 62

外
3

ヤ17条関係

問1 本条の趣旨如何。 63

問2 ヤ17条、ヤ18条の全文は各々どの位に行
るのが? 63

問3 ヤ17条の課税手数料又は加工費について
法令に如何なる基準を定むるのか。 64

問4 各等ヤ17条に交付金を課定する基礎とし
て是れとこれとを基礎として定むるのか。 64

問5 ヤ17条の課税規定はヤ9条ヤ18条によつ
て課税される標準と基を定むるに失する事よ
うな標準をどう定むか。 65

問6 ヤ17条に於ける金に加工するものは金銀銅
が金銀であるとするに於ける日。 何とせ
ず精製金に於ける日とした理由如何。 66

問7 本条による交付金の予算措置が然らぬと
いふ理由如何。 67

ヤ18条乃至ヤ19条関係

問1 審議会の性格は不足機関か、諮詢機関か
「議決に基いて」の意義如何。 67

問2 審議会の委員に法務局長、法務事務次

官を加えた理由如何。また、日本銀行副総
裁は、我々裁判官たる日本銀行の代表とあ
らざる審議会、加えるべき委員は如何のこ
とであるか。また、字號監獄等とは如何なる
一を考慮して如何のことに裁断を要するに
かゝるか。審議委員を委員に選ぶに理由
如何。

60

問3 審議委員は如何に、裁断権を有するか、

70

問4 政令で定まる審議会の運営に必要事項

とは如何なることをいうのか。

71

オスス条関係

問1 本条で返還に関する事務の一部を日本銀

行に取り扱わせることができることになつ
ているが、その際の経費は誰が負担するか。

71

問2 利害関係者である日本銀行に事務の一部

を取り扱わせることを適当と考えるか。

72

354

オスス条関係

問1 國に帰属した保管費金等及び國が返還

をうけた保管費金等々の管理は、國府財産
送上の國府財産として取り扱うのか。それ
とも物出金針規則上の物出金として取り扱う
のか。

72

問2 國に返還された資金等は、法務局長又

は法務局長である各縣各府の長が所管するこ
とになるのか。

73

オスス条関係

問1 罰則の適用を受ける者はいつその犯罪が

成立したことになるのか。

73

問2 十万円以下の罰金で足りざる場合は、

73

問3 利返の適用を受けないでこの法律の罰

則が適用されるのはどのような行爲に対し
てであるか。

74

問4 審議会に出頭した参考人が虚偽の陳述を

したときにはどんな罰を受けるか。

74

一般事項

問1 連合軍占領軍による「接收」の法的性格如何

(答) 連合軍占領軍による「接收」は連合軍占領軍の管理方式一般と違つて日本政府に指令して行われりるということではなく軍の直接行動として行ったものであるか、そのことに關しては、極東委員会の対日領土十六原則に違反している以外には他に降伏文書、占領法規ないし指令にもふれていない点から見て一般國際法であるし陸軍の法規慣例に關する条約上の私有財産不没收の原則が生きており、したがつて没收したものではないと解される。また対日領土十六原則によれば最終的には賠償に充当されることとなつていたが、その後日本政府に返還して来たことは当初没收の意図を拂つていたとしても、その後その意思を放棄したものとみるべく、最終処分をする時まで強制管理を行ったものであると解される。

問2 接收の意図は何処にあつたと思うか

(答) 接收の当初の目的は、露紙の事情から推測するには將系手懸される賠償に充当するたためであつたと

(2)

思われる。当時の徴収委員会指令(対日貿易十六原則)ノ9(1947年7月24日*FEIC072-26)第16(1)項に「金、銀その他の貴金属及び宝石のストックにして明らかに日本人所有のものたるものは、終局的に賠償物件として処理すべきである。これに至るまでの間にかかる日本人資産については、その価値を保有す、きこあるが、百資産自体は日本平時経済の生産の恢復に貢献するやうに仕組まれた生産計画に対する金融を助ける外國為替の獲得手段として使用しても差支ない」とある。

しかし、前項の目的が朝鮮半島解放以後において総司令部及び米國政府においてかなり修正され、半島の権移と共に日本管理政策修正と併行して、貴金属等を日本に存置するという方針に依り、結局平和条約の発効と共に日本政府に返還されたものと考えられる。

問3 接收経緯如何、政府は接收に関与していたのでは

ないか

(3)

(答) 連合國占領軍は、進駐直後、日本政府に対し、政府、日本銀行及び政府外廓団体の貴金属等の保有高を報告するよう口頭で要請して来たので、それぞれその報告を文書をもって提出した。連合國占領軍は、その後直接接收を開始し、これは上記の資料に基づいて行った様子であるが、日本政府としては何等連絡交渉もなく、無してその提出資料が基礎となるものかどうかは野定の限りである。昭和21年4月及び同年10月國際の貴金属の在庫調査指令(連合國軍最高司令部より出され、政府は高野貴金属数量等報告令(昭和21年勅令ヲヌフ5号)を公布し、調査時期(当初昭和21年5月1日、白金地産については同日開始改正通知により同年10月1日)に既に接收されているもの以外の貴金属の在庫調査を実施し、報告書の提出報告書はその日、総司令部に提出した。連合國占領軍は、この報告に基づいて更に接收した様子であるが、前項同様、日本政府としては何等関係するところではなかった。その他、前二項の報告に記載していないものでも

(4)

連合軍占領軍が何年かの期間により開知したものはすべて接收したと記録する。

接收記録は、第八軍の報告書と戦後の報告とをよりであり、その形式は各々異なる。受領書も発給しているものがあるが、中には発給していないものもある。これを完全な形でその内容もごく簡潔なものが多い。

問4 接收による収めた損害について国は賠償の義務を有しなしか

(答) 現在政府が管理している黄金局等の金貨は、この黄金局等に不足する場合にこの法律で規定されるものは接收された黄金局等より少ない場合があり得るか、この差額については平和条約を締結により日本政府は連合軍占領軍の占領期間中の行為に対する請求権をすべて放棄している。また、日本政府が接收したものではなく、連合軍占領軍が直接行ったものであるから、損害賠償の問題は当然には生じないとする。(したがってこの損害を処置するかどうかは法律上の当然の義務とし

(5)

てではなく、今後の問題として他の戦争損害の例に準じて考えられるべきである。本法律案は保管中の現物の処置をまず解決することを意図したものである。)

問5 接收中の管理状況はどうであったか

(答) 1. 管理の態様

連合軍占領軍が接收した黄金局等の管理については日本政府の調査が認められなかったもので引渡を受けるまでの詳細は不明であるが、政府の知り得た範囲では次の如きものと推定される。

接收された黄金局等は当初第八軍により管理されていたが、1947年5月連合軍司令部民間財産管理局に移管された。

接收した黄金局等は日本銀行本店及び大塚支店、造幣局(大塚)及び造幣局東京支店の金庫に集中管理していた模様である。

接收した黄金局等は被接收者ごとの整理は行わず種類ごとに分類し、混合して保管する方法を採っていた模様であり、またインゴット及び

(6)

一部の美術品を除き、原則として連合軍占領軍の手により溶解して保管する選前を採っていたよつである。

接收した貴金屬等のうち、ダイヤモンドについては昭和26年4月から10月の間に鑑定及び評価が行われている。

ロ、管理中の処理

戦時中、日本軍が占領していた南支、英、米、仏、各国から暴奪して持ち帰つたと司令部によりて認定した貴金屬等を各国の要求に基づき、被暴奪國に賠償金を償して返還している。

日本銀行が保管中のタイ、仏印、イタリー及び中国聯軍のイママーク金をそれぞれに返還している。(約クヌクトン)

一部の貴金屬等をCPOその他に売却している。日本政府が産業経済上必要な用途を確保するため、接收された貴金屬等の一部の解除を連合軍占領軍に申請したところ、許可し解除している。しかしその後昭和23年4月に至り、解除された貴金屬等の見返りとして代替地金の提供を要

(7)

求する指令が送られたので同年7月10日、連合軍占領軍の管理下から解除された貴金屬に代るべき貴金屬の地金の連合軍占領軍に対する引渡に関する法律(昭和23年法律第117号)を制定し、大蔵大臣が貴金屬の地金を連合軍占領軍に引き渡したときは、貴金屬の解除を受けた者から納付金を徴することとした。

但し、一部には連合軍占領軍から代替地金の手付がなく、結果的には無条件の解除に終わったものがある。

問6 占領軍から政府に対し貴金屬等を引き渡した状況

はどうか

(答)イ 現物管理の概況

昭和26年6月21日、戦時中蓄積した日本所有の貴金屬及びダイヤモンドの物理的管理の移転と懸する覚書が手交され、同年6月28日日本銀行本店二階CPO金庫管理官室で理財局長と米側金庫管理官とが覚書に署名して、接收した貴金屬等が日本政府に引き渡された。

し、これら物理的官理の移転だけであって日本政府の処分は認められず、連合國最高司令官の監督及び支配下に置かれた。また、引き渡された貴金屬等の在庫目録は受領書と共に送附されたが、其後目録と照合し、あるかどうかを、単に總数、各箱の個数等を確認してのみでその数量や性質、品質等には検査し、保管があるときはきめ細かく取り扱ひ、交換証に付した。

昭和26年2月7日接收した中国銀貨及び日本政府に引き渡された。

これは中国共産黨から引き渡して連合國占領軍に送還を要求して以来、その確認から13日、引き渡されたものである。

昭和26年10月16日接收した貴金屬等の一部を処分した代償として金塊6,600,189瓦ノを米國聯邦準備銀行にイママークしてある旨の通知あり、その受渡方はま打ち合せの結果、國際通貨基金に加入するため金塊を米國へ輸送するに当りその経費の節約を図るため、日本政

外
ス

府はこれを米國聯邦準備銀行に保管されたい旨依頼した。その後この金塊は接收された貴金屬のうち白金を処分したものの代償であることが判明した。この金塊は後に日本政府が國際通貨基金に払い込む金塊の一部として使用したが、これに相当する金塊を日本銀行保有金から政府が買い上げ、振り替え保管中である。(法テス系ヲ3項ヲ3号)

昭和27年1月15日接收した貴金屬等の一部を売却した代金として5,5,935円ノの小切手が引き渡された。この小切手は接收された貴金屬等のうち金、銀の地金又は製金と処分した代償である。この小切手はニューヨークナショナルシティバンクを支取人とする小切手であったが現在は同行に付するドル預金として保管中である。

昭和27年2月7日接收した貴金屬等の一部を売却した代金として59,651円ノの小切手が引き渡された。これは接收された貴金屬等の

うち処分した旨会の中に含まれてはいた金、銀、パラジウム、イリジウム及びロジウムの存在であることが判明した。

この現金も前項と同様の「現金」として保管中である。

ロ 制限解除の移転

昭和27年4月9日、戦時中差戻した日本銀行の貴金属インダイヤモントの制限解除を懸する覚書が英文で、予知条約を発効すれば、日本政府は接收された貴金属等に関する一切の処理、処分権を完全に回復し、本来の所有者に返還する等の措置を講じてもらふこととなり、ここに始めて平和条約の発効に伴って正式に日本政府に返還されることとなったのである。

以上が一般的に接收貴金属等を日本政府から引き受けて来た状況であるが、それ以前にも解除指令に基づいて政府にて解除して来たものがある。

別冊参考資料

外
務
省
中
断

問7. 接收された報告の数量と政府に引き渡された数量

との間に差があるか、その差は如何なる理由によるか又政府はこれに対して如何なる措置をしたか。

(答) 保管数量と報告数量とを比較すると、各種類ごとにそれぞれ相違しておりその差の理由は正確なことは不明であるが、現在までの調査により判明したものは次のようなことがある。

- 1 イヤマーク金の引渡し
- 2 製薬品の返還
- 3 米回特需用の発売に供したものの
- 4 C.P.D.による放出
- 5 国内産業助成のための収接收府以外への解除
- 6 インゴットとして保管するための溶解

しかしながら以上判明している分について操作をしてもなお不足があるか、これは接收報告も正確で正しいということも一因があると考えられる。

これに対する措置としては、昨年12月22日附をもつて本国政府に対し、接收当時の資料提出方を要求してある。

問8 占領軍の黄金属券に対する接收中の管理状況はど

うであつたか。

(答) 接收資金は当初日本軍により管理されてい
たが、中途、民間財産を理向く方針に転じら
れた。これは軍管理から民間管理に転じた事
起つたためと見られる。また、接收後管理
はさむちて厳重に管理する方針がCPCにお
いて設けられた理由も同様と見られる。

当初の目的は、占領軍が日本軍により奪取
された分を被害者等に返還する身付の一部を同作産米
助成のため解除する事になつたが、それには代
替資金の提供を要して接收資金属券の価値全
体が減少しないような措置を講じている。假し無
条件で解除した例もある。

また保管に便利のようにな製法、スクラップ等を
溶解してインゴットに作り替えられた模様である。
また、CPCによりCPDを通じて払い下げ(金銀)
米本国に現送して特需用の競売(白金)
に充てたものがある。

問9 占領軍から政府に対し黄金属券を引き渡した時期

はいつか。

(答) 保管資金属券の引渡しがあつた時期は次の如く款
次に亘つているが、SCAPINによりその内容
の態の異り、全面的に管理へ移譲されたのは、
昭和26年6月21日付SCAPIN7443-A
以降である。

- 昭和26年8月12日 SCAPIN 6796-A
金銀属券の引渡しの件
- 昭和26年8月19日 SCAPIN 6804-A
日銀条件付金銀属券
- 昭和26年9月30日 SCAPIN 6876-A
銀 属
- 昭和25年3月4日 SCAPIN 7095-A
本邦現行銀貨
- 昭和25年3月25日 SCAPIN 7115-A
日銀条件付金銀属券及び標本
領券
- 昭和25年4月4日 SCAPIN 7132-A
黄金属特別会計繰入分の残
量

(14)

- 昭和25年4月24日 SCAPIN 7148-A
本邦銀行及び古金銀貨
- 昭和25年4月24日 SCAPIN 7149-A
日銀券付金銀貨
- 昭和25年5月1日 SCAPIN 7156-A
法令違反物件
- 昭和25年6月28日 SCAPIN 7193-A
三環式金銀貨類
- 昭和25年7月29日 SCAPIN 7228-A
日銀券付金銀貨、英米地銀貨
- 昭和25年8月9日 SCAPIN 7235-A
法令違反物件
- 昭和25年10月14日 SCAPIN 7
宝石類及び鉄幣
- 昭和25年11月2日 X 无
法令違反物件
- 昭和26年1月19日 X 无
法令違反物件
- 昭和26年1月24日 X 无
法令違反物件

(15)

- 昭和26年3月7日 SCAPIN 7405-A
条件付金銀貨及び銀貨
- 昭和26年3月29日 SCAPIN 7412-A
金銀貨及び外国貨幣
- 昭和26年5月4日 SCAPIN 7426-A
法令違反物件、オレラニウム
- 昭和26年6月21日 SCAPIN 7443-A
全面解除
- 昭和26年7月31日 SCAPIN 7458-A
中国貨幣

問10 日本政府による貴金屬等の管理状況如何

- (答) 1. 上述の通り日本政府に引き渡された貴金屬等は政府において保管している。
2. 昭和27年8月1日接收貴金屬等の事務は従来大蔵省理財局の所掌であったが機構改革により管財局へ移管された。大蔵省で取扱つて来た事務は概略は次のとおりである。
1. 金地金の現品調査を昭和26年7月4日より同年8月8日まで実施し解除リストと現品

- の照合、検査を行った。
- ロ、銀地金の現品調査を昭和26年9月より昭和27年9月まで及び昭和27年10月より同年11月にわたり実施し解除リストと現品の照合、検査を行った。
- ハ、同年10月10日付の通知に基づき2月2日の間にタイプライターの再鑑定及び解除リストとの照合を実施した。
- ニ、昭和27年11月18日、19日に造幣局に保管依頼中の貴金属等の再調査を行った。
- ホ、同年11月18日付の通知に基づき造幣局東京支局に保管依頼中の貴金属等の再調査を行った。
- ヘ、同年12月5日付の通知に基づき造幣局に保管依頼中の貴金属等の再調査を行った。
- ト、昭和28年3月10日造幣局東京支局に保管を依頼中の金製品等を日本銀行本店へ保管依頼を依頼した。
- チ、同年3月30日造幣局に保管を依頼中の金製品等を日本銀行大阪支店へ保管依頼を依頼した。

- リ、同年3月23日銀地の品位試験を造幣局東京支局に依頼するその日銀より銀塊10の本を造幣局東京支局へ移動した。
- ヌ、同年4月7日連合軍占領軍の管理中に一部解除した分の再調査を行った。
- ル、同年6月2日より6日にわたり裝飾物及び小銃等異種の調査を行い照合完了とともに関東駐留軍から警防局に引移を行った。
- ヲ、以上をもって現品調査は一応完了したか、金地金及び銀地金の品位不明のものがあるから品位検査を実施する段階にあり一部完了したものを除いて準備中である。

答
(5)

問11. これから貴金属等の大半は戦時中国民から強制的に供出されたものであるから元の供出者に返還するのが妥当ではないか

(答) 連合軍占領軍から引渡しを受けた保管貴金属等は支那等回りの如く戦時中回収を行っていた機関に属していたものもあるが政府、日本銀行の外、民間の会社、個人に属しているものもある。これ

(18)

りの黄金証券は回収によらば新産の金、銀も多
 くなったから全部が戦時中國民から徴出せしめた
 ものとは異なると、回収に基ずるものも戦
 時中徴出したものより安くすることが可能であれば
 戦時中徴出されたものより安く徴出すること、徴出者で徴
 出した事実を認める苦痛を免除している者はさ
 めて之を考慮すべき、また徴出の経過として
 る黄金証券は回収に基ずるものも戦時のまま徴出
 されているものもあること、徴出者から徴出者へ
 戻り出す方法は現在では技術的に不可知である。
 ただ支那の通貨は戦時中に徴出されたものが所有して、
 た黄金証券は國庫に帰属せしめ、これらのは戦時
 中の不当の利得を以て國家目的に使用することか
 らできるような措置したのである。

向々、接收された者は軍需工場等で戦時中安い価格で入
 手したものが多く、個人で接收された者も徴出も
 しないうまま持っていたのであるから今更返還する要
 はないと考えられるか如何

(答) 設問の如き意見は國民感情からしてあり得ると

外
15

(19)

考えられるが、戦時中の黄金証券の入手がすべて
 不当な経済上の利得であると思えることは無理で
 あり、又軍需工場が黄金証券を入手したのは軍需
 品の製造という國家目的に副うたためであつたこと
 ても私人の公衆活動を基盤にするものであつたこと
 國家目的の存在から直ちに所有關係の消滅、その結
 果を以てすることは無理であり、憲法の財産権に關し
 る規定に抵触すると解している。

個人で接收された者も徴出しないうまま持っていた
 ものであるから今更返還する要はないと思ふのは恐
 情論としてはあり得るか、所有關係に關するものは
 すべきものではない。

向々、この法律では現物のあるものは全部返り、わがら
 ないものは少く返るようになつてゐるがこれで「公
 平適正」な処理といえるか

(答) 「接收」を強制管理であつたと解すれば現在の
 法律關係は民法で律せられることとなる。したが
 って特定するものについて所有權の主張が出来る、
 他のものについては当然にはその主張が出来ない。

(20)

即ち返還請求が出来るのは現行民法の立前からやむを得ない結論である。ただ本法案は接收された貴金属等があるかないか判らないう状態にあるもの、あるいは溶解されて混和したもの、処分されて代替品又は代償が残っているものについても所有権の主張は出来るかもしれないか価値の帰属はこれらのものにもある、さだと云う立前からの民法の趣旨に則して接收された貴金属^等と同種類、同形状のものを返し、それが溶解された可能性があるか、または処分されて代償が残存する可能性のある場合にはこれらのものから返還してゆくという方式を採用して、実情に則した解決方法を探っているのが返還方式をとる以上あるいは一部に不公平を生ずることかあつてもやむを得ない方法であると思う。

問14. 同じ供出で日本銀行に売却したものは返還され、

その他は返還されないというの是不公平ではないか

(答) 回収貴金属等は返還することか可能であれば返還するかあるいは売却することか最も妥当な措置

(21)

バ
(6)

と思うが、回収貴金属等が接收当時の状況と付きわけて賣った形のものになつておるか、混合されてあり、したがつて供出者の供出品と保管貴金属の中から識別することは不可能の状態である。又矢張差であることを証し得る者もさうめて少数であろうし、且つ代出といへども当時の代金としては適当な価格を支払われているので、これを返還するとしても代償ないしは当時の時価で売り戻すということは妥当でなく、やはり時価で売り戻すということにせざるを得ないのではないかと考えられるので、同率帰属としたのである。

一方、日本銀行の売戻条件付の金製品は日本銀行が保管中のものを接收されたものであり、現在は日本銀行所有のものである。これはこの法律一般の法則により特定するものはそのものを、特定しないものは同様のもの又は代償物を日本銀行に返還することとなり、日本銀行は売戻約款に応じて義務を履行することとなる。

肉/5 返還によって莫大な利益を受ける者もあると考
えらるるか、これに対して特別の措置を講ずるの
を、どうか。

(3) 昭和21年法律第29号「接收資産局等の敷
置等の取扱いに関する法律」による接收物件数は
随分多くなつてゐるか、同一法人等に複数の報告
を提出、これを併合して調査するに次の如くである
個人 24社

法人 105社 → うち企業再建整備法による
特種会社が54社、その内
うち調整勘定を有するもの
17社

官庁等 24

計 183

本法律案によって返還を受けたとき。

(イ) 個人の場合

賦産税法第34条、同法施行規則第10条第
10号によつて、調査時期(昭和21年3月3
日)に接收に当たつていたものは後日返還された
時に課税の対象とすることと見えて一応賦産税法
の対象から除外されてはいたが、この度返還にな

つた場合には、同条によつて賦産税の対象とす
る。その課税価格は昭和21年3月3日の時価
による(施行規則10条の13)。当時に比較
して価格は相当高騰しているか、これ以上追索
することは条理上も不可能である。

なお、調査日(21年3月3日)以後に接收さ
れた場合には、法第4条によつて当者は課税済
となつてゐる(このため今後返還されても課税
の問題はないのであるが、実際には賦産税の申
告期限たる昭和21年2月15日までには接收さ
れたもので課税対象としてゐるものもあり、
これについては上記と同じく今回課税される。
接收中に相続があつた場合、相続特別措置法の
規定により返還されたとき相続税法の対象とな
る。(法6条1項 施行規則14条10号)

(ロ) 法人の場合

(1) 特種会社

調整勘定を設定している場合はその帳簿価
格にて同勘定に入り、課税の問題は生じない。
調整勘定を内積するとき持懐さうめて益が出

(24)

れは法人税の対象となるか、益の出る特種会社はほとんどない見込である。

調査決定を改定している特種会社について

は、一般の法人と同じ。

(2) 一般の法人

この場合、課税の対象は会社が重要地位にある。再評価価格に對して課税されるのか、受入価格は税法上評価によることになっているものの、ほとんどすべての法人は当時の改正を為す契機として改定しているものと思われるのでこの価格で受入れる旨、課税の自應は正しい。

なお、債権資産たる貴金屬等について再評価したときは、再評価税の対象となることは当然である。また、これを処分して益があれば、会社の利益として課税の対象となることも当然である。

以上のように現行法規によつて処置されるわけであるが、これをもちつ返還によつて生ずる利益に對する措置は再考と考えられるので、特別の措置

(25)

を講ずる必要はないと思われる。

同16 政府は国庫に帰属した貴金屬等を如何に処理するつもりか、その価額はどの位か

(答) その貴金屬等の種類ごとの買付、国内外市場の需給関係に応じ、会費返戻に現定するところに基づき適切に処分する見込である。

また、価額については、現在の調査段階でその具体的な数量を確定してはないうので、従つてその価額の評価は困難であるが、一応推定した数量による評価額は約100億位と思われる。
（参考資料）

同17 この法律施行に伴う経費はどうか

(答) 昭和27年度内においては、返還請求書の数量の確認及び納付物件の照会あるいは現品の品位試験、鑑定等の事務処理の段階で終り返還貴金屬等の現品引渡し及び回撥金に對する交付金の交付等の支拂の必要は昭和30年度以降と考えられるので、本年度は事務費的経費のみである。

その内容は

(1) 本府経費では

- (1) 事務処理費として謝金(弁護士謝金)、
調査旅費、労賃(本給費、品位証明鑑定料)
共々、230千円を計上した。
- (2) 選挙会の経費として、投票手当(専向委員、
副委員を含む。)と投票人引換旅費、公選費
等、575千円を計上した。
- (3) 既得局に対しては事務処理費として、マクノ
千円(調査旅費)を計上、その他は多額。

問/8: この法律で金、銀、白金等が大量に市場に放出
されることとなり市場に混乱を生ずる虞はないか。

(答) 返還等の処理によって金、銀、白金等が返還
されるが、これらについては、大部分が国、日
本銀行等に返還されるので、放出されるのはこ
程の大きな量ではないからこれによる市場の混
乱があるとは考えられない。(参考資料)
ただ、国に返還され又は滞留する金、白金、銀
及びダイヤモンドを売却処分することとすれば
相当多量が処分されることとなるので放出の時
期とか又方法について慎重に対策を考慮したい。

外
?

問/9: 連合軍占領軍から引き渡された後約2年を経過
してこのか、この商売を放棄した理由如何。

(答) 接收が占領軍の直接行動として行われた結果
政府としては、黄金屋等を引き渡さなかったことには、
どこかの時点でしたものがあるか、経緯からい
う、引き渡すの時にロスと損失とを考慮してあ
り合せたのであるから引き渡されたもの
の点を調査する必要がある。
よって政府はごまかし接收資金局等の設置等の
報告に関する法律(昭和7年法律第24号)
を公布して接收を受けただけから海軍に
関する報告を徴し、その実情を知ろうと努め
るとともに引き渡さなかった黄金屋等について慎重
鑑定、品位、試験等を実施してその内容を調査
し、またその処理については、法律的に疑わし
い点についてあらかじめ法律顧問の意見を徴
し、公平適正な処理方法を研究したが、これら
の事務処理及び準備も漸くほぼ完了したので、
ここに本法草案を提出する次第であって、放棄
していたわけではない。

領算を昭和19年5月6日付原経出才ノ56
 号の文書で同陸軍系京經理^科長^科の依頼によ
 送附の経議定額帳とし、同年9月9日
 に同、及陸軍種本工廠へ郵送スルコトを以て
 引上げ銀塊は上庄の一處以外連白岡
 占領軍が引き揚げたもので、大蔵省が司令部
 担当者から聞いている限りにおいて、銀塊
 約30 鹿強であるとのことである。

(4) 上記の引上げ銀塊は上庄の一處以外連白岡
 占領軍が引き揚げたもので、大蔵省が司令部
 担当者から聞いている限りにおいて、銀塊
 約30 鹿強であるとのことである。

(5) 後藤等の関係者は、当該銀塊は、兵主物と
 あるとして所有権を主張(上述の通り接收報

外
の

資を提出している。)しているが、当局とし
 ては旧軍の所有であり、且つ、手続上からも
 その他正當に行つてあり隠匿物類となく改
 府の所有物であることは間違いないところ
 である。

(6) 本件に關し、後藤等の関係者元田本が國々
 相手として隠匿物類に対する救済金又は對
 孔金請の訴訟を提起。現至に至つておら
 ず。また、関係者等三郎が被害者となつて銀
 塊一系を偽造の銀塊の支払を以てしてエ
 書が提出されている。

問ヌニ 大蔵(福崎)の銀塊事との経緯如何

(答)(1) 本事件は山下三郎外ス名(元福崎トックに
 雇用されていた守野繁三及び佐野芳彦等(前
 も京都市在住)が相諾り堺市の福崎トック
 K橋内に銀塊約37 鹿強を埋没してある旨を京
 都軍政部に届出で、同軍政部は昭和21年4
 月27日福崎出入3人及び堺警察署員を帶同福
 崎トックKKに至り、同社事務を並合せしめ
 て同社帳簿を調査したところ、同社本下に集

満してあつた銀塊が発見され、同年4月28日より大阪駐留占領軍の管理下に移され同年5月31日より3日間に亘り河内領軍より接収された事件である。

(2) 上記の山下等は、オランダ領事トックムクに於て刑責を認められてゐる事程反について生息地不明の事、等であつたが、是より先、奥の奥を奥の先西に、等々報告の義務を認め、昭和27年5月31日付で接收資金局等報告書(昭和27年法律229号)を提出して居る。

(3) これに対して、大政府知事示同三三、銀塊の分散保管目的のため昭和20年8月3日当時の大阪経済企画部(商工一課所長)より海軍艦政本部より保管取換を受け(平津川倉庫より係取する)これを同年8月4日堺市の福崎ドックKKに保管を依頼(同年8月5日付で商工一課長あての廻り書を提出して居る)しておいたものを占領軍に接收されたものであり、また、府庁に於いては占領軍より発給

された正規の接收更領書(更領書系示の数量は銀塊1ノ87個とあり保管取換の書類その他関係書類により総量39,477.22/両、両位220/1000で純量27,703.557両とされている。)を保有してあつて、本事件は国の所有であり、府庁は保管の責任があるため接收資金局等報告書(昭和27年法律229号)の提出義務ありとして昭和27年9月30日付で報告したものである。

(4) 他方福崎ドックKK()系物等を昭和27年5月4日大阪府商工第一課長より保管依頼により海軍艦政本部平津川倉庫より銀塊1ノ87個(40986kg)を引取り保管したものであり、防空ごうに保管していたものを山下等の密告により占領軍に接收されたものであつて、保管占有者即ち被接收者の義務として接收報告書を提出したものである。

(5) 本件事案については、報告書の証拠書類は完備してからす目下収集中であるが、旧重岡係と府庁との間における会計官吏の保管取換

に因する文書、府方と福崎トックとの間にお
ける保管委託に関する文書、その他の関係書
類による判断にて本物件が旧東洋物産である
決つてその所有に属するものである。

送 込 契 係

第1条関係

問1 「返還その他の処分」を指すと云ふものは何
なるものか、また「送込に」とは何を意味す。

(答) 「返還その他の処分」とは、買付時には送込が
前段階である認定、不服の申立の処理、返還の契
に付し評價の外、返還し得るものの送込満了、又
は交易場回轉に交付金を交付する一切の処理をい
う。

「送込に」とは返還請求期間を被接收者が5ヶ月、
所有者はその無2ヶ月に制限し、又不服申立を1
ヶ月に限る等被接收者の全体の利益のため早く処
理を完了したいという趣旨を現わしたものである。

第2条関係

問1 第1項オ3号の「その他の貴石及び半貴石」とは、
どんなものを指すか。

(答) 貴石とは、ルビー、サファイヤー、エメラルド、
オパール、シルコン、ベリール、カーネット、ア
レキサンドライト、クワンライト、ひすい、アレ
マノン等、
半貴石とは、片石、瑪瑙、琥珀、珊瑚石、アモ
イスト、アメレスト、スピネックス、アクアマリン、
シエート、緑玉髓(クワンアライズ)、血玉髓(フ
ルン、ストーン)、水晶、虎眼石、黄金石等
ある。

問2 第1項オ3号の附屬品とはどんなものを指すか。

(答) ケイヤモンド工具の鉄棒器具等である。

問3 第1項オ4号の「その他改令で定まる物品」とは、
どんなものを定める予定か。

(答) ラチウム、水銀及びその他の物品として付裝飾用
の石類では準宝石類に属し、さんご石、人造宝石に
ルビー、サファイヤー、シルコン、アレキサンドラ
イト、カーネット、スピネル、バイオレット、エメ

ラルト、柳石等と、模造品類としてガラス玉及
び模造品等と、第三類は非鉄金属類のスクラン
プ、銅、鉄、ニッケル、マンガン等と、作られた種
類、形状、色、重量、長さ等とを記述するもの

同4. 本邦の領土に所在するものの管理を所管する
るか有るか、その管理の責任を負ふべきか

(答) 本邦の領土に所在するものは、海軍省
の所管に属するもの、陸軍省の所管に属するもの、
大蔵省、内務省、文部省、農林省、地務省
及びその他の省に属するもの、これらに別居し、
これらの諸島が同一に管理されるべきは、本
国に、行政、立法、司法の三権を兼ねて、
その管理を所管するべきである。

同5. 第三項の「収蔵ある軍人又は軍属」とは、何なる
意味か、また何をもつて判断するか。

(答) 接收の占領軍の直接行動であるため、これを兵
隊した隊員は明らかでないが、接收の際に破接收
者に示された文書又は戻された受領書に記載され
た内容と接收当所からの状況から判断して、接收

之美池する部隊はC・I・C等の機関に所屬してこ
れらに相当している軍人又は軍属と認められると
きは、これに該当するものと考えられる。

同6. 第三項の「他人のために管理して」とは、ほとん
ど状態か又これらの保管費金局等がどこに保管して
あるか。

(答) 「他人のために」というのは、各該各号に格
別して、大蔵大臣の返還を受け、自己のために
管理しているものがあるため、それと区別するた
めである。即ち、これは専ら管理の責任を負い、
保管費金局等の中にも大蔵大臣に返還されるべき
ものがあるが、その大蔵大臣と保管費金局等の管
理者たる大蔵大臣は別の立場であり、返還を受け
るべき大蔵大臣も「他人」の中に入るわけである。
これらの保管費金局等は日銀本店及び大阪支店並
びに造幣局及びその東京支局等に保管されている。

同7. 「連合軍占領軍の管理下から解除された貴金属に
対する保管費金の地金の連合軍占領軍に対する引渡
に関する法律」(昭和23年法律第119号)制定
の理由如何

(38)

(答) 接收により国内の金、銀、白金等の大半は、一時的に連合軍占領軍の管理下に置かれたため、これらの貴金属等を証券とする産業に重大な支障をきたした。そこで政府は国内の産業経済に必要の数量を確保するため、接收による貴金属の一部を解除し連合軍と譲渡に同意し、その許可を得て解除されたものがある。かかる連合軍占領軍は昭和二十三年別に当り解除した貴金属の代りとしてこのと同価値の貴金属が提供されるように指令を発せられたので、政府としては、貴金属特別会計から金及び銀の地金を提供したか、法規根拠を整備するとともに、解除を受けた受取者に交付金を納めさせることとしたのである。

問8 オ3項オ3号括弧書きを除いた貴金属等はどのようなもので、どれ位あるのか。どうして一般の返還の原則によらないで貴金属特別会計に帰属せしめたか。

(答) 連合軍占領軍が貴金属等を管理中にその一部を解除し大蔵大臣が貴金属特別会計から、その代替として金又は銀の地金を連合軍占領軍に引き渡したが、その解除された貴金属等を日本政府が一旦

(39)

受領したまま受益者に引き渡さなかったため現在保管中のものがある。この解除された貴金属等は一般の原則によって返還されるべきものであるが、代替の金又は銀の地金は貴金属特別会計が立替えたものであるからこれに帰属させるのが当然であるが、この法律では代替の地金を引き渡すことを「接收」と定義しているため、一般の保管貴金属等から除去し法的に貴金属特別会計に帰属することとしたものであって金の地金が約2兆、銀の地金が約99兆ある。

第3条関係

問1 本条の趣旨如何。

(答) 現在大蔵省で管理している保管貴金属等については連合軍占領軍から引渡しを受けたので公法上も私法上もこれを管理する⁽²⁾権限が明確であるので、これを明らかにしようとするものである。

問2 処理の完了は何時頃の見込か。

(答) オ6条の認定やオ7条の不服の申立に關する事務の処理には相当の期間を要し、またオ9条の評

柄及び弁別に関する事務も特に技術的に困難を予
想されるのでこれらの処理の完了は二年位を要す
る見込である。

第4条関係

問1 本条は民法の地上請求権等を排除しているのか又
排除して差し支えないか

(答) 本条の予定しているのは、保置貴金屬等に對する
返還請求は、一切この法律の定めるところに依つて
行われなければならない、従つて民法の所有權に基く返
還請求権によつては、請求し得ないということであ
る。

民法によれば占有権は既に期限を過ぎたが、所
有權に基く返還請求権によつても、不特定なもの、代
替又は代償に對しては当然には請求権はないわけであ
る。民法による所有權に基く返還請求権そのまゝ
を認めることとすれば、本法本条の返還請求権と競
合して短期間に返還を完了し得ないことになるので
やむを得ずこれを排除することにしたのである。

第5条関係

問1 占有者に對一義的に返還請求する事えたのは如何
なる理由によるか。

(答) この法律は、貴金屬等を接收前の状態にもどす
ことを目的としており、所有權に對一義的に返す
こととすると、占有者の留置權、質權等を併せて
いた場合にその權利を不當に消滅させることにな
り、又所有權よりも被接收者に証券貴金屬等がとど
まつているという実情もあり、國が所有權と主張
する者が接收貴金屬等の眞の所有權か否か判断す
ることも困難なもので、原則として被接收者に返還
し、被接收者と所有權者の權利の調整は不法に現
定のある外、一般私法によることとした。

問2 第1項で被接收者が返還請求できることとなつて
いるが、終戦後旧軍財産である貴金屬等を贖領号に
より占有していた者が返還請求することかあると思
うが、こういう者にも返還するのか。

(答) この法律によれば一旦は返還の措置を講ずること
となるが、理物の引渡の段階においては國は本權
即ち所有權に基いて代位受領することにより返還

(42)

をしるべきこととする。

問三 オスmium、イリジウム、白金の地金や製品についてはその
形状とは何か。

(答) (1) 種類とは、その時に予いては、名前からその
種類が多し、地金の地金や製品についてはその
その成分の金属の種類であり、又合金に
ついては、何と何との合金と、その成分の種類になる。
種類については、又今(2)の如く定めるべき
である。

即ち、白金族の地金及び製品については、金、
銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、
オスミウム、イリジウム、イリドスミン、金と
銀との合金、金と銀と白金との合金、白金とロ
ジウムの合金、白金とイリジウムとの合金等と
いう区分により種類を区別する。従つてこの区
分が同じであれば、品位が違つても、指輪でも
貨幣でも、地金でも製品でも又固体でも粉末で
も同じの種類となる。

貴石類についてはダイヤモンド、ルビー、サフ
アイヤ、エメラルド、オパール、ジルコン、ペ

(43)

リール、カーネット、アレキサンドライト、ク
リンライト、ひすい、トルマリン等、
半貴石類については、月石、瑪瑙、琥珀、猫眼
石、ヘマタイト、アメシスト、オニソクス、ア
クアマリン、シエート、緑玉髓、血玉髓、木目
虎眼石、頁金石等の区分を種類とする。この場
合もこの区分が同じであれば、色、形、品位、
大きさが違つても同じの種類である。

(2) し形状とはいわゆる形及び模様その他、他
のものとは区別する標識となるものをいうのであ
つて、接収貴金属等と保管貴金属等の形状が異
なるとはその接収貴金属等の形状と認定された形
状の名要素を全部併つ保管貴金属等が存在する
場合である。

例へば「金のカップ」という認定を受けた接収
貴金属等については「カップ」が形状であり、
金のカップで把手が二つという認定を受けたもの
については「金のカップで把手が二つ」が形
状になる。又貨幣については貨幣であるという
こと及び製造年、金種(表示金高)、製造年次

等が形状になる。これらの形状について全く認定をすることのできないときは、オラネキヲ項オス等により請求を棄却される。又形状の認定を受けた接收貴金屬券について等。11保管貴金屬券があるときは、前者も認定の備に発給を先当する。即ち「金のカッパで把手が二つ」の認定を受けたものが、「金のカッパ」という認定を受けたものよりも優先することとなる。

問4 代替貴金屬と関する法律の受益者とは納付金を返してやればよいのでないか。?

(答) 受益者既に自己の貴金屬券の返還を要する者には、納付金を返せばよいとしても、同法オラネキにおいて金又は銀の地金を連合軍に引き渡したものとみなされているので、たとえこれが擬制であるとしても一度権利を享受する以上、それを取り上げることは憲法違反であると考えられる。

問5 解除された貴金屬券の配給を受けた^(きりか)受益者はどう振うのか。?

(答) 受益者が接收された貴金屬券の返還を受けた者

でなく、単に解除されたものの配給を受けた者である場合には、納付金も返還しない。この場合も同法オラネキを見ると、金又は銀の地金を連合軍に引き渡したとみなされている如くであるが、この場合の主体は解除されたものに関する政府、被接收者との売買であり、既に解除されたものの引渡と納付金の納付により完了しており、この為更に金又は銀の地金に対する権利を主張することは同法オラネキの予定^しないところである。故に同法オラネキという受益者とは、接收貴金屬券の返還を受けた者の手と解している。

問6 第三項の「所有者」は、接收時の所有者か、現在の所有者か、接收中の所有権の移転を認めるか。

(答) 「所有者」とは現在の所有者に限る。接收期間中でも所有権の移転は自由であるから正當な所有権の移転が行われたことの立証ができるならば、接收時の所有者と現在の所有者とが異なることも考えられる。

第6条関係

問1 オス塊に1つを認めるは、金貨不充分の
ときの指道は、

(答) 証券として付帯書等を発給し、右の指道した書の外、しPにからしめ、付帯書等を添付して
いる文書も採用するが、その際、輸入時の入付金
根拠も金とコンカメスと認さる。
請求があつて、それがオス塊にまで承認さ
れるものとする。証券のある部分のみを認
定することとする。従って認定せず、オス塊
項オス塊及びオス塊の現貨により、それと同種同
形の保管金高率のうち最低の品位又は重量の
もののみを戻す。

問2 第3項オス塊に1つ改令で定めるものは何か。

(答) これは個数を数えらるるもの又は数えらるる
も通常取引単位とされていりるものを定めてい
る。

本銀、ラジウム、白金海綿等通常重量で取引され
るものを定める。

問3 第3項オス塊で種類、形状又は個数を認定するこ
とができるものは承認されるか品位重量の認定を
できないものはどうなるのか。

(答) 品位、重量の認定できないものは承認せず、返
還の段階においてオス塊オス塊オス塊及びオス塊
において同種同形状(又は最も類似した形状)の
保管金高率のうち最低の品位又は最小の重量の
ものと等しい品位又は重量を有するものとみられ
て評価することとし、救済している。

問4 第3項第3号で「そのことか明らかなき」とは
具体的にどういう場合があるか。

(答) 連合軍占領軍が管理中に敗戦中のタイ国、仏印
軍のイママーク金として日本銀行が保管していた
もの、日本軍が旧日本占領地域から暴奪して来た
ものと認められたものをそれぞれ別の国に返還してい
るので、これらに対する返還請求があつた場合は

(48)

ないことが明らかなる場合として兼印されることとなる。

問5 代替地金を引き渡したとみなされた者には、認定書をしるくともおこなうのは正しいか。

(答) 当局に権利が移転しているのかわかるか、不取の申立をさせること等が収得収着と同じように扱うことが要旨なりで、本来から換出認定等に準用し、以下同じに扱うように規定してある。

外
注
中
断

(49)

第7条関係

問1 行政処分に対する不取の申立は、期間を全過する
とできないのが通常であるが但書をつけた理由は何。

(答) この場合は、申立期限も短かく、又収得収着と所有権との間に取扱書換が分散している場合等のことを考えて救済の道を設けたのである。

問2 第三者も不取申立ができるか。

(答) 不取申立をなし得る者は、この処分により無効に自己の権利又は利益を侵害された者でありはたか他の者であるか第三者であるか知り及べない。是等の経済的利害関係たるここが要旨である。

第8条関係

問1 「特定する」とはどういうことか。

(答) 「特定する」とは、証取資料から認定された換取資金属等と親に保管されているものの申にあるものが同一と認められる場合である。

問2 特定するか否かは現物がそのまゝ送るか否かを決定する重大な事であるが、特定するとは誰か判断するのか、権利者も立会い調査せしめるのか。

(52)

オオキ号は前条の規定により返還されないか
又は一部しか返還されないものについて、溶解
したものは地金、代替の地金、代償の地金、換
金を返還するという規定でこれにより不足を添
すことと、少なくとも更に返還を請求することは
できない。

問2 9条は地金以外の所有権の主張が認めら
れるものを返還することより民法の例外規定が起
訴されるか、か、も亦法として返還を命ずる返還
しただけでは足りない理由が、特に代償のある地金
と、換金とがこれによって返還するものがあること
はないか。

答) 平条に該当するもの、即時決定をさす、接收費
金属等については所有権の主張がこきないとも解
釈されるし、民法オオキ9条にいう混同の理論で
所有権を主張できるとの解釈、放棄効果もある。
又代償物については民法は直接規定していないが、
その代償物の上に所有権全体がない意味で所有権
係を持つているとの解釈(放棄効果)もある。然
し法律関係としては極めて不明確なのでオオキ条で

(53)

溶解され或は代つている可能性のある接收貴金属
品に対して溶解され或は代償又は代替の地金又は
換金等を返還することとしたのであつて、民法の
解釈規定ともいふ解べく、民法の趣旨にさうもの
と異なる。

將定するもの、かを現物に返し、他は所有権の
主張がこきないものがあるから返還に帰属せしめ
る、ということば、將定するかしないかが全く主人
の責に帰すべからざる事由に基づくものであること
は、公平の原則であり、当を得ないと思ふたの
である。

問3 平均とオオキ条で品位、重量を最低の品位又は最
低の重量のものとみなすことにはしているが、平均の
ものとみなすのか合理的ではないか。

答) 平均のものとみなすことが合理的であると思わ
れるが、実行上困難な真が存する真及び不明確なも
のを救済する趣旨であるから最低のもの以上の考
慮を払ふ必要を認めないと思ふ。

問4 オオキ条によつて返還するときは貴金属等の種類毎
に返還の割合が不均等を生ずる虞がないか、その不

(54)

公平をなくするために全部同じ割合に返還すべきでないか。

(答) 貴金属、宝石等、返還の割合が不均衡を生ずることは確かであるが、それに対する対応として返還し得るものは、同一種別、同一形状、同一保管費等が確保されている時、貴金属等及び宝石等を返還すべきものではない。この場合、同一種別、同一形状、同一保管費等が確保されているものを返還し、返還し得ないものは返還しないことが公平であると考えられる。

第1条関係

問1 本条に規定する返還の割合は、同一種別、同一形状、同一保管費等が確保されているものを返還し得るものと見なすか。

(答) 認定された種別、形状と異つた種別又は形状の保管費金属等が確保されたオ9条オ、ア号又はオエ号によつて返還されるものから画に帰属することとなる。又認定された種別、形状の保管費金属等が同種同形状の保管費金属等より少ないときはその部分は画に帰属することとなる。

オ9条オ、ア号によつて返還する保管費金属等で画に帰属するものは殆んどないものと思われ

(55)

れるが返還請求をしない権利者が多数あるときは画に帰属するものが生ずることが考えられる。

画に帰属するものはダイヤモンドについては相当多数あるものと認められるがその数は決して多くはないものと考えられる。

第1条関係

問1 返還しようとするものを返還する決定があつた場合に既に他の請求者に対する返還の決定があつた場合は、

(答) 他の請求者に対する返還の決定は、返還されるものを返還する決定があつたがそのものを返還することができなくなったときは、当該請求を受けた者に対し金銭賠償をすることとなる。

第4条関係

問1 この期間は時効か。

(答) この期間は、遺失物法第15条における期間と同じ趣旨で、時効ではなく、法律が保管費金属等

(56)

を受ける権利について定められた存続期間で除斥期
満の一程である。斯かるこの場合は、除斥期中断が
あり、又期間を経過したときは、権利はかかるば
つて消滅するが、除斥期間が経過しなく、期間
を経過したときに消滅する。

問2 被接收者が返還義務を負うに際して未払いの
前債者は受とれるか。

(答) 被接收者が返還義務を負うに際して未払いの
前債者は受とれるか。被接收者が返還義務を負
わない場合には、前債者は民法第253条の債権
者代位権により、被接收者に代つて受け取るこ
ができる。

第15条関係

問1 オ1項の趣旨如何。

(答) 被接收者がオ5条オ1項で返還の義務を負う
のは接收された貴金屬等であり、オ9条で返還され
る保管貴金屬等は当該被接收貴金屬等と同派であつ
ても同一のものではないが、或は全く違つたもの
もの、例えば製品が接收されたのに地金であるこ
とがある。従つて被接收貴金屬等の所有権又は他の

(57)

物権は返還される保管貴金屬等の上には当然には
無いので、これらの権利を復活せしめることとし
たのである。

問2 「被接收貴金屬等の上に存した権利」とは如何か。

(答) 「被接收貴金屬等の上に存した権利」とは物権の
みを指し、債権を含むものではない。前債者債
権、質権、先取権又は債権である。

問3 オ1項は物権のみを保護する程度だとすれば受前
債のような債権の保護を規定しなかつた理由如何。

(答) オ9条によつて返還された貴金屬等が被接收した
債権等と異つたものである場合には返還され
た貴金屬等の物権の帰属は不明であるが、本項
を規定したものであるが、債権関係は一般私法を
律することが出来るので特別の規定をしなかつた
のである。

問4 オ9条によつて返還される売却代金について規定
が無いが如何なるのか。

(答) オ9条によつて返還されるものは保管貴金屬の
外にこれを処分した売却代金が返還されること
があることはオ9条オ3項により明らかであるが、

2711
3

口であつたとするればその持分は1/20キロ 33

キロとなることとなる。

たゞ持分者が株主として認められる場合の
あり得る。この場合には民法第206条の規定
が適用に当たり、持分は消滅したものと推定される
こととなる。

問7 ヤマキは、法律施行時に新設することとし、本条
では株主の権利をどう定めるか。

(答) ヤマキは、この法律により、大蔵大臣が採算を算
定し、その採算に基づき、毎年度を算出する
旨であり、本条の趣旨は、この法律の趣旨を
たのみの必要を考慮する。政府の都合により、
可能ならざる限り、株主の権利を回復すること
を要するものではない。然し株主に権利を
失くすことは、その法律を国庫にするし、又
回還を多くおこなうことが考えられるので、
回還の方法としては法律施行時に評価すること
を要する。然し本条の如く私法上の権利関係につ
いては株主の権利を回復することと推定される
こととなる。

オノノ条関係

問 本条の趣旨如何。

(答) 戦時中国民から供出された金、銀、白金及び
ダイヤモンドは事実上強制的に国家権力によつて回
収したものであり、本条はこれを供出した
人達に返還する旨の規定である。この規定は、
然しこれは戦時中にも不可能と推定される。また
これが供出した国民の意を尊重して供出したので
あり、これを回収した支那政府、日本銀行、
金銀通関会社等は、この旨を回収した
ものであるが、供出した金銀等は形式上は
これらの機関の所有となつておらず、
本条は国の所有に属してはならないものと考えられるので、
これを法律によつて明確にしようとするものである。
オノノ条の日本金属が所有している回収金
銀等についても同様と考えられる。オノノ条の金銀
通関会社の所有している金銀及び地金についても、
金銀等の輸出という本条国が行うべき業務を委託
してこれらの機関に行わしめたものであり、したが
つて形式的には所有権は同団体にあるとしても

(62)

実体的に価値の帰属は國にあつたものと考え、
かかる概念を設けたのである。

問2 戦時中三枚金貨以外にも貴金屬等の加工、製錬業
店があることが特許で、三枚金貨等第1A、改定
庫に帰属するものか。

(答) 戦時中三枚金貨以外の貴金屬等は、
この法の第2条第1項第1号の「貴金屬等」に
これらを通じ、行方不明の金貨、銀貨、銅貨等
の一切を、この法第2条第1項第1号の「貴金屬等」
と見做すものと規定されており、その接收貴金
屬等は通商の取引に基き、と取得したものとな
ると考えざるを得ない。よって、戦時中三枚金貨
の實際にも、この法に属するものとする。よる
ので、返還することとしたのである。

問3 本条で國庫に帰属する貴金屬等はどおなるのか。

(答) 別冊資料参照。

問4 本条で國庫に帰属となつた貴金屬等についてその処
分、処分代金の使途についてこの法律はかかれてい
るか如何。

(答) 本条により國庫に帰属する貴金屬等の処分方法

(63)

及び処分代金を何に使用するかを決定することは、
この法律を施行してその結果をまつて検討すべき
問題であると考へ、この法律ではおぼせなかつたの
である。

問5 本条の

本条の趣旨如何。

(答) オ、イ、エ、各二箇條に附屬に於ける特許となつたの
は本条第1項の貴金屬等が國庫に帰属するとい
ふこととこの規定に基いておるものであるが、
文部省の通知によつて、オ、イ、エの輸入金は三枚金貨の貴金屬等
の買入となつておる旨を通知してある。し
たが、この通知の旨によつてその費用を弁償す
る必要のあるので、本条を設けたのである。

問6 オ、イ、エ、各の買入金額は各々どの位になるのか？

(答) 別冊資料参照。

問7 オ、イ、エの買入手数料又は加工費について政令で知
可なる基準を定めるのか。

(答) オ、イ、エの認定に係る接收貴金屬等の實際の買入
代金、買入手数料又は加工費が判明している場合

の議決は大蔵大臣を拘束するものがあるか しか
し、大蔵大臣の職務上の議決を「官公」と認めるときは、審議会の下に、その審議を要することになり、然し、大蔵大臣は、大蔵大臣として、一任してその職務を執行し、その議決は、その職務上の行為である。この議決は、その職務上の行為である。この議決は、その職務上の行為である。

問 審議会の委員に大蔵次長、法務事務次官を置くに
關し、審議会の委員に大蔵次長、法務事務次官を置くに
關し、日本銀行副總裁は、利害關係者
たる日本銀行に属するものとして、審議会に加入することは
相当でないのは、審議会に加入するものは、利害關係者たる
何なる人を選任して、その職務を執行するに當り、
また、兩院議員を委員に加入し、その職務を執行するに當り、

(答) 本法草案に於ける事務の処理に當つては、その
内容及び従前の経験より見て全般にわたつて法
律所屬の紛糾することヲ予想される。特に本処理
事務の中核をなすオノヲ案オノ項に於ける事務に
ついてはその廣れが大きい。このため審議会の
委員に法制局次長、法務事務次官を加えたのであ

る。
次に、日本銀行副總裁を審議会委員に加えたのは、本
法律案オノノ案によつて保管費金屬等の返還に關する
事務の一部を日本銀行に委任する一となつてゐること
による。利害關係者たる日本銀行の代表という意味
で委員に加えるのは適當でないというに疑いがあるが、
オノノ案オノノ案によつて日本銀行に利害關係を有する
事務に關する議決に加はることができ、その議決
はないと思ふ。

學識経験者とは、現在のところでは、法務事務の事務
實際に、或は、同次長は接収に關し、關照したるを則
て利害關係を有せざる人格者たるが予想される。これ
らの學識経験者委員の任期については、本審議会の事
務が臨時のものであり、その地位で見ても見られるの
で、特に致しなからしめた。

兩院議員を委員に加へなかつたのは、本審議会の任務
が議案の決定ではなく、行政事務であるからである。

問3 臨時委員の性格如何。議決権を有するか。

(答) 臨時委員は、特別の必要がある場合、閣内行政機関の職員又は学識経験者、その他から多くを任命することであり、議決その他の職務については、その職務、職名等から委員と同等の資格を有する。然るに、特別の利害関係を有する事案以外については議決権を有する。

問4 政令で定むる審議会の運営に必要事項とは何れのことか。

(答) 次の如き事項を政令で定むべきである。

- (一) (審議会の招集、定足数、議決の可決)

審議会は会長が招集する。

審議会は、委員の過半数の出席と可決は会議を閉じ議決をすることができな。

審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (四) (部会)

審議会に、その定むるところにより、部会をおくことができる。

部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

部会に属させる委員、臨時委員及び特別調査委員は、会長が指名する。

法第70の条第4項の規定は、部会長に準用する。

(五) (委員)

前各条に定められたるもの正除、外、議事の手続その他審議会の運営に關し、必要事項は、部会が定める。

(六) (庶務)

審議会の庶務は、大蔵省管轄局において処理する。

カス 糸原係

問1 本系で返還に關する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができることになつてゐるか。その際の経費は誰が負担するか。

(答) 委託する事務は、資金積算の保管又は返還請求者に対する利息の引渡のような簡単な事務であつ

(72)

で、特にこのために多額の経費を要することは考
えらるるが、その経費は日本銀行の負担である。

問一 戦時国庫券である日本銀行に貨幣の一部を取り扱
わせることが適当と考へらる。

(答) 委託する貨幣の用途は、貴金屬等の保管又は引
換のような用途であり、日本銀行に委託するのことは
重大な原因を有する種類の貨幣を委託することにな
らぬから支障は生じないと思ふ。

第二の系問係

問一 國に帰属した保管貴金屬等の國が返還を請求した
保管貴金屬等の管理は、国庫法に於ての國庫財産とし
て取り扱うのか。それとも物商会計規則上の物商
として取り扱うのか。

(答) 國に帰属又は國が返還をうけた保管貴金屬等につ
いては、国庫法に於ての國庫財産の定義には含まれて
ない。従つて物商として物商会計規則が適用される
こととなり、これにより十分管理の適正を判断する
ことができると考へる。

(73)

問一 國に返還された貴金屬等は、取扱業者又は所有者
である各府各庁の長が所管することになるのか。

(答) 本法條の適用の當然の結果として各府各庁の長
の所管に属することとなるが、各府各庁の長及び事務
上必要なもの以外は、國庫法に於ての取扱業者
に引換を要するものと考へらる。

第三の系問係

問一 戦時國庫券の返還を請求する者は、その請求があつた
こととなるのか。

(答) 本法條に「返還を請求する」とあることは、
返還の請求をなしたとき既に既成の状態にあるに
あつて、請求し得る者が扱業者であることである。
及の申出は、それは戦時國庫法の適用を受けることとなる。

問一 十萬円以下の現金では少額と考へらるのか。

(答) 取り扱われる品物が相当高価であるのに比較し
て現金が少ないように思われるが、虚偽の申立に
より返還を受ければ詐偽罪としてオスミ系但書に
より刑法の罰として10年以下の懲役を受けるこ
とになり、返還を受けなかつたとしても詐偽未遂



企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「以下第二十五条、第二十六条」を「以下第二十四条の二、第二十五条、^{第二十六条乃至}第二十六条の四、第二十六条の七」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二十四条の二 決定整備計画の定めるところにより仮勘定を有する特別整理株式会社は、前条の規定による資産（決定整備計画の定めるところにより解散する会社（以下解散会社という。））については、決定整備計画において処分を定めなかつた資産を含む。の処分及び現に有している債権（解散会社以外の特別整理株式会社の場合は旧勘定に所屬していた債権をいう。以下同じ。）の回収を昭和三十一年三月三十一日までに行はなければならぬ。但し、当該期日までに、当該資産の処分又は債権の回収ができない特別の事由があるときは、会社経理応急措置法第十四条第一項の

旧債権の債権者（以下第二十六条、第二十六条の八、第二十九条の三及び第二十九条の四において旧債権者という。）のうちから選任された特別管理人（以下旧債権者特別管理人という。但し、当該会社が第四十二条第二項の規定により会社経理応急措置法第十七条第三項の登記を抹消した場合は、抹消前の旧債権者特別管理人を同法第十七条の規定（同法第三項の規定を除く。）によりこの法律施行の日において改めて選任された旧債権者特別管理人とみなす。この場合において、死亡その他の事由により当該特別管理人を欠くこととなるときは、その補充を授けるものとし、これが補充のための選任については、同法施行令第十九条を準用する。）の同意を得て、命令の定めるところにより当該期日の延長につき、主務大臣に認可を申請することができる。

主務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、期限の延長が、真に止むを得ないものであり且つ公益に反するか否かを審査

し、認可又は不認可の処分をなす。

特別経理株式会社は、第一項の規定により、選任されたものとみなされた旧債権者特別管理人又は会社経理応急措置法施行令第十九条を準用して選任された旧債権者特別管理人を、当該選任されたものとみなされた日又は選任された日後一箇月以内に主務大臣に届け出なければならぬ。

第一項の規定による資産の処分又は債権の回収を行はなければならぬ特別経理株式会社は、当該資産の処分又は債権の回収を怠つていゝ場合には、当該会社の旧債権者特別管理人は、^旧債権総額の百分の五十以上に当る旧債権を有する旧債権者の同意を得て、当該会社に対し期間を定めて、当該資産の処分又は債権の回収をなすべき旨の申出をなし、当該期間が経過したにもかかはらずなお当該申出に係る実行のない場合は、当該資産の処分及び債権の回収につき、命令の定めるところにより必要な手続を行うことができる。但し、

回収すべき債権の債務者が消滅機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）に規定する閉鎖機関（以下閉鎖機関といふ。）又は金融機関若しくは特別経理株式会社である場合はこの限りでない。

二十四条の三 前条第一項に規定する特別経理株式会社は、同項に規定する資産の処分の対価又は債権の回収により取得した資産（^八経費その他に充当する場合を除く。）は、第二十六条の規定により分配を完了するまでは、現金又は現金に準ずべき銀行預金等の資産として保有しなければならない。但し、旧債権の額から第十九条の規定により消滅した旧債権の額を控除した額（以下残存旧債権の額といふ。）及び資本の額から株主の負担額として計算せらるる特別損失の額を控除した額（以下残存株金の額といふ。）の弁済に充当される場合及び第二十六条の二乃至第二十六条の四に該当する場合はこの限りでない。

第二十六條第一項中「前二條」を「第二十四條及び第二十五條」に改め、「相当する金額」の下に「（以下仮勘定利益額という。）」を加え、「（第二十九條の三の規定により会社経理応急措置法第十四條第一項の旧債権の債権者に交付せられる金額のある場合においては、当該債権額から当該金額の額を控除した額）の限度において、同項の旧債権の債権者に帰属せしめなければならない。」を「（特別損失の額を負担した旧債権者（以下本條、第二十六條の二、第二十六條の四において特別損失負担旧債権者という。）が決定整備計画の定めるところにより割当を受けるべき特別経理株式会社の発行する株式又は譲渡を受けるべき第二会社の株式につき株主の負担額として計算せられる特別損失の額を負担した株主（以下本條、第二十六條の二において旧株主という。）から申出があつた場合に特別損失負担旧債権者が旧株主に対してしなければならない譲渡により又は第二十九條の三の規定により特別損失負担旧債権者に交付せら

れる金額のある場合においては、当該債権額から当該交付せられる金額の額を控除した額（以下旧債権者負担額という。）の限度において、特別損失負担旧債権者に帰属せしめ、当該帰属せしめた額を分配しなければならない。」に改め、同條第二項中「同項の規定による超過額」を「仮勘定利益額」に、「特別損失の額につき第三十四條第二項の規定により減少された資本の額の限度において、旧株主に帰属せしめなければならない。」を「特別損失の額（以下旧株主負担額という。）の限度において、旧株主に帰属せしめ、当該帰属せしめた額を分配しなければならない。」に改め、同條第三項中「負債の部に計上した額の合計額が資産の部に計上した額の合計額を超える場合において、その超過額」を「仮勘定利益額」に改め

第二十六條の二 特別経理株式会社は、昭和三十一年三月三十一日現在において、第二十四條及び第二十五條の規定により仮勘定と

して整理すべき額が確定しない場合においては、当該仮定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算をなし、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に相当する金額を旧債権者負担額の限度において、特別損失負担旧債権者に帰属せしめ且つ同日後二箇月以内に当該帰属額を当該特別損失負担旧債権者に分配しなければならぬ。

一 仮勘定の利益額（但し、解散会社の場合においては、仮勘定利益額から残存旧債権の額又は残存株金の額の弁済に充当した金額がある場合における当該充当した金額と当該仮勘定利益額のうち第二十四条の二第一項及び第二項の規定により処分期限の延長につき主務大臣の認可を受けた資産に係る金額との合計額を控除した金額）

二 旧債権者特別管理人の同意を得て定める清算のための費用及び在外資産、在外負債につき主務大臣の指定する金額

特別経理株式会社は、前項の規定による残額から同項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属せしめる額を控除してなお残額があるときには、株主負担額の限度において、旧株主に帰属せしめ、同日後二箇月以内に当該帰属額を当該旧株主に分配しなければならぬ。

特別経理株式会社は、特別損失負担旧債権者又は旧株主である者のうちに、金融機関経理応急措置法（昭和二十一年法律第六号）第二十七条第一号に規定する金融機関又は閉鎖機関若しくは第二十四条の二第一項に規定する特別経理株式会社（第二十六条の四の規定による分配を完了した特別経理株式会社を除く。以下本条及び第二十六条の八において金融機関等という。）がある場合において、前二項の規定にかかわらず、命令の定むる期間内に、左の各号に掲げる金額を、金融機関等に通知しなければならぬ。

一 第一項第一号に掲げる金額から第二号の金額を控除した残額

につき第二十六条の規定により算出した金融機関等に対する分配額に相当する金額

二 前号にいう残額に第四項第一号の金額の合計額を加算した金額につき第二十六条の規定により算出した金融機関等に対する分配額に相当する金額

金融機関等（第二十条の二第一項に規定する特別経理株式会社を除く。本項中以下同じ。一は、昭和三十一年三月三十一日現在に於いて算出した左の各号に掲げる金額のうち、当該金融機関等に該当する金額を、金融機関等の債権者又は株主であつた前項に規定する特別経理株式会社。前項に定める期間内に通知しなければならぬ。

一 前項に規定する金融機関については、金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）第三十七条の二に規定する調整動定利益金につき算出した当該特別経理株式会社に対する分配額

に相当する金額

二 閉鎖機関については、閉鎖機関令第十九条の二の規定による当該特別経理株式会社に対する清算分配金額

三 第一号にいう調整動定利益金又は第二号の清算分配金額の計算の基礎となつた残余財産の額に、前項第一号に掲げる金額の合計額を加算した金額につき算出した当該金融機関等の当該特別経理株式会社に対する分配額に相当する金額

特別経理株式会社は、第四項の規定による通知をし、且つ前項第一号又は第二号に掲げる金額の通知を受けた后、第三項第二号に掲げる金額を、命令の定むる期間内に、命令の定むる方法により、分配しなければならぬ。第一項及び第二項の規定は、この場合について準用する。

特別経理株式会社は、第一項、第二項及び前項に規定する金額を命令の定むるところにより、主務大臣の認可を得て、分配しなければならぬ。

第二十六條の三 特別経理株式会社は、第二十四條及び第二十五條の規定により仮勘定として経理すべき額が確定しない場合においても、前条第一項に規定する方法に準じて仮勘定の計算を行つたときに、当該計算を行つた日における、同条同項第一号に掲げる金額から同条同項第二号に掲げる金額を控除した金額（以下仮勘定の残額という。）が旧債権者負担額と旧株主負担額との合計金額（前条又は第二十六條の四の規定により既に帰属せしめた額があるときは、その額を控除した金額）以上となる場合においては、仮勘定として経理すべき額は確定したものとみなして、第二十六條の規定を適用する。但し、第二十六條の六の規定の適用を妨げない。

前項の場合において、特別損失負担旧債権者及び旧株主に帰属した金額は命令の定むるところにより、主務大臣の認可を得て分配しなければならぬ。

第二十六條の四 特別経理株式会社は、第二十六條乃至第二十六條の三の規定に該当する場合を除き、前条第一項に規定する仮勘定の残額がある場合には、当該仮勘定の残額は旧債権者負担額（既に帰属せしめた額があるときは、その額を控除した額）の限度において、特別損失負担旧債権者に帰属せしめ、当該帰属せしめた額を命令の定むるところにより、主務大臣の認可を得て、分配することができる。

第二十六條の五 解散会社が第二十四條の二に規定する資産の処分及び債権の回収を完了したときは、金融機関再整備法第三十七條の二の規定による調整勘定の利益金の分配を受ける権利（以下本条中調整勘定受益権という。）又は閉鎖機関令第十九條の二の規定による閉鎖機関からの清算分配を受ける権利若しくは第二十六條又は第二十六條の三の規定による仮勘定利益額又は仮勘定の残額の分配を受ける権利については、当該会社は、旧債権者特別

管理人の同意を得て、当該会社の第二会社又はその他の者に当該権利を譲渡することができる。但し、当該権利を譲り受けた者は、これを他に譲渡することができない。

前項に規定する調整勘定受益権の譲渡については、^金捨懸渡頭再建整備法第三十七条の九の規定は、これを適用しない。

第二十六条の六 第三条第一号ロに掲げる損失額の計算上、算出の損拠となつた在外負債（本条中以下在外負債という。）を有する解散会社は、第二十六条第一項第二号の主務大臣の指定する金額と指定時貸借対照表に計上された在外負債の額が在外資産の額を超過する場合の当該超過額との合計金額に相当する金額（同条同項第一号に掲げる金額が、当該指定額に満たない場合は、同号に掲げる金額。）を、命令の定むるところにより、主務大臣の認可を得て、主務大臣の指定する者に寄託した後でなければ、仮勘定は確定しないものとする。

解散会社は、命令の定むるところにより、主務大臣の認可を得て、前項に規定する信託に代え、在外資産、在外負債に係る一切の権利義務を当該会社の第二会社に譲渡することができる。

第二十六条の七 特別経理株式会社が、第二十六条の二乃至第二十六条の四に規定する主務大臣に対する認可の申請をした場合にお

いては、当該申請に係る事項については、決定整備計画の変更申請があつたものとみなして、第二十条を適用する。

第二十六条の八 解散会社が、第二十四条及び第二十五条の規定により、仮勘定として経理すべき額が確定せず且つ当該仮勘定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算をなし、負債の部に計上した合計金額が資産の部に計上した合計金額に満たない場合において、その後における資産の処分又は債権の回収（第二十六条の三に規定する金融機関等からの調整勘定の利益金、清算分配金及び仮勘定利益額又は仮勘定の残額の分配を受ける場合を含む。）により取得すべき資産の額が、当該処分又は回収の経費を償うに不足するため仮勘定の経理を継続することが当該会社の債権者の利益を侵害するおそれがあると認められるときは、旧債権者特別管理人は、当該会社に対し、旧債権総額の百分の五十以上にあたる旧債権を有する旧債権者の同意を得て、当該合計差

引計算をなした日において仮勘定を確定すべき旨の要請をすることができ、この場合においては、当該会社は、その要請に従つて仮勘定を確定しなればならない。

旧債権者特別管理人が前項の要請を行つた場合においては、旧債権者は、当該会社の仮勘定確定の日において、当該会社が第二十四条の三の規定により保有する資産の限度において、残存旧債権額の弁済に充当し得る金額（当該会社が既に残存旧債権額の弁済を行つてゐるときは、その金額を加算した金額）を超える残存旧債権額については、その権利を放棄したものとみなす。

第一項の規定により、仮勘定が確定した場合において、旧債権者残存額につき旧債権者に弁済した金額（第二項の場合における弁済に充当しうる金額を含む。）の合計額が残存旧債権額に満たないときは、当該満たない額については、特別損失負担額に応じて旧債権者に負担せしめなければならぬ。

第二十六条の九 第二十六条乃至第二十六条の四の規定により分配する金額は、法人税法による各事業年度の所得及び地方税法による事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上は、これを損金とする。

第二十九条の三第一項中「会社経理忒急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者」を「旧債権者」に改め、「株式を発行する場合」の下に「又は当該特別経理株式会社に帰属した第二会社株式の売出に当り額面株式の一株の金額をこえる価額を以て株式を売出す場合」を、「ところにより新株の引受権」の下に「又は第二会社の株式につき株主又は旧債権者が優先的に額面価額をもつて買い受ける権利（以下第二会社株式の買受権という。）」を、「新株の引受人」の下に「又は第二会社株式の買受人」を、「発行価額」の下に「又は売出価額」を、「株式の発行」の下に「又は新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加える。

第二十九条の四中「会社経理忒急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者」を「旧債権者」に改め、「新株の発行」の下に「又は第二会社株式の売出」を、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加える。

第四十条の三の次に次の一条を加える。

第四十条の四 第二十四条の二第一項に規定する特別経理株式会社は、同項に規定する資産の処分又は債権の回収が完了するまで、毎年六月及び十二月末現在における当該資産の処分及び債権の回収状況を主務大臣に報告しなければならない。

主務大臣は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときには、当該特別経理株式会社に対して、当該事項に関する報告をとることができる。

第四十七条の二の次に次の一条を加える。

第四十七条の三 前条第一項及び第二項の規定は、法第六条第一項第二十号に定める事項を除き、第四十一条第一項の規定による決定整備計画の実行を終った特別経理株式会社の旧債権者特別管理人に準用する。この場合において、同条中「特別管理人」とあるは「旧債権者特別管理人」と、「第四十一条第一項の規定」とある

るは「第四十二条の二の規定」と読み替えるものとする。
第五十三条第一項中「第二十四条乃至第二十六条」を「第二十四
条乃至第二十六条の八」に改め、同条第二項中「認可の日から五年」
の下に「（第二十四条乃至第二十六条の八の規定に係はる事項につ
いては、第二十四条及び第二十五条に規定する仮勘定が確定（第二
十六条の三の規定により確定したもの）とみなされる場合を含む。」
した日から二年」を加える。

公
不
再
是
整
備
法
一
照
知
ニ
シ
一
年
法
律
第
一
條
一
項
一
目
に
依
り
て
改
正
す
云

裏
面
白
紙

オニ十四条中、以下オニ十五条、オニ十六条、
オニ十七条、以下オニ十八条、オニ十九条、
オニ二十条、以下オニ二十一、二十二、二十三、
二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、
二十九、三十、三十一、三十二、三十三、
三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、
三十九、四十、四十一、四十二、四十三、
四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、
四十九、五十、五十一、五十二、五十三、
五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、
五十九、六十、六十一、六十二、六十三、
六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、
六十九、七十、七十一、七十二、七十三、
七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、
七十九、八十、八十一、八十二、八十三、
八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、
八十九、九十、九十一、九十二、九十三、
九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、
九十九、一百、

裏面白紙

第二十四条の二 決定整備計画の定めるところにより仮勘定を有する特別経理株式会社は、前条の規定による資産（決定整備計画の定めるところにより解散する会社へ以下解散会社という。）については、決定整備計画において処分を定めなかつた資産を含む。）の処分及び現に有している債権（解散会社以外の特別経理株式会社の場合は旧勘定に所属していた債権をいう。以下同じ。）の回収を昭和三十一年三月三十一日までに行はなければならぬ。但し、当該期日までに、当該資産の処分又は債権の回収ができない特別事由があるときは、会社経理応急措置法第十四条一項の旧債権の債権者へ以下第二十六條（第二十三條）の三及び第二十九條の四において旧債権者という。）のうちから選任された特別管理人へ以下旧債権者特別管理人という。但し、当該会社が第二十二條第二項の規定により会社経理応急措置法第十七條第三項の登記を抹消した場合は、抹消前の旧債権者特別管理人を同法第十七條の規定（同法第三項の規定を除く。）によりこの法律施行の日において改めて選任された旧債権者特別管理人とみなす。この場合において、死亡その他の事由により当該特別管理人を欠くこととなるときは、その補充を要するも

のとし、これが補充のための選任については、同法施行令第十九條を準用する。）の同意を得て、命令の定むるところにより当該期日の延長につき、主務大臣に認可を申請することができる。

主務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、期限の延長が、真に止むを得ないものであり且つ公益に反するか否かを審査し、認可又は不認可の処分をなす。

6)

裏面白紙

三井物産株式会社は、才一項の規定により、選任されたものとみなされ旧債収者特
選任人又は会社総理応急措置法施行令第十九条を準用して選任された旧債収者特別管
理人、当該選任されたものとみなされたる日又は選任された日以後一箇月以内主務大臣
の命令を受けなければならない。

裏面白紙

裏面白紙

第一項の規定による資産の処分又は債権の回収を行はざればならない特別管理株式会社、明治日当該資産の処分又は債権の回収を怠っている場合には、当該会社の債権者特別管理人は、旧債権総額を百分の五十以上にする旧債権を有する旧債権者の同意を得て、当該会社に対し期間を定めて、当該資産の処分又は債権の回収をなすべき旨の申出をなし、当該期間が経過したにもかかわらずおこなわぬ旨の申出に係る実行のない場合は、当該資産の処分及び債権の回収につき、命令を足ぬるところにより必要な手続を行うことができ。但し、回収すべき債権の債務者が閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）に規定する閉鎖機関（以下閉鎖機関という。）又は金融機関若しくは特別管理株式会社である場合はこの限りでない。

裏面白紙

二十四条の三 前条第一項の規定による特別清算株式会社は、旧項に規定する資産の処分
 へおぼつかぬ債権の回収による取得した資産（経費その他を充てる場合を除く）は、
 第二十六条の規定による分配を完了するまでは、現金又は現金に準ずべき銀貨預金等の
 資産として保有しなからなければならない。但し、旧債権の額から第十九条の規定による消滅
 した旧債権の額を控除した額（以下残存旧債権の額という。）及び資本の額から株主の
 へ返戻として計算せらるる特別損失の額を控除した額（以下残存株金の額という。）の
 うち不足となる場合又は第二十六条の二乃至第二十六条の四に該当する場合は、この限
 りをこす。

第百三十三條の三、次に従つて、

第四十條の三、次に従つて、

の延命又は債権の回収が完了するまで、毎季六月及び十二月末現在における当該債権の延命及び債権の回収状況を主務大臣に報告しなければならない。

主務大臣は、前項の規定にかかわらず、必要があるとき、当該債権を有する株式会社に対して、当該債権を有する報告をとりかへることができる。

第二十六條第一項中「前二条」を「第二十四條及び第二十五條」に改め、「相当する金額」の下に「以下仮勘定利益額」という。これに加え、「第二十九條の三の規定により会社を整理し急措置法第二十四條第一項の旧債権の債権者に交付せられる金額のある場合においては、当該債権額から当該金額の額を控除した額」の限度において、同項の旧債権の債権者に帰属せしめなければならない。これを「特別損失の額を負担した旧債権者（以下本条において特別損失負担旧債権者という。）が決定整備計画の定めるところにより割当を受けるべき特別整理株式会社が発行する株式又は譲渡を受けるべき当該会社の株式につき株主の負担額として計算せられる特別損失の額を負担した株主（以下本条において旧株主という。）から申出があった場合に特別損失負担旧債権者が旧株主に對してしなげればならない譲渡により又は第二十九條の三の規定により特別損失負担旧債権者に交付せられる金額の額を控除した額（以下旧債権者負担額という。）の限度において、特別損失負担旧債権者に帰属せしめ、当該帰属せしめられた額を分配しなげればならない。

この改正は、同条第二項中「同項の規定による超過額」と「仮勘定利益額」に、「特別損失の額」につき第三十四條第二項の規定により減少された資本の額の限度において、一、株主の帰属せしめなければならぬ。これを「特別損失の額（以下旧株主負担額という。）」に改め、同条第三項中「負債の部に計上した額」が「資産の部に計上した額」の場合において、その超過額を「仮勘定利益額」に改める。

オ二十六条の二 特別整理株式会社は、昭和三十一年三月三十一日現在において、オ二十四条及びオ二十五条の規定により仮勘定として整理すべき額が確定しない場合においては、当該仮勘定として買債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算をなし、オ一等に掲げる金額からオ二等に掲げる金額を控除した残額に相当する金額を旧債権者買債額の限度において、特別損失負担旧債権者に帰属せしめ、且つ同日後二箇月以内に当該帰属額を当該特別損失負担旧債権者に分配しなければならぬ。

一 仮勘定の利益額（但し、解散会社の場合においては、仮勘定利益額から残存旧債権の額又は残存株金の額を弁済に充当した金額がある場合における当該充当した金額と当該仮勘定利益額のうちオ二十四条の二オ一項及びオ二項の規定により処分期限の延長につき主務大臣の認可を受けた資産に係る金額との合計額を控除した金額）

二 旧債権者特別管理人の同意を得て定める清算のための費用及び在外資産、在外買債につき主務大臣の指定する金額

裏面白紙

特別整理株式会社は、

前項の規定による残額
から同項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属せしめる額を控除してなお残額があるときは、株主負担額の限度において、旧株主に帰属せしめ、同日後二箇月以内に当該帰属額を当該旧株主に分配しなればならない。

特別経理株式会社は、特別損失負担旧債権者又は旧株主である者のうちに、金融機関
経理応急措置法（昭和二十一年法律第六号）オ二十七条オ一号に規定する金融機関又は
同法附則若しくはオ二十四条オ二オ一項に規定する特別経理株式会社（オ二十六条の四
の規定による分配を完了した特別経理株式会社を除く。以下本条及びオ二十六条の八に
おいて金融機関等という。）がある場合においては、前二項の規定にかかわらず、命令
の定むる期間内に、左の各号に掲げる金額を、金融機関等に通知しなければならぬ。

- 一 オ一項オ一号に掲げる金額からオ二号の金額を控除した残額につきオ二十六条の規
定により算出した金融機関等に対する分配額に相当する金額
- 二 前号にいう残額にオ四項オ一号の金額の合計額を加算した金額につきオ二十六条の
規定により算出した金融機関等に対する分配額に相当する金額

裏面白紙

至該期間等へオニ十四条ハニオ一項に規定する特別管理株式会社を除く。本項中以下
同。一は、昭和三十一年三月三十一日現在において算出した左の各号に掲げる金額の
一、当該全額期間等に該当する金額を、全額期間等の積立者又は株主であつた前項に
應じたる特別管理株式会社、前項に定める期間内に通知しなければならぬ。

一 前項に規定する全額期間については、全額期間再調整請求へ昭和三十一年三月
十七日ハオ三七条ハニト規定する調整規定利益金長つ、算出する当該特別管理株式
会社と計する金額と相当する金額

二 閉鎖期間については、閉鎖期間令オ十九条ハニハ規定に、(特別) 当該管理株式会社に計
する清算金配金額

三 オ一号にいう調整規定利益金又はオ二号ハ清算金配金額の計算の基礎となつた残余
利益の限に、前項オ一号に掲げる金額を合計して算出した金額のつぎ算出した当該全
額期間等、当該特別管理株式会社に対する分配額に相当する金額

裏面白紙

特別整理株式会社は、オ四項の規定による通知をし、且つ前項オ一号又はオ二号に掲げる全額を交付した後、オ三項オ二号に掲げる全額を、命令の定むる期間内に、命令の定むる方法により、分配しなければならぬ。オ一項及びオ二項の規定は、この場合において準用する。

可
然 理 林 式 会 社 は 才 一 項 才 二 項 及 び 前 項 規 定 する 全 額 を 命 令 の 定 む る ところ
主 務 大 臣 へ 認 可 を 得 ず 分 配 し なければ なら ない

裏
面
白
紙

第二十六条の三 特別整理株式会社は、第二十四条及び第二十五条の見定により依斯定として整理すべき願が確定しない場合において、前条第一項の規定する方針に準じて依斯定の計算を行ったときは、当該計算を行った日における、同条同項第一号に掲げる金額から同条同項第二号に掲げる金額を控除した金額へ以下掲足の計算という。一、旧債権者負担額と旧株主負担額との合計金額へ前条第二十六條の四の規定により既に算入せしめた額があるときは、その額を控除した金額。二、前条第二十七條の場合においては、依斯定として整理すべき額は確定したものとみなし、第二十七條の規定を適用する。但し、第二十六條の六の規定の適用を妨げない。

裏面白紙

オ二十六条の四 特別整理株式会社は、オ二十六条の三の規定に於て、
場合を除き、前条オ一項の規定する仮新定の種類がある場合には、当該仮新定、新定
旧債権者負担額（既に清算せしめられたるものは、その額を控除した額）の限度に
いて、特別損失負担旧債権者に帰属せしめ、当該帰属せしめられた額を命令の定むることに
により、主務大臣の認可を得て、分配することが出来る。

裏面白紙

オニ十六条カ五 解散会社がオニ十四条カニ規定する資産の処分及び債権の回収を完了
したときは、金融機関再建整備法オニ十七条カニ規定による調整新定の利益金の全部を
も受ける権利（以下本条中調整新定受取権という。）を、前項機関令オニ十九条カニ甲
規定による閉鎖機関からの清算分配を受ける権利若しくはオニ十六条又はオニ十六条カ三
の規定による仮新定利益額又は仮新定の債権の分配を受ける権利については、当該会社
は、旧債権者特別管理人の同意を得て、当該会社のオニ会社又はその他の者ト当該権利
を譲渡することができる。但し、当該権利を譲り受けた者は、これを他に譲渡するこ
ろができない。

項に不足する調整不足を益収の譲渡については、全数控除内課税を履行する
ことについては、これを適用しない。

裏面白紙

裏面白紙

二十六条オ六 オ三オ一号口に掲げる損失額の計算上、算出の根拠となつた在外買債
、本条オ六下在外買債という。一を有する解散会社は、オ二十六オ一オ二号の事務
、世の指定する金額と指定時貸借対照表に計上された在外買債の額が在外買債の額を
、超する場合の当該買債と合計金額に相当する金額を、命令の定むるところに、
、正の認可を得て、主務大臣の指定する者に寄託した後に受け取らば、戻金は確定
、しないものとする。

。(同条同項オ一号に掲げる金額を該項金額と漏らさない場合は、同号に掲げる金額)

解散会社は、命令の定むるところにより、主務大臣の認可を得て、前項に規定する信託に代え、在外資産、在外負債に係る一切の権利義務を当該会社の子会社に譲渡することができる。

裏面白紙

一九二六年七月 特別整理株式会社が、廿二条六条の二を廿二条六条の四に規定するに
よるに、前記の認可の申請をした場合において、当該申請に係る事業について、次
記の事項を調査申請したものとみなして、廿二条六条を適用する。

裏面白紙

裏面白紙

サニ十六条ハ、解散会社が、サニ十四条及びサニ十五條の項に於て、債権として整理すべき類が確定せず且つ当該取締役として負債の部又は資産の部に計上した類の合計差引計算をなし、負債の部に計上した合計金額が資産の部に計上した合計金額を満たさない場合において、その後における資産の処分又は債権の回収へサニ十六條の三に規定する金融機関等からの調整勘定の利益金、清算分配金及び取締役利益類又は取締役の残額への分配を受ける場合を含む。一により取得すべき資産の類が、当該処分又は回収の経費を償ふに不足するため取締役の整理を継続することが当該会社の債権者の利益を侵害するおそれがあると認められるときは、旧債権者特別管理人は、当該会社に対し、旧債権総額の百分の五十以上にわたる旧債権を有する旧債権者に、意見を傳へ、当該会社差引計算をなした日において取締役を確定すべき旨の要請をすることができる。この場合において、当該会社は、その要請に従つて取締役を確定しなければならぬ。

旧債権者特別管理人が前項の要請を行った場合にお、一、旧債権者は、当該会社の
仮勘定確定の日において、当該会社がオニ十四条の三の規定により保有する資産の限度
において、残存旧債権額の弁済に充てし得る金額へ当該会社が既に残存旧債権額の弁済
を行っているときは、その金額を加算した金額を限度とする。残存旧債権額については、そ
の権利を放棄したものとみなす。

裏面白紙

裏面白紙

才一項の規定により、仮勘定が確定した場合において、旧債権残存額につき旧債権者
ト弁済した金額（才二項の場合における弁済と充当しうる金額を含む。）の合計額が残
存旧債権額に満たないときは、当該満たない額については、特別損失負担額に充てて旧
債権者に負担せしめなければならない。

項の規定による取組を在差下については、
サシ木を太くする規定の適用を停止し

裏面白紙

裏面白紙

オニナ元条の三オ一項中「会社総理の同意増置ヲ付テオニ一項」旧債権の債権者」を
「旧債権者」に改め、「株式を發行する場合」の下に「又は特別整理株式会社に帰
属したオニ会社株式の売出に当り額面株式の一株の全額をこえり額面を以て株式を売出
す場合」を、「ト」に「ト」より新株の引受権」の下に「又はオニ会社の株式につき株主又
は旧債権者が優先的に額面額額を以て買ひ受ける権利」以下オニ会社株式の買受権と
いう。レ」を、「新株の引受人」の下に「又はオニ会社株式の買受へ」を、「發行額額」
の下に「又は額面額額」を、「株式の發行」の下に「又は額面」を、「その新株の引受
権」の下に「又はオニ会社株式の買受権」を加える。

(49)

オニニ在るハ中「会社經理応急措置法」第十四条第一項ノ旧債取の債権者レを「旧債
権者」ト改メ、「新株の發行」の下に「又はオニ会社株式の賣出」トシ、「新株の引受取」
の下に「又はオニ会社株式の買受取」を加ふる。

裏面白紙

一、大坂の丸 片一十太茶乃至カニ下大茶カ四の増長にあり介配する金額は、次
、に、各書業年度、所管及所管地を統括するに主業税を課する場合は、おのづから各書業年
度の計算上は、これを損金とする。

裏面白紙

裏面白紙

才五十三条才一項中「才二十四条乃至才二十六条」を「才二十四条乃至才二十六条」
ハレに改め、同条才二項中「認可の日から五年」の下に「へ才二十四条乃至才二十六条
のハの規定に依はる事項については、才二十四条及び才二十五条の規定する後勘定が確
定（才二十六条の三の規定により確定したものとみなす）（御八〇〇〇）」し、自日から
二年ハレを加える。

閉鎖機関令の一部を改正する法律案要綱(案)

昭28.12.19

閉鎖機関令

1 目的

閉鎖機関の清算は、本邦内に在る財産についてのみ行われ、在外店舗に係る債権(命令で定めるものを除く。)及び債務は清算の範囲外のものとして従来取り扱われてきた。

しかるに、閉鎖機関のうちには主として外地に活動していた機関もあり、これらのものは、在外店舗に係る債権・債務を残すのみで国内清算は最終段階に達しているものもある。閉鎖機関制度の目的もほぼ達成された現在、閉鎖機関の整理の一層の促進を図るために、それら在外財産中送金為替等について、弁済する途をひらき、あわせて、外地債権者の保護・救済、内地債権者との間の不均衡を是正する必要があるため、次の諸点について改正を行う。

2 処理方針

- (1) 閉鎖機関に係る送金為替及び外地預金等は、従来在外債務として現行法上支払等を停止していた(第1条、第2条)がこれを改め、当該閉鎖機関の国内資産の限度内において支払等の請求に応ぜしめ得ることとし
- (2) この際処理の対象とすべき未払債務等は、送金為替、外地預金(法人分を除く。)及び持帰り通貨とし、法人の外国預金等

の他借入金、他店借、通貨債務等は、当分の間従来通り在外債務として残置することとする。

3 処理要領

今回の支払の対象とする閉鎖機関の債務の支払は、原則として従来の内地債務の次順位とし、内地債務の支払を完済した後に於いて国内に残余財産が存するとき、先づ送金為替及び持帰り通貨次いで外地預金の順位をもつてその支払に応ずるものとする。但し、内地債務を一定の時点において完済し得ない閉鎖機関にあつては、その一定時点において内地債務の弁済を停止し、当該時点における国内残余資産及び命令で定める在外資産をもつて今回支払の対象となつた債務の支払に充て、一定時点における国内債務の弁済率を限度とし、尚、その際残余資産があるときは内地債務を先順位として順次今回支払の対象となつた債務の支払に及ぶこととする。

4 その他

- (1) 送金為替、外地預金等の支払の場合、その円貨換算率については、別記政令をもつて、これを定める。
- (2) 当該債権の弁済のために必要な申出方法等については、別記命令をもつて、これを定めることとする。

企業再建整備法における在外資産、在外負債
の取扱について

- 1 企業再建整備法の一部改正を行い、仮勘定利益の分配をなさしめるに当つては、在外資産、負債の計算を現行のままとしておくか、又は、講和条約による事情の変更等を織り込んで改正したうえで、整理を進捗せしめるかを考慮する必要がある。
- 2 現行規定(告示)によれば、特別損失計算の際における取扱いは簡略にいえば次の通りである。
 - (1) 在外資産が在外負債を超過しているときは、その超過額を切り捨て、切り捨てた額を特損に算入する。
 - (2) 在外負債が在外資産を超過しているときは、特損は零とする。すなわち、在外資産は(1)により切り捨てた額を除けば、すべて在外債務に対する見合い勘定として扱われている。従つて、この点を現行のままとし、再建整備法を改正して整理を促進することとなると、解散会社の場合には、連合国、中立国に対する債務についても、何等内地資産を引当てることなく、事実上清算が終了する場合が考えられる。

3 上記の事態を避けるため、在外資産、負債の容種方法を次のように改めることとする。

- (1) 在外資産、負債は、これを次の方法により、地域別(原則として国別とするが、旧領土については、別に定める地域別とする。)に仕分ける。
 - (i) 動産、不動産については、その所在地域による。
 - (ii) 同一地域内での取引から生じた債権、債務については、その取引の主体となつた店舗の所在地域による。
 - (iii) 店舗の所在地域外との取引から生じた債権、債務については、その取引の相手方の国籍(旧領土については別に定める区分)による。但し、その相手方が法人である場合には、その法人の国籍の如何に拘らず、実質的にその法人を支配した者の国籍によるものとする。
- (2) 店舗の所在地域外との取引から生じた債権のうち、(1)の(iii)による地域別分類において日本及び旧領土に属することとなつた者を相手方とするもの以外の債権は、これを切り捨てる。但し、既に回収されたもの又は回収の見込が確実なものは、この限りでない。

- (3) 日本及び旧領土の地域に属するものについては(2)の(1)、(4)、(5)に掲げる資産負債のすべてを、その他の地域に属するものについては(2)の(1)、(4)に掲げる資産負債のすべてを、地域別にそれぞれ合計し、資産超過となる地域については、超過額を切捨てる。但し、一地域に属する資産のうち、既に返還又は回収された資産及び返還又は回収の見込が確実な資産の合計額が当該地域の負債の合計額を超えるときは、その超える額に相当する額を資産の切り捨て額から減ずるものとする。
- (4) (2)及び(3)によつて切り捨てた資産の合計額が、従来の規定によつて切り捨てた資産の額を超える額は、特損の増加に相当するものとし、仮勘定の損に計上せしめる。
- (5) 解散会社が仮勘定を閉鎖する場合には、(2)及び(3)によつて地域別に資産を切り捨てた後における負債の総額が資産の総額を超える金額(負債超過額)を信託会社に信託させるものとする。

閉鎖機関令の一部を改正する個規

第二条 閉鎖機関の本邦内に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務並びに閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保されたその他の債務その他閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び本邦内に居住する者の有する送金為替、預金（法人が有するものを除く。）等及び発行通貨で命令で定めるものは、これを本邦内に在る財産とみなす。

閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務（前項の規定により本邦内に在る財産とみなされる債権及び債務を除く。）は、これを閉鎖機関の本邦内に在る財産以外の財産とみなす。

第十一条 閉鎖機関の債務の弁済その他債務を消滅させる行為については、第十一条の二から第十一条の七までの規定に該当する場合を除く外、他の法令にかかわらず、その方法、金額、時期及び順位について、大蔵大臣の指示に従わなければならない。

（第二項略）

（新たに加える条文）

第十一条の三 特殊清算人は遅滞なく少くとも三回の公告をもつて、第二条に規定する送金為替預金等及び発行通貨（以下送金為替等という。）の債権者に対し、一定の期間内に、命令の定めるところにより、当該特殊清算人に対する債権を申し出るべき旨を催告しなければならない。但し、その期間は三箇月を下ることを得ない。

前項の公告には、債権者が期間内に申出をなさないときは特殊清算から除斥される旨を附記しなければならない。

特殊清算人は、知れている債権者には、各別にその債権の申出を催告しなければならない。

知れている債権者は、これを特殊清算から除斥することはできない。

第二項の規定により除斥された債権者は、同項の規定により除斥されなかつた債権者に対して弁済をなした後は、残存する財産に対

してのみ、その送金為替等の弁済を請求することができる。但し、特殊清算人が残余財産の分配を開始した後（第十九条第一項に規定する閉鎖機関のうち残余財産の分配を行わなかつた閉鎖機関にあつては、第十九条の二十四の規定による特殊清算終了の登記（当該閉鎖機関について登記がないときは、同条の規定による公告）をした後）は、この請求をすることはできない。

第十一条の四 特殊清算人に申し出た送金為替等の債権者は、その申し出を行つた後においては、その債権を譲渡することができない。但し、債権者が死亡した場合において、相続人その他の一般承継人に当該債権を譲渡するときは、この限りでない。

第十一条の五 国内債務を完済できない閉鎖機関の送金為替等の債権については、大蔵大臣の定める率まで当該国内債務（送金為替等の債務を除く。）を弁済した後、当該率まで、左に掲げる順位に従つて弁済する。

- 一 送金為替及び発行通貨
- 二 外地預金

前項の規定は、同項の規定により弁済した後なお国内資産が残存した場合に、これを準用する。

同一順位において弁済すべき債務は、おのおのその債務額の割合に応じて弁済するものとする。

第十一条の六 送金為替等の債務の弁済は、政令で定める換算率により換算した本邦通貨表示による金額をもつて、これをなすものとする。

第十九条 閉鎖機関のうち昭和二十年八月十五日現在においてその本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債務（当該閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保された債務及び送金為替等で命令で定めるものを除く。以下在外債務という。）を有していたものについては、特殊清算の目的である債務（社債に係る債務を弁済し、及び当該債務のうち異議のある債務、条件付の債務その他不確定の債務について、大蔵大臣の定めるその弁済に必要な財産を別除した後において、（以下略）

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

裏面白紙

閉鎖機関令

公布 昭、二二、三、八、勅七四、
改正 昭、二三、八、二一、改二五一

昭、二四、五、三、法一四五、
昭、二五、五、四、法一四一、
昭、二五、一二、二六、改三六八
昭、二七、三、三一、法四三
昭、二七、七、一六、法二三四
昭、二七、七、三一、法二六八
昭、二八、八、一、法一三三

第一条 この初令において閉鎖機関とは、その本邦内における業務を停止し、その本邦内に在る財産の清算をなすべきものとして大蔵大臣及びその業務に係る行政の所管大臣（以下所管大臣という。）の指定する法人その他の団体をいう。

前項の指定は、告示により、これを行う。
第一条 閉鎖機関の本邦内に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務並びに閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保されたその他の債務その他閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権で命令で定めるものは、これを本邦内に在る財産とみなす。

閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に係る債権及び債務（前項の規定により本邦内に在る財産とみなされる債権及び債務を除く。）は、これを閉鎖機関の本邦内に在る財産以外の財産とみなす。

第二条 閉鎖機関は、第一条の規定による指定があつた日（以下指定日という。）以後は、大蔵大臣及び所管大臣の特に指定する業務（以下指定業務という。）を除く外、その業務を行うことができない。

指定業務は、大蔵大臣及び所管大臣の監督に属する。
指定業務の指定及びその解除は、告示により、これを行う。
第四条 何人も、指定日以後は、閉鎖機関の財産上の権利義務に変更を生ずべき行為をすることができない。但し、第十條第一項に規定する特殊清算人の職務の執行に係る行為については、この限りでない。

前項の規定に違反してなした行為は、これを無効とする。
第五条 外國法人でない閉鎖機関の理事、取締役、監事、監査役、清算人その他の役員（以下役員という。）及び支配人は、他の法令、定款又は契約にかかわらず、指定日において解任されたものとする。

外國法人でない閉鎖機関の役員及び支配人の職に當る者は、他の法令又は定款にかかわらず、指定日以後は、これを補充しない。
外國法人である閉鎖機関の役員及び支配人は、指定日以後は、その職務を行うことが